

衆議院

地方行政委員会會議録 第二号

平成十二年二月二十二日(火曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 齊藤斗志二君

理事 田野瀧良太郎君 理事 滝 実君

理事 中野 正志君 理事 山本 公一君

理事 中川 正春君 理事 中沢 健次君

理事 榊屋 敬悟君 理事 鰐淵 俊之君

今井 宏君 大野 松茂君

北村 直人君 栗原 裕康君

杉山 憲夫君 竹本 直一君

橋 康太郎君 谷 洋一君

西田 司君 平沢 勝榮君

平林 鴻三君 藤本 孝雄君

水野 賢一君 河村 たかし君

桑原 豊君 松崎 公昭君

松本 龍君 石垣 一夫君

北側 一雄君 野田 毅君

穀田 恵二君 春名 眞章君

知久馬 三子君

自治大臣 保利 耕輔君

國務大臣 (國家公安委員會委員長) 山本 有二君

法務政務次官 大野由利子君

厚生政務次官 長勢 甚遠君

労働政務次官 平林 鴻三君

自治政務次官 橋 康太郎君

自治政務次官 田中 節夫君

政府参考人 (警察庁長官) 石川 重明君

政府参考人 (警察庁長官官房長) 黒澤 正和君

政府参考人 (警察庁生活安全局長) 黒澤 正和君

政府参考人 (警察庁刑事局長) 林 則清君

政府参考人 (消防庁長官) 鈴木 正明君

地方行政委員会専門員 蓼沼 朗寿君

委員の異動 二月二十二日

辞任 杉山 憲夫君 補欠選任 北村 直人君

同日 平沢 勝榮君 竹本 直一君

辞任 北村 直人君 補欠選任 杉山 憲夫君

同日 竹本 直一君 平沢 勝榮君

本日會議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出 第一五号)

地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出 第一六号)

地方財政に関する件(平成十二年度地方財政計画)

地方自治、地方財政、警察及び消防に関する件

○齊藤委員長 これより會議を開きます。

地方自治、地方財政、警察及び消防に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

各件調査のため、本日、政府参考人として警察庁生活安全局長黒澤正和君、消防庁長官鈴木正明君の出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○齊藤委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのとおり決しました。

○齊藤委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。大野松茂君。

○大野(松)委員 おはようございます。自由民主党の大野松茂でございます。

自治大臣・国家公安委員長の所信表明に関連をいたしまして、何点かお尋ねをさせていただきます。

まず、東京都の外形標準課税の導入問題についてお伺いをいたします。

保利大臣も、法人事業税への外形標準課税の導入につきましては、できるだけ早期に導入したい旨、所信の中で明らかにされておられます。道路や上下水道、福祉、教育など、さまざまなサービスを提供する地方自治体にとりまして、地方税は、安定的な税収が確保できる応益的な税であることが望ましいとされております。

法人事業税への外形標準課税の導入につきましては、地方の安定的な財源を保障するとともに、法人の事業活動の規模に応じて薄く広く、そして公平に地方公共団体の行政サービスの対価を負担していただく地方税として、非常に望ましいものと実は私は認識しております。そういう観点から今までも随分議論されてまいりました。

今回、率直に言つて、突然提案された東京都の外形標準課税案は、中身を見ますと確かにいろいろの問題点がありますものの、極めて厳しい東京都の財政状況を背景とした地方分権の観点からいいますれば、その試みとして評価すべき点もある、こう思っております。

今までも外形標準課税という言葉、いろいろな機会に私どもも口にしてきたところでございます。

が、国民の間ではなじみのなかった言葉でございます。これを導入するとなれば、わかりやすい言葉の言い換えも必要ではないか、このようにもこの外形標準課税の導入の問題では考えもいたしたところでございますが、今や多くの国民が知るところとなつたという状況をもつていたしまして、その影響の大きさをすることもできますし、そしてまた議論を進める上で、この面ではやりやすい環境をつくつた、このように言えるようにも実は感じております。

事業税は都道府県の基幹税目ですから、各都道府県がそれぞれにばらばらに外形標準課税を導入する事態は、決して好ましいものではないはずでございます。すべての都道府県において、幅広い業種を対象に薄く広く負担を求める外形標準課税を早期に導入することが、地方自治にとりましては最も大事なことで考えております。もちろん、中小企業対策にも十分の配慮が必要でありますし、現下の最優先課題として取り組んでおります景気の回復の状況などを十分踏まえる必要もある、このようにも思っております。

これらのことを踏まえまして、外形標準課税の早期実現に向けて精力的に取り組んでいただくようにお願いをしたいと実は私は思っておりますが、自治大臣のお考えをお聞かせいただきたいと存じます。

○保利國務大臣 外形標準課税についてはいろいろの問題もあるところでございまして、ただ、自治省の立場といたしましては、地方分権、それから地方における安定的な財源の確保という意味から、できるだけ早くこれを入れたいというところで、暮れの税制調査会にも私はたしか二度出向しまして、お願いを申し上げてきたところであります。ようやく前向きな答申もいただきました。これから先希望を持ってまだお願いができるのかな、こ

う思っていたやさきに、東京都におきまして外形標準課税を導入するというのを発表されました。

私は、外形標準課税を導入するという方向性は自治省と一致しておる、しかしながら、今の時点で、あの形で入れることには若干の懸念がありますということ、昨日、石原知事にお目にかかりましてお話を申し上げました。石原知事は、御自身で御決断なさったことはやはりかたい意思でやりになるように私には見受けられたわけでありまして、しかし、この問題を契機としまして、土屋靖玉県知事、知事会の会長さんであります、お見えになりました、全国一律で導入するように、早期に導入するようにという御要望もありました。

そういったものを踏まえまして、また暮れの税制調査会でのそういった結論も持ちまして、私どもとしては、できるだけ早期に、ただし景気の動向等にも配慮しながら、あるいは中小企業に対して過重な負担がかからないような配慮もしながら方策を進めていかなければならない、そういう気持ちであります。

○大野(松)委員 今回、石原知事が打ち出した大手銀行の法人事業税に外形標準課税を導入する条例案は、外形課税の仕組みや地方自治体が独自に課税できることが全国に広く知れ渡ったことでもあります。しかし、全国一律の外形標準課税導入の論議に一方でまた弾みがつき始めたことになった、こうも思っております。全国の知事の間でも、東京都が単独で打ち出したことにつきまして、課税対象を銀行業界に絞ったことについて戸惑いや批判の声が多いことを新聞各紙が報じておりますし、また知事さん方のアンケートの中にもその結果が示されております。

外形標準課税は、全国知事会が国に導入を今日まで働きかけてきたことでもあります、景気への影響から、言うなれば先送りされてきたと思っておりますし、税の公平性からいっても、地方税財源の充実また確保の上でも、全国一律での導入

を求めるべきものと思っております。

こうして、早急な対応が望まれるわけでございますけれども、今大臣のお答えにもございましたとおり、昨日は石原都知事にお会いになりました、また土屋全国知事会長からも要望をお聞きなされた、こう報道されておるわけでありまして、ぜひ一歩踏み込んだ進め方、スケジュール的といいますか、日程的にもそういう詰めをぜひ進めていただきたいと思っておりますが、改めて、いかがでしょうか。

○保利国務大臣 この問題につきましては、政府の税制調査会も、これを受けて今週中に会議をしていただくというふうな流れになっております。また、党税調でもこの問題についての議論をしていただくということで、方向性は次第に定まってくるんではないかと私は見ておりますが、いろいろ検討すべき事項もありますから、十分慎重かつ迅速に導入していくように、私どもの方からもお願いをしななければいけないことだと思っております。

○大野(松)委員 引き続きよろしくお願い申し上げます。

次に、いよいよこの四月からスタートいたします介護保険について伺いをさせていただきます。

平成九年の十二月に介護保険法が成立して、二年が経過いたしました。市町村は、準備期間が短く、大変な御苦労を重ねられまして、さまざまなケースを想定しながら、四月の施行まであと一踏ん張りというところまで至ったところでございます。市町村長の皆さんも、住民の皆さんに負担と給付について積極的に説明をされて、そして理解を求められてまいりました。

高齢者の介護の問題は、年々深刻化をいたしております。若い世代の将来への不安を取り除き、そしてこの制度を円滑にスタートさせるためにも、保険者である市町村に対し、万全の支援体制

を講ずる必要がございます。

そこで、伺いするわけでございますが、まず保険者となる市町村や都道府県につきまして、介護保険制度を円滑に実施していくためには、職員の配置など事務処理体制の整備が必要でございます。平成十二年度の地方財政計画では介護保険関係の職員を増員されているのでありますけれども、地方団体の事務処理体制の整備についての地方財政措置は全体としてどのようになっているのか、その点をまずお示しいただきたいと思っております。

○保利国務大臣 御案内のように、四月からこの制度が発足いたしますが、御指摘の必要な職員につきましては、平成十年度から計画的に増員をしてまいりました。十二年度におきましても、地方財政計画上、五千七十名を増員するという計画をしております。

また、要介護認定事務費交付金の市町村負担分その他、あるいは介護保険事業計画のフォローアップ経費その他につきましては、所要の地方財政措置を講ずることによりまして、地方団体の事務処理体制に支障がないように、私どもとしては適切に対処することにいたしております。

○大野(松)委員 次に、この介護保険制度を円滑に実施していくためには、市町村はそれぞれの地域の特性に応じてさまざまな独自の取り組みを行っている認識をしております。自治省も、地方団体の総合的な取り組みを支援するというところで、介護保険制度支援対策として五百億円の新たな地方財政措置をいたしております。この内容については市町村の関心も非常に高いわけでありまして、この内容についてお聞きしたいと思います。

○保利国務大臣 五百億円の内容につきましては、介護保険制度の広報啓発に百億円程度、それから介護サービスの基盤整備、これはソフトの関係であります、これが百億円程度、それから介護保険事務体制整備につきましては二百億円程度、それから高齢者生きがいの交流支援事業に對しましては百億円程度、あらましそういうような形で今お

尋ねの介護保険制度支援対策を組んでおるところでございます。

○大野(松)委員 実際の執行につきましては、市町村の期待も非常に高いことですから、その点をよくよくお願いしたいと思うわけでございます。介護保険制度は、地域に蓄積された総合力、地方自治の実力が問われていることでもございまして、引き続き市町村への対応に万全を期していただきますことが、この事業を円滑に進めていく上では極めて大事なことでございまして、引き続きこれらにかかわっていただきますように要望をさせていただきます。

次に、ハイテク犯罪につきまして、警察庁に伺いをさせていただきます。

この一月に、中央省庁等のホームページが何者かによって書き換えられたり、あるいは消去されたりする事件が相次いで発生をいたしまして、大変な不安を生じたところであります。今後、こうしたハッカーによる事件の増加や、またネットワーク社会そのものに甚大な被害を及ぼすサイバートロの発生も懸念されております。警察のネットワーク犯罪への取り組みにつきまして、まずお示しいただきたいと思っております。

○黒澤政府参考人 これまで、ネットワーク犯罪に的確に対処するために、昨年の四月でございまして、警察庁の情報通信局に技術対策課を設置いたしました、この課に警察庁技術センターを開いたしております。

また、各都道府県警察でございまして、ハイテク犯罪対策プロジェクトの設置、それからシステムエンジニア経験者等の中途採用、ハイテク犯罪捜査官として中途採用を進める、あるいはまた相談窓口の設置でありますとか資機材の整備など、体制の整備に積極的に取り組んでおるところでございます。

次に、法制面でございまして、郵政省、通産省と共同で案を策定いたしました不正アクセス行為の禁止等に関する法律でございまして、昨年の八月に成立をいたしたところでございまして

が、今月の十三日から施行されております。その的確な運用によりまして、不正アクセス行為の発生防止に努めてまいりたいと存じます。

また、予算の関係でございますが、平成十二年度におきましては、ハイテク犯罪対策経費につきまして、二十三億円余りでございますが、前年度対比で申しますと約二〇%の増額を計上させていただきます。

政府全体といたしまして、情報セキュリティ関係省庁局長等会議におきましてハッカー対策等の基盤整備に係る行動計画が先月決定されたところでございますが、警察庁におきまして、この行動計画を踏まえまして、今後推進すべき施策を警察庁情報セキュリティ政策体系として取りまとめたところでございます。

今後は、この体系に沿いまして、捜査体制、技術支援体制等の強化、国際的な連携強化等のハイテク犯罪対策の推進、あるいはまた監視・緊急対処体制の整備強化等のサイバーテロ対策の推進、そしてハイテク犯罪の発生を防止するための産業界との連携強化等に努めてまいりたいと存じます。

○大野(松)委員 今まで経験しなかったような新しい犯罪というのがますます増加の一途にあるわけでございますが、クレジットカードの偽造による犯罪被害もまた、最近非常に増加しているというところでございます。カード犯罪の実態、また法整備を含めたカード犯罪への取り組みの状況、これはいかがですか。

○黒澤政府参考人 クレジットカード犯罪でございますが、平成十年でございますが、警察庁で把握しておりますクレジットカード犯罪、詐欺でありますとか窃盗などでありまして、検挙件数は四千二百八件、検挙人員は六百五十三人となっております。

最近の特徴でございますが、こうしたクレジットカード犯罪におきまして、カードの偽造による事犯が目立っております。それから組織的な事犯の検挙を見ておること、こういったことが特徴で

ございます。

ちなみに、関係団体の調べでございますが、カードの不正使用による被害額、平成十年二百八億円、うち偽造が二十六億円の被害になっておりまして、近時これが増加傾向にございます。

警察といたしましては、クレジットカード犯罪の摘発強化に努めますとともに、カード発行会社との協力を強化しているところでございます。さらに、クレジットカードの偽造等による被害の発生を防止するために、関係省庁との間で連絡協議会を開催しております。この問題に関する取り組み等の把握に努めますとともに、法整備を含めた所要の対策を講ずるための協議、検討を進めておるところでございます。

○大野(松)委員 お答えにありましたように、ネットワークの犯罪、あるいはまたカードの偽造、麻薬などや覚せい剤の密輸事犯等の国際的な組織犯罪に効果的に対応するためには、外国の警察機関との緊密な連携が重要と考えております。

国際協力体制の前進に向けて、国家公安委員長のお立場での御決意をお伺いいたします。

○保利国務大臣 国際組織犯罪の件につきまして、世界各国、とりわけG8の各国も高い関心を持っておりまして、G8の国際犯罪対策上級専門家会合、いわゆるリヨン・グループというのを

持っております。そのリヨン・グループの議長国は、本年は日本が務めておるということで、世界各国と連携をとりながら国際犯罪対策に対処していくかなければならぬ、こういうことでございまして、昨年の十月には、この上部でございます閣僚級の会合もモスクワで開かれました。私も出席をしていろいろ議論させていただきましたが、今御指摘のクレジットカード、それからハッカー対策等々についてもかなり細かい議論がございました。

また、国際組織犯罪というものを見ていくかというような問題がありまして、これは世界各國いろいろな違った形で出てきておりますが、共通するものはありますので、そういったもので

法制度上、各国にそれぞれがでないかどうかというような点も検証しながら、この国際会議等を進める中で国際犯罪対策に私どもは対処してまいりたいと思っております。

ポイントを上上げれば、このG8ならG8でいわゆる抜け穴というのがあつてはいけない、ある国では犯罪になるけれども、ある国では犯罪にならないというような事態があつてはならないというように、非常に大事なポイントなどを協議いたしておるところでございます。五月にはパリで専門家会合がございます。

○大野(松)委員 よろしくお願いいたします。この際、警察行政に関連いたしまして、警察官の増員について、言うなれば御要望を上上げたところでございます。

このことにつきましては、既に交番相談員制度の導入などによりまして積極的な対応を実は進めておられます。それでもなおかつ、全国的に不足されておりました、増員への要望が引き続き強いと聞いております。

実は、私の埼玉県でございますが、警察官の一人当たりの負担人口が全国一でございます。殊に、私の地元は、住民千四百七十人に對しまして警察官一人という状況にさへ実はございます。

安全で快適な地域社会の実現を図るためには、地方警察官の増員が必要と思っておりますが、この増員への見直しはいかがでしょうか、お示しいただきたいと思っております。

○保利国務大臣 予算委員会でも何度か御答弁を申し上げておるものであります。御指摘の埼玉県につきましましては、いろいろお話を聞く中で、一人当たり七百八十九人の市民を養わなければならぬという、日本一の警察官の割合で少ない方だということになっております。

実は、警察といえども人員の抑制というのは、財政状況からいって、三年ほど続けてきておるわけでありまして、なかなかふやしていただけないという状況がございまして、

るいは麻薬でありますとか、新しい分野にどんどん広がってきておりますし、さらに、今お話のありましたハイテク犯罪等についてもやはりきちんとした対応をしていかなければならない。警察官の質をきちんと守っていくと同時に、私は、量についてもふやすという方向で努力をしていかなきゃならぬということで、閣議等でも発言をさせていただいていう実情でございます。

今後とも、御指摘の点を踏まえながら、日本の治安が維持されるように、そして、経済等に対する影響も非常に大きゅうございまして、そういう意味で、日本の治安を守ることとは日本のいわば国としての基礎にあるんだということを訴えてまいりたいと思っております。

○大野(松)委員 昨年の神奈川県警を初めとする一連の不祥事、あるいはまた新潟県警の女性監禁事件の虚偽発表などが相次いでございまして、非常に残念なことではございますが、国民の警察に対する信頼を著しく損ねております。国民の信頼を一日も早く回復するために、よって来るところを徹底究明するなど、全力を尽くされたく要望するわけでございますが、改めて、国家公安委員長のお立場での御決意をお示しいただきたいと思っております。

○保利国務大臣 週に一回、国家公安委員会が木曜日の十時から開かれておりまして、その場で警察庁からいろいろ報告もあり、私どもが指摘をいたしておるところであります。昨今の警察における不祥事につきましては、私も、本当に遺憾に思っております。特に、今回の新潟県におきまして事件等につきましては、国家公安委員会の中でも私が厳しく発言をいたしました。保健所からの連絡があつたにもかかわらず出動していない、そういう事実に対してきちんと物事を調査しないというところで、先週日曜日に調査団が新潟県警に派遣されましたけれども、その調査報告書等をよく見て、後またいろいろ御質問もしながら、これは厳正に対処していただくように警察庁を督促してまいりたいと思っております。

そのようにして、日本の警察の信頼維持のために、私は全力でこの国家公安委員長の職責を果たしてまいりたい、そのように思っております。

○大野(松)委員　ありがとうございます。ひとつよろしくお願いいたします。

時間がなくなりましたが、消防について一つお尋ねをさせていただきたいと思います。

昭和二十三年に消防組織法が施行されました。市町村消防の原則に基づくところの自治体消防が発足をいたしまして五十年という時間の経過がございます。そうした中で、昭和三十六年に消防力の基準が定められているところでございますが、これに基づいて今日までさまざまな対応がされてまいりました。実は私も、三十年前、消防団員としての経験があるわけですが、今日はまだ、その当時と違って、いろいろな形で変化がございます。

ここで、この消防力の基準について改定がされたとところでございますが、その改正の基本的な考え方、あるいはまたこの新基準に基づいてどのような取り組みをされるおつもりなのか、消防庁のお考えをお示しいただきたい。

○鈴木政府参考人 御指摘のように、消防力の基準、これは市町村の消防に必要な施設あるいは人員の基準を定めているものでございますが、これまで我が国の消防施設あるいは人員の充実強化というところに大きな役割を果たしてきているというふうに見えております。

しかし、制定後四十年近くが経過いたしましたので、消防を取り巻くさまざまな環境の変化を踏まえまして、今般、消防審議会の答申に基づきまして全面的な改正を行いました。

その基本的な考え方は、次の四点に集約できると思います。

一つは、地方分権の推進に対応しまして、消防力の整備に当たっては、市町村の判断要素を大幅に導入した。二つ目は、消防活動の実態というものを踏まえまして、消防署や出張所の設置基準あるいは消防自動車の配置基準などを見直した。

それから三点目は、救急需要の増加に対応するため、救急自動車の配置基準を見直した。四点目は、今委員からもお話出ました消防団につきまして、多様な活動実態、あるいは消防団の持つ大災害時での組織力というものを踏まえまして、消防団を充実する方向で見直しを行ったということでございます。

この新しい基準によりまして、市町村におきましては、地域の実情を踏まえて消防力の整備を計画的に推進していただきまして、消防防災体制の充実強化を図っていただきたい、こう期待をいたしております。

消防庁といたしましても、このような市町村の消防力の整備につきまして、消防補助金の確保に努めるなどしまして積極的に支援して、消防防災全般にわたる充実強化に取り組んでまいりたい、このように考えております。

○大野 松 委員 それぞれ、緊急を要する課題についてお尋ねをしたところでございますが、どうぞ、極めて厳しい状況の中でございますが、万全を期しましての対応をお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○斉藤委員長 次に、鰐淵俊之君。

○鰐淵委員 自由党の鰐淵俊之でございます。
ただいま大野委員からも御質疑ございました。

が、私の方からも、外形標準導入につきまして大臣の所感をいただきたい、このように思います。

まず、この外形標準のことにつきましては、もう既にマスコミ等各報に報道されておりまして、国民の方も非常に大きな関心を持っているわけ

でございます。私自身も、この地方行政委員会に入りまして、初めて国会議員になりましたからずっとこの委員会に所属いたしております、その間、

各大臣には、やはり外形標準を早く導入すべきではないかということについて、いろいろ私どもも発言をしてきたいきざつがございます。

その根底をなすものは、まず一つは、特に法人に係る事業税、これは都道府県の主な税目であり

ますし、あるいは市町村ですと固定資産税等が主な基幹税目。そういうことになりますと、市町村は割合と、バブルの崩壊で路線価の変動もありまして若干の上下はありましたけれども、まだ法人税ほど変動はございません。法人事業税に至りましては、景気のいいときと今日とは余りにも税収の差というものが有り過ぎるわけでありまして、

東京都市の石原知事の今回のような措置も、そういったところに大きな起因があるのではないかい。したがって、今東京都が外形標準を入れるというのに対しては、いろいろな懸念等あるいは問題につきましては、今大野委員の質疑で十分私と

もは理解をするわけですが、一般国民の皆様方にこの問題についてどう思うか、こう尋ねますと、ほとんどの方が石原知事の決断について敬意を表する、こういう方が非常に多いわけでございます。私も政治にかかわる立場の者は、や

はり世論の動向とそれから世の皆様方が考えていることを敏感に受けとめて、それを政策としてスピーディーに断行していくことが政治、行政にも求められている、私はこう思うわけであり
ます。

したがって、政府におかれましても、この外形標準導入につきましては、政府税調、それぞれの

党の税調等におきましても真剣に議論されてきた
と思うわけでございますが、残念ながら、結論が

延び延びになってきた。これが虚をつかれて、地方税法等におきましても明らかに違反と言えないというところで石原知事が導人に踏み切られる、こういうことでございます。

そこで、私はやはり、地方財政も国もそうです

が、非常に今財政が困窮してきておるといいます。どうか、あるいはまた債務残高がどんどん膨れ上がっておりまして、どこの自治体も大変四苦八

苦している、こういう状態でございますから、何としても地方といたしましても税収をできれば安定的に確保したい、こういうのはだれしも思う首

長の心理だ、こう思うわけでございます。
一方、東京都がこれに思い切って踏み切れたの

は、まず一つは、不交付団体であるということであらうと思います。あとの自治体はほとんど交付税に該当しておりますので、これを思い切つていろいろな賛否両論の中で導入いたしましたし、仮に入つた収入の二五％程度しか入らない。あとは全部交付税で収入額に見られますので、交付税が来ないことになりまして、相殺されますから、二

○ないし二五くらいのとこで落ちつくのだらう
と思います。そうしますと、東京都のような決断
というものは、なかなか首長としてはしづらい面
がございます。

そこで、結論的に申し上げますと、やはり私ど

もも年来主張しております。景気、不景気に大きく変動されるような税の構造というのは余りよろしくないのじゃないかと思うのであります。したがって、先ほど大臣もおっしゃいましたが、経済の動向あるいは中小企業におきましても余り激変

するような状況ではなくて、なるべく十分納得して負担をしていただけのような、広く浅く、そして安定した税として納めていただくような方法論がどうしても私は必要だ、こういうぐあいにあるのです。

とりわけ、今度の東京都の措置は、非常に大きな銀行を直撃したようなものでございますから、

これには私はいろいろ問題があるのであらうと。なぜ銀行のみか、もつともつと大きな商社も企業

もあるはずだ。こういうことでありますが、先ほど来言いましたように、一般の国民は、石原慎太郎の思い切った外形標準導入に対してはほとんど賛意をしている。そういうことを考えますと、私どもやはり真剣に考えていかざるを得ないので

「はい、大臣におかれましては、今までもいろいろな形で、今の太田委員の答弁でわかるわけではないが、こう私は思うわけでございます。」

でございますが、自治省といたしましても、歴代の大臣がこの問題については積極的な発言をされていくにかかわらず、結論が延び延びになってきた。

こういうことについて、この石原都知事によつて波紋が広がつてきている外形標準課税につきまし

て、基本的に自治省として今後どのようにお考えになり、大臣としてはどんな形で地方の財政といましようか、その中における税の確保というものを考えておられるか。とりわけ外形標準にポイントを合わせて御答弁いただければ、このように思います。

○保利国務大臣 一般論として申し上げますれば、地方自治体の財源を安定的に確保するということは非常に大事なことであります。

地方自治体の安定税源としては固定資産税がございますが、それと並ぶ法人事業税、これは景気の変動を受けまして、今は利益に対して課税をするという形になっております。九・六％というところで、全国大体一律プラス一〇％まで許されるというところでありますが、私が承知しておりますのは、最高時は六兆以上、六兆五千億程度のものが税収として入っておりますが、昨今は三兆台に落ち込んでいくという状態。これはまさに景気の変動をもろに受けるわけであります。

そういうことから考えまして、安定的な財源を得て、そして市民に直結する、あるいは国民に直結するいろいろな施策を市町村がやっていくということは極めて大事だ。それが、お金があつたから、なかつたからということで福祉政策等が変動するということは好ましくないという観点から申せば、外形標準課税の導入をできるだけ早くして、安定財源にするのがいいのだらうと思っております。

ただ、地方税法の規定で、著しく所得の場合と均衡を欠いてはいけないということからいいますと、できるだけ早く景気を回復させるということが今必要なのではないかとというような観点もあるわけでございます。

石原知事の表明されました東京都の課税案その他をつぶさに検討いたしてみますという、ひところ銀行で、今二十行と言われておりますが、十九行ないし二十行で、ピークでは約二千億ぐらいの税収があつた、しかし平成十一年度の税収見込みでは三十四億に、ほとんどなくなつてきて

いるというような状態の中で、東京都としての財源が減つていくということにかなりがみまして、ああいう決断をなさつたのだらうと思ひます。

しかし、いろいろ問題点がないことではありません。例えば、粗利益に対して課税をするという問題がありますが、東京都の試算では、今度の御提案では約一千百億の税収を見込んでおられるようでございます。これから逆算をいたしますと、東京都の御提案が三％の税率でありますから、三兆六千億という粗利益がある。そのうちから、いろいろな行政サービスを受けている銀行等がやはり応分の負担をすべきであらうといつて、一千百億程度のところで線を引いて、三％という線を出しになったのだらう、こんなふうに思っております。

しかし、これが激変であるのかないのかというような細かい議論もあらうかと思ひますし、また、さまざまな懸念というのでも表明されております。いづれにいたしましても、方向性としては、先ほど申しましたように、導入の方向を考えなければいけない。しかし、そのバランスの問題でありますとか、またさまざまな問題を考え合わせて時期を採らなければいけない。しかし、そう遅くしてはいけないうようないろいろなことを総合的に考えながらも、自治省としては、この問題について前向きに取り組んで、各方面に働きかけてまいりたい、そういうふうにご感じしております。

○鯉淵委員 今の大臣のお答えにつきましては十分理解いたすわけでありますが、私、たまたま選挙区に帰りました、いろいろな経済人あるいはまたいろいろな方々、一般の方々とお会いして、今回の問題についてどう思うかと聞くわけであります。

北海道は、御案内のとおり、都市銀行でありました拓殖銀行があつたと破綻をいたしました。全く消えてしまひまして、今は北洋銀行という地方銀行がメインバンクになつて、北海道の経済は拓殖の破綻によりまして大変な影響を受けて、今でもその傷はいえいない状況でございます。

そういう中で、一般庶民の皆様方あるいは中小企業、零細企業の皆様方は、やはり銀行というものが破綻するやうな状況というのは我々は初め予期してはなかつたわけでありまして、それだけ銀行といへども大変厳しい状況にある。今のいろいろなお話の中でも考えられるわけですが、余りそういうことに思ひをいたさない一般の方々は、やはり銀行というのは、非常に巨大な金融資本を持つて、困ると政府から健全化法とか安定化法とかいふことで、金融不安解消のために政府からの大変手厚い保護を受ける。あるいはまた、一方、年金者にしてみると、一生懸命預金をしてても金利が余り上がつておらない、金利をいただけないといふことで非常に不満がうつせきしている。中小零細企業の方々は、事業資金、運転資金等困つていふので銀行に行つてもなかなか借りられない、貸し渋りに遭つて。

こうなりますと、一般庶民の皆様方あるいは中小零細の皆様方は、銀行に対しての理解というよりは、都知事が外形標準で銀行から取る、こういうことも痛切に考えておられるわけですね。

ですから、私は、これはある意味では、私どもの説明もまだよく行き届かない点があらうかと思ひますが、やはり政府もきちつと国民にメッセージを送らなければ、都知事のやつた政策というものは、本当にこれは、地方財政の財源を確保し都民を守る、住民を守る、こういう立場に立つといふことで、そういう考え方に対する国民の反応は大変支持の方に傾いていくわけでございます。

ですから、それ以上に、今いろいろおっしゃつたように、景気の動向はどうなるんだ、それによつて、実際、金融不安を解消しようとして政府で一生懸命努力していることが水を差されていくといふやうな問題ももろろ挙げて、まだまだこの問題については大きな問題があるんだけれども、政府としては、思ひ切つて国民の理解を得られる外形標準に踏み切つていくんだといふことを国民に強いメッセージを送らなければ、やはりちよつと間違えた形で国民にどんな伝播していくといふこ

とに、私は危惧の念を実は抱いておるわけでございます。その点につきまして、再度大臣の所信をお伺いしたいと思います。

○保利国務大臣 私は昨日、都知事にお目にかかりまして、都知事の方向性については一定の理解をいたしておりますといふことを申し上げました。それで、その上で、六つの懸念を表明させていただきます。その後、官房長官にも御報告をいたしまして、知事の御決意は非常にたいいとお話を申し上げました。

実は、つい先ほどありますが、政府見解を作成いたしました。先ほどの閣議で、口頭了解の形で政府としての態度を決定いたしております。当然、政府全体の見解でありますから、大蔵省の考え方、あるいは再生委員会の考え方、あるいは通産省の考え方、そういったものも含まれて、そして自治省の、私どもの主張しております早期導入といふことも全部含まれた政府としての考え方を一応取りまとめたところであります。

こうした問題については、全国の知事会にもお知らせをしなければいけない、こう考えておりますが、つい先ほど取りまとめたばかりでございますので、これからできるだけ速やかに周知徹底してまいりたいと思つておりますが、一方、土屋知事から、先ほど御答弁申し上げましたとおり、全国的な導入を図つてくれという御要望もございまして、そういうものもあわせ考えながら、自治省といたしましては、本当に前向きにこれを進めて、地方財源の安定化のために働いてまいりたい、こういうふうにご感じしております。

○鯉淵委員 この問題はどのくらいにいたしたいと思ひますが、要すれば、これは地方税法の問題であるといつても、特に法人税は地方交付税とも密接な関係がございします。したがって、これは国税と地方税のリンクした問題ですから、全く私どもも関心を持たざるを得ないわけでございまして、ひとつ政府の国民に対する強いメッセージを送つていただきます、やはり納税する側、それからいただく側、しっかりとした考え方を持っ

て対処していかなければならないと私は思っております。

とりわけ、この自治体も、前年対比を見まして、税金は皆伸びておりません。黒の三角になっておりまして、前年度より税金が少なくなりました。したがって、あとは結局は交付税で補っていただく。その交付税は、いわゆる特会から、相当な赤字でもって交付税の財源を確保する、そういう大変な綱渡りの方法で財源対策をやっているわけでございまして、これは、十分今後私も研究していきたいと思っております。

続きまして、最後にもう一点でございますが、これは、地方、国問わず、巨額な債務残高でもって頭を痛めている状況であります。地方なども、二百五、六十兆の地方債の残高になっておる、こういうぐあいにも思いますが、大変大きな残高でございまして、

そういった中で、昨年も、地方が借金している中では、非常に高利を負担して借金しているのがございまして。例えば、上下水道あるいは交通事業、病院、公営企業公庫あたりから借りられる大きな利子は、七・五％あるいは八％を超えるというものもございまして。私も実際そういったお金も借りておりましたから、現実にあるわけでございまして。今どき八％の金利を返すというのは、この今の地方財政の中ではとても大きな負担に実はなっております。

一方、基金を何か積みますと、基金の収入というの、御案内のとおり、わずか一・何％か二％か。とても、基金など積んでもその基金で仕事のできる状況ではありません。そういうことを考えてみますと、このギャップは余りにも大き過ぎるわけでございまして。

それで、自治省としましては、非常に財政の悪いところにつきまして、一定の繰り上げ償還等もしながら、そういった自治体に対しての対策もされてきておるわけでございますが、しかし、なおそういった問題について大きく悩んでいる自治体がたくさんございます。

そういう中で、平成十二年度、そういった地方債、特に公債費の負担にあえいでいる自治体に対して、自治省といたしましてどのような対策を講じられようとおるのか、その点について御答弁をいただきたいと思っております。

○保利国務大臣 高金利の借入金繰り上げ返済する問題につきましては、これはもう自治体も大変大きな問題として抱えているわけでありまして、実際、中小企業でありますとかあるいは農業者でありますとか、そこら辺も非常に大きなものを抱えているという問題がございまして、それに対処するべく、いろいろな措置をとったことを私は知っております。

平成十一年度におきまして、臨時特例措置というところで、大蔵省と非常に激しい折衝をしてこの繰り上げ償還を一部認めたらうような形にしたのでありますが、平成十二年度におきましてもそういう措置をぜひやってもいいというところで、私は、事務当局をかなりしりやたきまして、

しかしながら、大蔵省の方は、片方、いわゆる財源等の問題から、なかなかこの問題に対しては姿勢がどうかございまして、なかなか崩し得なかったものであります。平成十二年度におきましては、臨時特例措置として、財政の対応力が低下している地方団体については公営企業金融公庫資金の普通会計債の借りがえ措置、それから資本費負担が著しく高い一定の公営企業については公営企業金融公庫資金の公営企業債の借りがえ措置、それから公債費負担が厳しい状況にある地方団体については高金利の地方債に対する特別交付税措置を講ずることということで、年末は妥結をしておるわけでございまして。

なお、今後とも、やはり今のような、七％、八％とおっしゃるようなものが残っていることに対しては、その実情を十分に私も理解しながら、そういう高いものを今このときに残しておくという自治体があり、どうもすつとのみ込み得る事態ではないというふうに認識をして、今後とも、

そういった問題については高い関心を持って引き続いて努力をしてみたい、こう思っております。

○鶴岡委員 大変ありがとうございます。平成十二年度もそういった自治体に対する対策というものを自治省でお考えになっておるということにつきましては、そういった該当する自治体については大変朗報だろう、このように思うわけでございまして。

とりわけ、自治体も、今言いましたように、かつて、バブル時代にはいろいろな仕事を、例えば自治省でも地方単独事業をどんどん進めてきたから、それについて自治体も大いに共鳴して仕事をしてくださった。したがって借金もふえてきた。そのうちに、やはり制限比率をはるかに上回ってしまふような事態に立ち至る自治体もたくさん出てくるわけでございまして。そうしますと、起債をしようにもすることができない、しかし、残った起債は今言ったように七％、八％というようなものがあるとすれば、大変財政そのものを直撃されてしまふ、住民のためのサービスがなかなか滞ってしまうということ。

それからまた、今回、介護制度の充実というところで四月から出発するわけであります。そういった自治体の負担もさらに増してくるとすれば、地方自治体も大変な状況になっていくのではないかと、こう思いますので、ぜひひとつ、こういった公債費の負担対策等につきましても、より充実されますように、心からひとつお願いを申し上げまして、もう時間になりましたので、私の質問を終わります。

○斎藤委員長 ありがとうございます。

午前十時五十六分休憩

午後六時十一分開議

○斎藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。この際、お諮りいたします。

政府参考人として警察庁長官田中節夫君、警察庁長官官房長石川重明君及び警察庁刑事局長林則清君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと答へあり〕

○斎藤委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○斎藤委員長 質疑を続行いたします。松本龍君。○松本龍委員 保利大臣におかれましては、午前中の委員会、そして予算と、大変御多忙の中、出席をいただきました。また、尊敬する大臣ですから、冬場、気をつけられるようお願いを申し上げたいと思っております。

最近の話題から二点質問をしたいと思っております。第一、一月の二十三日に徳島市におきまして、条例に基づく住民投票がございました。御承知のとおり、吉野川第十堰の問題であります。結果は、五四％の投票率で九〇％以上のいわゆる反対というところで、実は私はこのことにずっと注目をしておりましたけれども、ここまで住民の意思があるのかなということも、逆にショックを受けたというのか、驚いております。

というのは、かつての住民投票は、原発とか産廃とかいわゆる基地とか、そういったものでありましたが、公共事業そのものを見詰めるというこの重みをそのときに感じたわけであります。

民主党としては事業の白紙撤回を求めているわけですが、大臣におかれては担当大臣ではございませんので、そのことには言及をいたしません。ただ、大臣の所信の中には、「地方自治を確立し、個性豊かな地域づくりを進めるため、地方の自主性・自立性を高め、地域住民に身近な行政は、地方公共団体に委ねるというのが地方分権の精神であります。」と、まさに高らかにうたっております。

さらに、一月二十八日の徳島新聞を見て私は驚いたんですけれども、この「視点」というところ

で、社説みたいなものでしょうか、「中山建設大臣殿」という見出しで、民主主義の誤作動だと発言した後に、住民投票の結果を重く見て改選反対の意思を示した徳島市長に対してあなたが送ったという書翰の中で、住民投票は民主主義の履き違えであると言及しておられます、あなたの考えでは、正当なる選挙で選ばれた建設大臣は間接民主主義の為政者であり、その考えに刃向かうことは民主主義の冒瀆である、つまり、はなから住民投票の結果には価値を認めないという態度で、いつそのこと、わしの言うことが聞けぬのかと一喝なさったらいかがでしょうかという記事がございました。こういう発言について、保利自治大臣、どう思われますか。

○保利国務大臣 建設大臣の御発言について私からコメントすることにつきましては、差し控えていただきます。また、徳島市において条例を制定し、そしてその条例に基づいて正当に行われた選挙で、その結果というのは御承知のような結果が出ているということ、その結果そのものはきちんとして受けとめなければいけないことだ、そういうふうな思っております。

いろいろと感ずるところはございますけれども、住民投票のあり方等については、今後また検討を重ねていくべき事項だと考えております。

○松本(龍)委員 私たち民主党も今、住民投票のあり方、あるいは法制化も視野に入れながら議論に入っております。

地域のことは地域で決めるという大前提のもとで、住民投票は代議制度と対立するものではない、直接民主主義と間接民主主義は相互に補完し合っており、自治をそれぞれ生かせるものであるというふうな思っております。もとより、国の事業にかかわる課題についても、影響を受ける地域住民が意見を表明する権利は保障されなければならぬと考えております。

二月に入りまして、自治大臣は住民投票の法整備を検討すると報道されておりましたけれども、

どういうものをお尋ねをしたいと思います。

○保利国務大臣 報道を引いてのお尋ねでございますが、あれはたしか、予算委員会が私が発言をした中に、いろいろ御質問がございまして、住民投票というのが全く自由によられるということがいいのかどうかという論議の中で、法の制定についてどう考えるかという御質問でありました。

そこで私は、必要なら法整備も考えなければならぬであろうという発言をいたしましたのがあの記事になりました、必要な部分が欠落をいたしております。大変誤解を招く言葉であつたのかなと、私自身反省をいたしております。

この問題については後ほど答弁をさせていただきます。この問題については、今申し上げれば、直接民主主義と間接民主主義との違いがございまして、あのときも御答弁申し上げたのでありますが、憲法前文の一番最初のところにこの間接民主主義のことが書いてございまして、日本の国というのは、憲法の前文でありますから、それを大切にしながらこの国の運営というのをやっていると、いうふうには私は理解をいたしております。

そういった直接民主主義、間接民主主義の問題があります。さらに、住民投票にかけるべき問題と、適する事項と適さない事項があるのではないかという問題、あるいは、この間の徳島における住民投票などは、例えば関与する人、つまり住民とは一体どこまでを指すのかというような問題、つまり、一つの問題が提起されたときに、それに関連する人々全体というのとはどこまであるかという範囲の問題。それから、住民投票をなさる場合には、非常に技術的な問題を含んでおります。場合によっては、その内容がきちんと理解されて投票されているかどうかという問題。そういった問題等を十分考慮に入れながら検討を進めていくべき問題だと感じております。

こうした問題について、学術的にも非常に難しい問題なものですから、第二十六次の地方制度調査会の中で、学者の皆様方お集まりをいただいで

御議論をいただいております。地方制度に関するいろいろな問題の中にこの住民投票の条項もございまして、そうした議論を私もよく伺いながら、今後のことを考えてまいりたいと思っております。

○松本(龍)委員 私も、すべて住民投票にゆだねて、それに拘束力を持たせようということでは、考えているわけではございません。また先ほど大臣触れられましたように、憲法の問題、ずっと大きく考えれば国民投票ということも広がっていく大きな課題で、識者の間でもさまざまな意見があることは私も承知をいたしております。

ただ、やはり住民投票というのは、先ほど適する問題、適さない問題と言われましたけれども、いわゆるポジティブリストということでは、適する問題としない問題の区別がございまして、先ほど適する問題としない問題と言われましたけれども、

○保利国務大臣 私にもわかりにくいかなというところがあります。例えば、一つの町の名前を変更するということのようなものは、最も住民投票にふさわしいことではないだろうか。仮に執行部が幾つかの案を提示して、それからどれを選びますかという方式でもよいと思います。そういうことが一番なじみやすいものかなと思っております。

○松本(龍)委員 今、町の名前をどうするかということ、昔読んだ本をちよつと思ひ出したのですけれども、アメリカで百年ほど前に、町の名前をどうしようかということ、住民投票をやった町がありました。その町には二つの有力なファミリーがあつて、仮に、例えばケネディ家とニクソン家というふうな仕分けをしますと、住民投票の中でどちらの名前にしようかということと諮問したら、そのときにどういう結果が出たか。一番多かったのはネームレス、名なしという住民投票が多くて、この町は名なし、ネームレスという名前が決まったそうです。つまり、そのくらい彼らは、象徴的な話ですけれども、そういう町とどちらの側にも屈さない、名なしという町があるという話を二十年前ある本で読んだことを、今思い出しました。

私は、広く大きく構えて議論していただきたいと思ひますし、ポジティブリストを一つ二つ取り上げて、この事柄だけは住民投票に拘束力を持たせて事足りるという狭義の考え方はとらないでいただきたいということを申し上げておきたいと思ひます。

また、このことは、もう一つ我々に投げかけたのは、やはり公共事業そのもののあり方というものを見詰めさせたということで、一つ大きな意義があるのだらうというふうに思ひます。

公共事業というのは、財政に余裕がある時期ならともかく、今、国、地方とも借金漬けの状態です。所信にも、「地方財政は、引き続き大幅な財源不足の状況にあり、借入金残高は、平成十二年度末には百八十七兆円に達する見込みとなつており」と書いてあります。そういう意味で、従来どおりの公共事業に傾斜した財政運営も、私は転換が迫られていると思っております。

私は、七、八年前に保利先生と九州の、国土利用計画審議会が何かちよつと忘れましてけれども、その中で、日本がアジアで一番になれればいいんだ、アジアで一番すごいハブ空港をつくればいい、一番すごい港が日本は必要なんだということに關して、もつとすみ分けが必要なんだということ、これを保利先生が発言なさったのを今思い出しておりますけれども、自民党の中にあって、本当にそういう良識というものを持たれている先生であります。

そういう意味で、転換が迫られていると思っておりますけれども、そういう点におきましていかにお考えでしょうか。

○保利国務大臣 私は、公共事業というのはいろいろな面があると思ひます。

現在、政府が予算を組みまして公共事業を補正予算あるいは本予算等でやっていると、ことごとく、一つは景気対策というところで、公共事業に力を入れ、それによって民間の投資を促進していく、そういう役割を持っているというところは否定できないだらうと思ひます。

政府としては、けさほどではありませんが、閣議口頭了解で懸念の表明をいたしたところでござい
ます。

○松本(龍)委員 午前中も指摘がありましたけれども、ある地方だけで法人事業税外形課税をした場合には、それこそ、それが損益計算されずから、法人税の減収を招く、あるいは法人住民税の減収、ひいては地方交付税の原資の減収にもつながると考えられます。

このことは、将来的に、全国一律で仮にこれをやった場合という状況になるかというの、私の頭ではなかなか考えにくいことですが、私はいずれにしても、納税者の分割基準あるいは実際の所得の状況が把握できなければ困難でしょうけれども、東京問題と別として、これから外形標準課税の導入に大臣がどのように取り組んでいかれるのか、改めて御所見を伺いたいと思います。

○保利国務大臣 先ほども申しましたとおり、前向きな形で、慎重かつ速やかにと申しておるんですが、これが実現するように努力をしたい、こういうのが私の気持ちであります。

と申しますのは、地方財政が非常に苦しくなってきた。その一因は、やはり法人事業税が非常に減収の傾向にある。ひところは六兆数千億の収入があったものが、現在三兆円台に落ちてきておるわけでありまして、そういう意味で、非常にふたつ減収というのは、地方の自治体の運営にとって非常に不安定要素になるわけでありまして。

地方の自治体には、御承知のように、福祉に対するいろいろな対策をどんどんやっていたり、なかなかならぬとか、いろいろな施設をつくらなきゃならぬとかという、住民の直接のニーズがありますから、その財源措置、あるいは財源の状況というのはできるだけ安定をしたものであることが望ましいということを考えますと、私は、この問題については、長年の懸案でありますけれども、外形標準課税を入れていくということに対して、前向きにやっていきたいと思っております。

○松本(龍)委員 それでは、余り言いたくないんですけども、また県警の不祥事というのがござい
ました。

神奈川県警の不祥事に相次ぎ、今度は京都府警の失態、新潟県警の虚偽発表の問題です。

新潟の事件の概要を言いますと、十歳の女の子が九月二カ月にわたり監禁をされていましたが、たまたま保健所の職員の方々がその監禁場所で見えをした。そのときには、警察に来てくれと言っても来なかった。それで、病院に行く途中、身元不明の女性と判明をして、容疑者も女性も、容疑者は入院ですが、そこで保護されたわけですが、県警の発表では、病院から男が暴れているという通報が柏崎署にあったと、病院に行つた警察官が男に付き添っている女性を発見、保護した、その際、女性の名前を聞いたというふうな報道がなされております。後でこれが虚偽であつたというふうに言われておりますけれども、またかと、あのときに、もう前代未聞という言葉が死語になると言いつながら、今度またかということでもう目を覆いたくなるような話であります。

そういう意味で、国家公安委員長として、新聞によりまして、事実関係をよく調査し、違法性があれば当然処分すると言われているが、今どうなっているのか、お尋ねをしたいと思つてます。

○保利国務大臣 先週の木曜日に国家公安委員会中でのなかから出席が難しいのでありますけれども、たまたま先週の木曜日は私に御指名がござい
ませんで、国家公安委員会そのものに出席をいたしました。

その席上で、この新潟の問題についての御報告もございまして、これは前々から第一報的には入つておつたのでありますが、病院でというようなお話がございました。それに対して、私は大変怒つたのであります。

そのときに、どういう怒り方をしたかというところ、つまり、保健所から通報があつたということは事実である、それからもう一つは、警察が行かなかつ

たということも事実である、この二つの事実に立脚して物をよく考えて、よく調査をしてくださいということ、先週の日曜日に新潟県警に警察庁から出向きまして、いろいろ実情を調査いたして、今度の木曜日の国家公安委員会に報告をされるということになっております。

私は、できるだけこの木曜日の十時の国家公安委員会には私自身が伺つて、時には大声で警察庁に注意をしたいと思いますけれども、国会の方が優先をいたしますので、なかなかそれがかなわないことが残念であります。ちよつと言ひわけがましくなりましたけれども、そういうような経過がございまして、現在事実関係の取りまとめをしております。

必ず木曜日の国家公安委員会には報告せよという形になっておりますので、恐らくその場には報告が出てくるものと私は期待をいたしております。

○松本(龍)委員 今のお話を聞いて、去年の秋の神奈川県警の不祥事の私の質問のあれを思い出しました。日ごろ冷静でクールな大臣ですから、時には怒つてくださる、怒つてごなり上げてくださるということ、私、申し上げましたけれども、去年と違つてことは少し迫力が増したように思つてます。適切な指示だったというふうに思つてます。

○保利国務大臣 坂上富男議員が指摘をしております。この監禁罪というのは継続犯であります。だから、犯罪の終了時をどこにしたのか、一時三十分なのか、つまり、自宅で発見したとき、あるいは病院で発見されたという三時過ぎなのか、犯罪はどこまで継続したかという法律上の問題もあつて、三時に病院で発見されたとするならば、これはまさに証拠隠滅です、こういう発表をして、もし、これがわからないままでもそのまゝいっただけ、警察庁はどう判断されるのかわかりませんでした。私は、これは初歩の初歩だと思つては、まこと

警察庁、どういう御見解ですか。

○林政府参考人 お尋ねの点、一時三十分ということになっております。

ちなみに申し上げますと、被害者を発見、保護した当日には、被害者の自宅を捜索それから検証をするために令状を請求しておるわけでありまして、けれども、添付いたしました犯罪事実の記載時間は、監禁終了時間を、保健所員の方が被害者を発見した午後一時三十分ごろとしております。

また、二月十一日に今度は被害者を逮捕したわけでありまして、その逮捕した被害者の逮捕状請求事実及び当日発表いたしました配付しました広報文等の被疑事実につきましても、いずれも午後一時三十分ごろと明記しているところでござい
ます。

○松本(龍)委員 私が言っているのは、アメリカの映画なんかを見ますと、ミランダ・ルールというのがありますよね。例えば逮捕するときに、手錠をかける前に、いわゆる黙秘権がある、あるいは弁護士の立ち会いがいるというふうなことをずっと四項目ぐらい言うわけです。初動の、犯人あるいは容疑者と接触するときの大切さというのは、もうアメリカの場合それがなければ容疑者が無罪になるくらい厳しい状況がある、映画で何回もそういう場面を見ました。

そういう初動のことで虚偽の発表があつたというの、私は本心に怒り心頭に達しているわけですから、どうですか。

○林政府参考人 このたび、広報につきましては、第一発見者の方に迷惑がかかるというふうなことをおもんばかったほか、第一発見者に取材されることによつて被害者の悲惨な状況というものを報道されるのを防ごう、その判断が今日問題になつておるわけでありまして、そういう配慮があつて事実の一部を伏せたというのが実情であると承知しております。

いずれにいたしましても、そういうった動機でありまして、一部を伏せて、そのために誤解を与えるような発表ぶりになつたというのは、まこと

に遺憾なことだと思っております。

○松本(龍)委員 そういふ話じゃないでしょう。警察庁がそんなことを言うのですか。私はそこまて言うとは思いませんでしたよ。

だって、初動というのが一番大事だ、だれが保護をしたのか、だれが発見をしたのかというのは一番大事なことであって、それはまさに、私は警察のことはよくわかりませんが、捜査というか犯人逮捕の初動の初動だと思ふのですよ。基本的な問題をそうやって警察庁が県警をかばう、それは私は何とも今の御発言を聞いて納得いきません。もう一度答えてください。

○林政府参考人 初動という意味でございますけれども、先生御指摘の初動というのは、お聞きいたしますと、初動というのか、例えば被疑者を逮捕して取り調べをする際の問題とか、そちらの方だと思ひます。今回の場合、いわゆる発見をされたということで、先生のおっしゃるような初動の問題ではないというふうに考えております。

○松本(龍)委員 虚偽の発表と事実とが食い違ふというのが、私は、物すごく根本的な誤りを犯しているということを言っているわけでありまして、警察庁は、不祥事防止のために去年の秋から指示を出して、第一線まで浸透させるんだということとをずっと言われましたよね。第一線どころか、今度はいわゆる上層部じゃないですか、県警本部長もそれに関与していたというのは、上層部さえ浸透させるものが素通りしてしまつた、このことは非常に大きいと思ひます。

国家公安委員長にお尋ねをしますけれども、今度の警察法改正で、国家公安委員会から警察庁長官へ監察の指示、あるいは道府県公安委員会から道府県警察本部長に監察の指示、あるいは懲戒事由に係る報告等々、また任期制限などが盛り込まれておりますけれども、そのことは言つてみれば当たり前前の話で、そういうことは当然やるべき話であつて、もっと奥深いものが私はあるというふう思つております。

例えば、人の問題とする意見がいろいろありま

す。ちゃんとした本部長がいれば起きなかつたというふうにとこの社説で書いてありますけれども、私たちは、警察組織の制度疲労や欠陥に負うところが大きいと思つています。今回のその発表の経過を見れば、さらにそれが裏づけられたのではないだろうかここに書いてあります。

あるいは、キャリアの人たちが県警に行つてそこで大過なく仕事をしつゝ帰ってくるシステム、あるいはノンキャリアでも、昇進試験を一生懸命やる人、現場で一生懸命汗を流している人との乖離がやはりあるわけで、そういったシステムそのものを直す必要があるのだからというふうに私は思つておりますけれども、公安委員長、どうですか。

○保利国務大臣 まず、今回の件については私も非常に遺憾に思つておることは申し上げたとおりであります。特に、先週の木曜日に私自身が出席した国家公安委員会におきまして、そういう事実があるんだからもっと厳正に調べなさいという大きな声を張り上げたことは事実でありまして、その後、実は県警の訂正発言があつております。したがういまして、私が大きな声を出していなければ訂正しなかつたのかなということも考えられますけれども、一番の問題は、一月二十八日にこの事案が起つて、どうも長い間監禁されていた少女らしい女性が出てきたという時点で、これは大変なことだということとをまず県警本部長は認識すべきだと私は思ふのであります。そして、これだけ大きな問題なんだということをしっかりと認識すれば、これは間違つた会見その他をしてはならぬという常識が働くはずであります。そうしたことに

ついて私は、県警本部長会議というのがありましたときに、随分いろいろ御注意を申し上げたつもりであります。

実は、私は余りやかましく言うタイプではないのですけれども、割と厳しく県警本部長のときには申し上げました。というのは、神奈川の問題がありまして、本部長たる者は最高、最終の責任者である、この最高、最終の責任者が判断を間違え

たら、警察全体の威信は崩壊してしまうんだといううなことを申し上げまして、それで反省を促しておつたところへこの問題が出ております。

訂正がございましたのが二月の十七日でありまして、事件が起つてからかなりたつていてるわけですが、大事な問題だといつたら、訂正すべきだつたら、もうその日あるいはその翌日には、これは間違つておりましたと、仮に第一発見者をかばうにしても、そのくらいの処置はできたのだらう、そのくらいの感覚を県警本部長たる者は持つていていいんだらうという趣旨で、私は、自分には珍しく、かなり激昂して御意見を申し上げた、そういった事実があります。

それだけに、この問題については、こういう県警本部長のやり方あるいは認識の甘さというものをに対して、私がきちんと襟を正させることができなかつたということについては、遺憾千万であります。私自身責任を感じております。

○松本(龍)委員 本場に前向きのお話をしていただいて、今改めて思つておられますけれども、先ほどの警察庁のお話、この問題をずっとやるわけにはいきませんから、機会をとらえて、またほかの委員にでも追及をしていただきたいというふう思つております。

今回の事件はもう一点ありまして、四年前に、この容疑者の母親が、息子の暴力がひどいということで柏崎署を訪れております。このことについては、県警の生活安全部長が、当時相談をしつかり受けとめて、十分に状況を聞き出してれば早期に救出できた、残念であり、申しわけないと思つておられると謝罪をされております。私は、こういう素直さが大事だと思つておられます。

これは、やはり家庭内暴力というのが今さまでま取りざたされております。ドメスティックバイオレンスと言いますけれども、去年夏ごろ私が読んだ本で、「永遠の仔」という本を読んだのですが、これはいわゆる家庭内暴力を受けた三人の男女が、トラウマを持ちながら、屈折しながら、またたくましく生きていく姿を描いておられるわけ

です。それを読んだときに、大変重い課題だ、私は、感動しましたけれども、こんなものがこの日本ではやるわけないと思つていましたら、去年ベストセラーになりました、ある雑誌では、この本が一番すごいということが書いてありました。

ドメスティックバイオレンス、家庭内暴力というのは、なかなか警察が入りにくいという状況もありますけれども、今そういう状況が非常に多発をしているのではないかと。所信の中でも「女性・子どもが被害者となる凶悪事件等の増加」と書いてありますけれども、まさにそういう状況の中で、家庭内暴力に対する国家公安委員長の考え方を公開したい。

○保利国務大臣 家庭内暴力の問題に触れます前に、先ほど委員から質問がありました部分で、キャリア、ノンキャリアの問題について簡単に触れさせていただきます。

私は、やはり県警本部長あるいは県警の幹部というのはすぐれた人材でなければならぬ、最終、最高の責任者、判断者だと申し上げた。それに適する人材であるならば、経歴のいかんを問わず、やはり採用していくべきであらうと思ひます。それに適する人材であれば、経歴を問わずに活躍をしていただきたい、このように思つております。現在も、ノンキャリアと言われている方の本部長、お二人いらつしやいますが、立派な方々だと思つております。

それから、今のドメスティックバイオレンスの問題につきましては、これは非常に微妙な問題があります。日本の国全体が悩んでいる、あるいはかかつて病気のようなのものじゃないだろうかという感じがしておるわけでありまして。これは、根源をただしますならば、やはり教育の問題に行き着いていくのかなという感じもいたしております。

警察とこのドメスティックバイオレンスとの関係というのは、警察としては、民事不介入と言つておりますけれども、行き過ぎた介入をしてはならない、さればとて、問題が起つてくるものに

いうことですね。

本来は、厚生省のサイドでいけば、これは就労者ですから、それを雇用しているところが被用者保険でカバーをしていくべきだという法律の建前があるわけですね。ところが、不法であった場合にはそういうこともない。あるいは、合法であっても、外国人の場合は、短期という前提からいけば、これは保険料を払っているよりも現金でもらう方がいんだという力が働いて、なかなか説得しても入らない場合が多い。そういう分野が、逆に今度は国民健康保険の方に回っていくわけですね。

自治体によつては、これを受け入れている自治体もあるのですが、厚生省の指導を直接受けている自治体は、厚生省がそれはだめだ、こういう人たちは被用者保険で雇用されていくべきなんだ、こういう見解があるから、私のところはそれを受け入れられませんが、そういう自治体があるわけですね。そういうところに集中的に診療拒否が起きている、こういう実態があります。

これは、法的にたたく言えばそれなりの話なんですけれども、実態としてこういうような悲惨な状況というのが広がってきているというこの矛盾に対しては、厚生省はどのように考えておられるかということですね。

○大野(由)政務次官 委員の御指摘の問題、大変悩ましい問題ではあるわけですが、不法滞在の外国人について新たな法制度で対応をするというところは、かえって不法滞在を助長するのではないかと、こういう御懸念もございます。

不法滞在の外国人について、平成七年にまとめられた外国人に係る医療に関する懇談会の報告書の中にこうしたことがいろいろあるわけですが、現実問題としては、我が国では多くの外国人が就労をしていらつしやるという事実もございまして、不法滞在の外国人の方が治療を受けながら医療費も払わないということで、医療機関にしまわ寄せがいつている、こういう事態もございまして、その報告書の中では、国と地方自治体、医療

機関などの関係者がそれぞれかわりを広げることによつて問題点をできるだけ縮小していくことが現実的な対応である、このように提言がなされております。

この提言を受けまして、厚生省では、平成八年度から、医療機関が公的医療保険制度に加入していない外国人から回収できない医療費用を対象に、医療施設に対する補助制度を設けまして、これに対して平成十一年度からその要件を緩和した、こういう実情でございます。

○中川(正)委員 かえって不法滞在を助長するからそういう法的整備は整えることができないんだ、しないんだということがもし政務次官の意思であるのであれば、あるいは考え方であるなら、さつきは調査会あるいは審議会の議論にそれがあるという例証をされましたけれども、そのところを政務次官はどう考えられますか。

○大野(由)政務次官 確かに、この不法就労の外国人の皆さんの問題、大変膨大な問題、たくさんの方がいらつしやる、こういう現状は事実でございまして、どういふふうにしていけばいいかというところは今後の大きな検討課題ではなからうか、このように思っております。

○中川(正)委員 さらに、今度は労働省の方の問題があるんですが、これは将来の労働力を確保していくという日本経済の宿命みたいな中で、いろいろな審議会が、やはり外国人労働者は必要ですと。特に、例を挙げれば、例えば今回入ってくる介護保険等々の福祉の分野でも、諸外国の例を見ているとこういう形の労働力の受け入れというのがありますねというふうな方向性を出しているんだらうと思うんですが、そうしたことも含めて、現在の状況を労働省としてはどう受け取っておられるか、見解を聞かせていただきたいと思います。

○長勢政務次官 外国人労働者の受け入れについて、政府の方針は、国際化が進んでいく、また日本の産業社会を維持していくという観点から、専門技術的な分野の方々については積極的に受け入

れを推進していくという立場でございます。これは今、いろいろな面でそれを推進しておるわけでありまして。一方、単純労働者につきましては、日本の労働力市場の問題、あるいはまた社会的なコストの問題等々から、これは当面受け入れはしないという方針を堅持しております。

今後、労働力不足が進むということも人口上は明らかでございしますが、そのことと、単純に労働力を安易に受け入れていけばいいかどうかというところは、我々としては慎重に考えていかなきゃならない問題である、このように考えております。

○中川(正)委員 そこに、現実と、いわゆる労働省が建前で考えている労働力の受け入れとの乖離があるんだと思うんですね。

みんな単純労働者ですよ、ほとんどが。不法就労だけで二十五万人を超えてきているということ、この後、出入国管理の法務省のデータで示していただこうというふうに思うんですが、全体でいっただらう単純労働が五十万人、六十万人を超えてきているんじゃないかという現実なんですね。

それに対して、まだ胸を張って、いや、日本は単純労働は受け入れないんだということを建前で言っていると、受け入れ態勢そのものもその建前にそなえないといけないという形になってくるわけですよ。そこに現実との矛盾が生まれてきて、一番悲惨な形で日本で働き続けるのはこの外国人労働者の人たちなんだというふうに、この現実を直視しなきゃいけないんだらうというふうに思うのです。それがさらに高じてくると、地域社会とかかわり、そして、また一番そこで苦勞するの

が地方自治体ということになるわけですね。そういう意味合いから考えて、どうですか、問題意識は持っていないませんか。

○長勢政務次官 現実には、資格外で働いている方々とか、またオーバーステイをして働いている方々とかという意味での不法就労者が単純労働に従事しておるという実態が少なくないということ

は、おっしゃるとおりであります。これは、入国管理の問題としてきちんとしなきゃならぬということと、あとは、そういうことが起こるのはなぜかと。安いコストの労働力を必要とする企業なり産業なりがある、またそういう職種につく日本人労働者が少なくなっているという実情をどのように評価するかということだらうと私は思います。

しかし、このことは逆に、先ほど申しましたような労働力市場の問題あるいは社会的なコストの問題もあるわけでありまして、正道は、これは現実にもそのままだと対応していくことではなくて、本来、日本の企業、産業のあり方、あるいは働く方々の職業意識の問題等々から、本当に日本にとつて、外国の方々に来てもらわなきゃならぬのかどうかということを実際に考えた上での結論を出すべきことであつて、現在、その取り組みを我々はもつとやらなきゃいけない、このように思っております。

○中川(正)委員 問題意識としては私も同感なんです。

これは、改めて法務省の方に聞いていきたいのですが、今法務省の中で、どれくらいの人たちを合法的に受け入れるかどうかというのはオープンにされていないのですよ、その議論が。その中で制御をしていく。日本の場合は、よく言われるように、フロントドアじゃなくてバックドアで制御しようという意図がその中に働いているんだらうと思うのです。だけれども、バックドアから、玄関じゃなくて後ろから入ってくるものだから、どうしてもその議論がオープンにならないんだらう。日本の政策の欠陥というのは、ここにあるんだらうというふうにも思うのです。

さつき労働省からも、いや、日本としての戦略が必要ですよ、こういう議論が出ました。みんな同じ立場なんだらうと思うのですよ。厚生省も、やはりその問題を自分のところだけではどうすることもできないという意識がある。

そういうことを踏まえて、どうですか、今のま

までいつて本当にいいのかどうか。いわゆる国家戦略としてですよ。法務省だけがその中で恣意的に、私たちからいえば、恣意的に密室の中で、こういうことになるといふのだと思うのですが、それはさつき言ったように、構造的なものがあるから密室にならざるを得ない。こういうようなことを続けていつていいのかどうかということ、それから、今の現実を踏まえた上で、政務次官なりの政策といえますか、これからの方向性というのを述べていただきたいと思っています。

○山本(有)政務次官 平成十一年七月一日現在の当局推計によりますと、不法残留者は約二十六万八千人で、そのほとんどが不法就労に従事しているものと思われまゝ。また、当局が平成十年中に不法残留や不法入国等により退去強制手続をとった外国人は四万八千四百九十三人であり、そのうち、不法就労活動に従事していたと認められた者が四万五千三百五十五人で、全体の約八四%を占めています。

最近の不法就労事件の特徴としては、就労期間の長期化及び地方拡散化傾向がうかがわれるほか、悪質なブローカー等が介在し、摘発を免れるため日本人との結婚や日系人を偽装するなど、その手口が悪質、巧妙化しております。そしてまた、不法入国者や不法残留者など、不法就労している入国管理違反外国人は、我が国の出入国管理の根幹をなす在留資格制度を揺るがし、公正な出入国管理の秩序を乱すこととなります。また、これらの者の増加により、一つは地域住民とのあつれき、さらには人権侵害や資金搾取の発生など、種々の問題を招来させていると考えられております。

そして、中川委員の御指摘のように、それぞれ、各省庁ごとの政策というのもあると思えます。例えば失業率、我が国でも五%になんなんとしておるといふような観点からすれば、この失業者数を解消するには外国人労働者をできるだけ避けたいといふような話も当然あると思えます。また、厚生行政では、ヘルパーの数が少ない、マンパワーを充実したいといふような政策もある

うと思っています。

しかし、それらをまとめて現場で、最前線で行う管理にタッチする我が入国管理当局としましては、それは、それぞれの分野の政策がきちっと確立してから、そして入国管理で規制するなりあるいは助長するなり、そういう観点を持って対処していきたいといふように考えております。

○中川(正)委員 そういふことを議論しているうちに、もう十年以上がたつてきているんですね、バブルで大量に入ってきてから。現状は、滞在期間というのが平均して五年以上、もう十年、十五年という年月になり、そういう人たちが家庭を持ち子供を育て、その子供たちが日本の学校で教育を受けて、母国のことがさっぱりわからない。だから、この間から、特別に在留許可を、いわゆる合法化してほしい、裏にあつたものを表に出して、そのまま滞在をさせてほしいといふことがあつて、十二人ほどがそれが認められたといふ現状まで来ているわけですよ。

これをまだ、いまだにそれぞれの省庁でばらばらにやつて、最終的なし寄せがこうした外国人の労働者に行くと同時に、やはり悩んでいるのは、地方自治体の現場、それからコミュニティ。そういう中で段々としたあつれきの中で、これを整理されないままにいつていくものですか、その受け皿が途方に暮れ始めた、こういう現状を理解していただきたいといふふうに思ふんです。

こうした現状をとらまえて、えらく前段が長くなりましてけれども、やはり私は、この問題を総合的に整理をしていくかじ取りといふか、コーディネートをするのは自治省だといふふうに思ふんですよ。

保利大臣、どうですか。この真ん中に入つて、この際、コミュニティの立場から、実際に生活している人たちの立場からこの問題を見ていった場合に、国家戦略も含めて全部を統合して、これについてのオープンな議論ができるような機関といふのをつくりながら、リードをしていく。これはもうそろそろ、そろそろといふよりも遅きに失

したぐらいなんです、が、大切な議論になつていくんだらうといふふうに思ふんですが、やつていただけませんか。

○保利国務大臣 この問題については、各省の政務次官が御答弁なさいましたように、いろいろの問題点を抱えておるといふことを私も承知をいたしております。

ただ、中川委員の御指摘の点というののもよくわかるわけでありまして、今後どういふうな形でこの問題について一定の結論を得ていくかといふことについては、やはり、私もがやるかどうかかわかりませんが、内閣の内政審議室というようなところもございいますから、そういったところと相談をしてみたいと思つております。

それから、立つたついでと言つては済みませんが、この問題については、私も一つの考え方といふか、経験をしたしております。

それは、中川委員はアメリカで長いことお過ごしになられた。私はヨーロッパで長く仕事をしておりました。この外国人労働者といふのをヨーロッパの国々がどういふうな形で使っているか、またどういふ問題を持っているかといふことは見聞をしてまいりました。実は、日本とそういつた各国との間の根本的な違いというのが、私は何か感じられるのであります。

それは、私自身が経験したことでありましてけれども、私自身、滞在者でありますから、ビザの期間が切れますれば、警察へ出頭しましてビザの延長をするといふことを自分自身でやりました。

しかし、私自身は、当時、社長という肩書をいただいておりますから、ある意味では特別扱いをしていただいておりますように思ひます。それは、フランスの方々をたくさん雇ひまして仕事を与えている人間であつたから、特別な意味で待遇をしていただいたのであります。一般の労働者の方々は、今人が余つてゐるんだ、もう延長することはできない、帰れといふ、物すごい冷たい仕打ちを受けておるのを私は目の当たりにして、こういうことは日本では恐らくできないのではない

かなという感じを持ちました。

それで、あけるということについては慎重な手続を経てあげたとしても、今度は閉めるということとは日本の場合にはできないんだらうという感じを持つておりました。お答えになりませうけれども、非常に難しい問題を内包しているなといふことを私は感じておりますことをつけ加えさせていただきます。

○中川(正)委員 これから解決をしていかなきゃいけない問題は二つあると思うんですね。

一つは、現在の状況をどうするかといふことだと思ふんですよ。もう既に、いろいろな意味でさつきから検証されたように、犯罪がふえてきている、それから地域とのあつれきが出てきている。それと同時に、不法滞在をしている人たちの状況も非常に苦しい。悲惨なことも含めて、中途半端になつていて。特に福祉分野の恩恵がその中に届いていない。

こういうことをとらえて、これはもう二十六万人いるといふことでありますね、この人たちをどうしていいか。この人たちを、この間特別に認めたように、長く滞在して、ここにしっかりと生活基盤がある人たちはもう日本にいていいじゃないかといふような判断をしていくのか、そうじゃないかと、とにかく一たん帰つてくたさいといふ話にするのか、この辺の難しい議論といふのを早く認識をしていただきたいといふこと。

それからもう一つは、これから先の国家戦略だと思ふんです。それぞれの分野でそれぞれの議論があつて、この外国人労働者をどんな形で受け入れていくのか。一たんは過去のことは清算するが、やはり表で、ある一定の数字は単純労働者もこれからは受け入れていかなきゃならないといふ現実から立つた法律の枠組みといふのをつくつていく、それが大切なんだらうといふふうに思ふんですよ。そういう思いを込めて、これはやはりまとめいかなきゃいけないといふことなんですよ。

保利大臣、もう一回答弁してください、まとめます。

○保利国務大臣 今申し上げましたように、非常に微妙な問題でもありますし、しかし、国家戦略としては非常に大事な問題だという観点から、やはり私は、内閣官房が全体の省を掌握しながら最終的な結論を得ていくべき問題だ、そのように思っております。

○中川(正)委員 ありがとうございます。

次の質問に移らせていただきます。
先ほどの松本議員のもう少し突っ込んだ詰めをしていきたいというふうに思いますが、最初は易しいのからというか、一つ気になったことからいきます。さっきの警察の不祥事なんですが、それぞれの観点から、もともとと厳しくやっていたかなきゃいけないんだと思うんですが、ちょっと一つ二つ気になったものですから、指摘をしておきたいと思うんですね。

今度法案が用意をされて、それで、いわゆる公安委員会の役割というものをもう少ししっかり見直していこう、監察についても指示を与えられるようにしよう、こういうことでした。それと、情報開示も大切だと。

その意向が働いたんだと思うんですね。これは、公安委員会もホームページをつくりましたということ、早速に私ちょっと見てみたのですよ。そうしたら、本曜日に公安委員会への報告事項というのが、内容が載っているんですね。残念なことに、先ほど、頑張っていた保利大臣の怒った様子がここに出ていないのですよ。何というか、通り一遍の、本当に報告事項なんです。国民が知りたいのは、そこでどういう意思決定がされてきているのか、何が議論されているのかということなんですよ。それが情報開示だと思ふのです。保利大臣が、公安委員長が怒ったことを外に知らせた悪い要因でもあったのかと聞きたいぐらいに、通り一遍なのです。ここをちょっと指摘しておきたいと思うのです。
そんなことも含めて、どうですか、もともと情報

開示を進めませんか。

○保利国務大臣 ホームページをつくったのはつい最近でございます、恐らく第一回目のごことであつたと思ひますので、いろいろそうしたことに對して、一般の方々の目に触れるというのに、保利が怒つたというような形でセンセーショナルに報道をするというのが、必ずしもこれは当たつていとは思ひえないのであります。

しかし、強い意思を表明したとか、そういうことはあると思ひますし、私はほかの場で、例えば記者会見のときにはテレビが入つておりますが、その場でもかなりきつことを申し上げておりますから、そういういろいろなものを総合して見れば、かなり怒つておるぞというのをおわかりをいただけるのじゃないか、こういうふうに思ひます。

○中川(正)委員 いや、そういうことじゃないのですよ。これは、うまくできているなと思ふのは、報告事項だけが書いてあるのですよ。だから、警察のサイドから上がってくる話だけがここに載つてきて、公安委員会の中でどんな議論が出て、それがどこへ向いてその方向性として行くのかというところが肝心なところ。これが一番国民が知りたいところ。何をどう変えていくのか、それは報告事項じゃないのですよ。『最近の国家公安委員会への報告事項』となつてゐる。そうじゃないのですよ。

これは、速記録というか議事録というか、そういうたぐいのものを、例えば日銀の政策委員会が議事録を公開していますよ。昔は、こんなことをしたら大変なことだという議論がたつたのですが、やはり時代が変わつた中で、要点だけは、どの委員がどんなことをしゃべつてゐるかというのが大体わかるような形になつてゐるのです。そこが大事だと思ふのです。情報公開、そこまでやりましょうよ。

○保利国務大臣 できるだけそういう姿勢はとつてまいりたいと思ひますが、御承知のように、国家公安委員会というのは、極めて重要な、あるいは

は捜査過程その他の問題もありますし、外部に出さない場合があります。その点の制約があることを御承知おきいただきまして、できるだけ広報には努めてまいるといふふうに申し上げたいと思ひます。

○中川(正)委員 これは法案にすべきだと思ひますよ。本當に、日銀のその議論をしたときと同じような過程で、そのときに日銀総裁も同じような答弁をしてゐるのですよ。これを下手に出したらマーケティングがえらい騒ぎになるというふうな話があつたんです。ところが、出してみたら、それなりにみんな冷静な形で判断して、今何が基本的な問題なのかというの、国民がもつともつと、あるいはマーケティングがもつともつと深い判断をしていくようになったということでありまして。恐らく私たちもまた、これは法案が上がつてきますけれども、その法案に對してのいろいろな条件づけ、あるいはこちらの対案の中にそういう条件がぜひ入るべきだ、こんなふうには自身は考へております。それが一つ。

〔委員長退席、滝委員長代理着席〕

それからもう一つは、公安委員会が保利委員長、頑張つていただいたといふふうに言つていただいたのですが、ほかの委員さんはどうだったのでしょうか。皆さん、年齢だけ見ていると、七十五歳、六十五歳、七十四歳、六十七歳、六十六歳、定年退職後でないといふにつけないのかなといふぐらい高齢者がそろつてゐるんですね。

それだけじゃなくて、この難しい時代に、例えば我々が期待するとすれば、組織犯罪に對してそれなりの専門的な分野の中で物が見られて、実態を把握しながら議論ができる人、あるいはITなんか新しい分野ですが、ハッカー対策なんかについてそれなりの見識を持ちながらやれる人とか。これだけ、警察の組織が今問われている、それから全体の犯罪形態が変わつてきてゐる、国際的に日本の警察力が問われている。そのときに、こんなことを言つては語弊があるかもしれぬけれども、一見名譽職的なものも兼ねた形の人事が行

われていいのかわるか、だれがどうと言ひませんけれども。そういうにおひのするような公安委員会でいいのかわるか、そこが私は問われなきやいけないのだらうと思ふのです。

国家公安委員会の構成がどうですか、それが地方自治体に行つて県レベルで、私も県レベルの仕事をつつしてゐましたけれども、県レベルで見てもやはり同じようなにおひがしてゐるのですよ、公安委員会は。

その中で、それは、保利大臣のように頑張つていただく人が一人いればそれで足るというふうなことではないのだといふふうに思ひまして、その辺の見解もひとつ聞かせておいていただかなければならないと思ふのです。

○保利国務大臣 そもそも、国家公安委員長に任命をされましたから、私もいろいろ国家公安委員会のあり方というのは考へてみました。

国家公安委員会ができたときのいきさつというのがいろいろございまして、前にもこの委員会でお話を申し上げましたとおり、警察という組織が外に向かつて、昔のような、警察でいろいろなことをするというところについて監視の目を持つていなければならぬ。つまり、戦前のような警察を復活させてはならないといふような意味で、国家公安委員会というの誕生しております。

したがつて、警察という組織体が外に向かつて行う行為に對して、政治的な中立性と民主的な管理といふような観点から警察の行動を抑えていくというのが私たちの第一義的な役目である、それがスタートの地点であつたといふことであります。

今度の神奈川県警の事件というのは、まさに中の問題が起つてしまつたわけですから、実は中で事件が起つること、これを想定した組織じゃなかつたといふところに、非常に難しさがあると私は思つてゐるわけでございます。

それで、今、各公安委員の方々のお話しもちょっとありましたけれども、大変御熱心に論議をしていただいております。思ひついたことをどんどん

言っていたいておりまして、あるいはそれはホームページに出ていないじゃないかということがあるのですが、ここは非常に難しいところとして、これが公開されますよということになると口に出さないという場合がありますから、部分部分によっては公開できない場合もありますし、その部分は修正しながら公開していくという場合もあるでしょう。発言の自由というのを保障するためには、ある見方をすれば密室性かもしれないけれども、その中で自由な、潤滑な議論をするという場合もある、こういうふうな考えております。

それで、現在の国家公安委員会は、五人の委員がいらつしゃって、私が委員長で合計六人でありまして。この制度発足のときは政治家は入っていないのでありますが、途中から政治家が入るようになったのであります。それで、現在の委員の構成を見ますとというと、経済界、学界、それからマスコミ、それから法曹界、さらにまた官界というところから五人の方がおいでになつていらつしゃいます。この方々は、国会の審議を経て任命をされている方々であります。

そういうことが規定されておりますので、私もとしては、思いつきであの人というわけにはなかなかいかないわけでありまして、国家公安委員会は、警察のそうした動きに対して、民主的な、あるいは中立的な目を持って警察の動きをウォッチしていくという意味からいうと、逆に、かえって警察のことを余り知らない人が、いわば一般国民の目で警察を監視する、監視するというのが現在の公安委員会のやり方だ、そういうふうに私は理解をいたしております。

○中川(正)委員 反論をすればたくさん出てくるんですが、二つだけするとすれば、では、それぞれの分野からということであれば、現役を持ってきたらどうなんですか。それぞれ、なぜこれだけ高齢の皆さんを並べなきゃいけないのだというふうなことであるとか、あるいは実際の議論、これは何に基づいた議論かというと、やはり警察の内部分から上がってきた報告事項ですね。この報告事項

項目がこれまでは非常に限定されていた。あるいは、組織ですから、さつきから警察庁の答弁を聞いていると、これだけやはり組織を大切にする体質がしみ込んでいんだなというのが、これは保利大臣そのものも感じられて怒つたのだらうというふうな思ふんですが、そういう体質を持つている組織というのか、これは警察という役所柄なのだろうと思ふんですね。

そういうことだけに、やはり私たちは、客観的に見て、情報自体も、素直なものがこれまでも上がってきていないのじゃないか、報告がしつかりいったって、これは限定されるものですねというふうな見方をせざるを得ないのじゃないか。また、恐らく国民もそういうバイアスをかけて見ているのじゃないか。

それに対して、国民に納得できるような、信頼性を取り戻すというのはそういうことだと思ふんですが、国民に納得できるような組織改編と意識の改革と、情報開示とはこういうことなんですよということを出さないと、今国民に対してそれを示さないと、中途半端なことをやたら、また、警察というのは御身かわいくて形だけのことをやるのかということになつてしまわないかという、そのことを私は心配をするわけなんです。

そういう意味で、今回の法改正というのは私は中途半端だと思つております。見る人が見ればというのか、大方の国民は、どうもごまかしているのじゃないか、実質は違うよというふうな見方をしてみよう、そんな誤解を与えるような中途半端さがこの中にあるのじゃないかということ懸念するわけなんです。そういう意味から、もう少し突っ込んだ改革をしていく必要があるのじゃないかというところを指摘させていただきたいというふうに思ひます。

もしコメントがあれば。
○保利国務大臣 せっかくの御意見でありますから、しつかり頭に入れておきたいと思ひます。ただ、その上で、私としては、木曜日に出てま

いります、恐らく出てくるでしょう新潟における事案の報告書等について目を通して、私の気づくことは厳しく指摘をしてまいりたいと思つております。

○中川(正)委員 ぜひ、その公安委員会での議論を公開してください。楽しみにしております。それから次に、先ほどの吉野川の可動堰の問題に関連しまして、住民投票についてもう少し突っ込んで話をしていきたいというふうに思ふんです。

今回の住民投票というのは、これは、住民投票のパターンというのいろいろあると思ふんですね。大ざっぱに過去四回ぐらいですか、やってきたものというのは、巻の原発の問題、あるいは御嵩町の産廃、あるいは沖繩の住民投票、これはみんな、ある意味では迷惑施設に対して地域住民が意思表示をしていくという形でありました。今回は、公共事業、これはむだ遣いじゃないかということに対して住民が意思表示をした、こういうことで、ちょっとニュアンスが違う一つの類型というのか、これは画期的なことだと思ふんですが、そういうものがあつたということなんです。

それを踏まえて、これはそれぞれに共通しているのは、国の許認可、あるいは国が事業主体になる公共事業、こういうものに対して、関係の自治体なり関係住民がこういう形で住民投票をして意思表示をする、こういうことですね。これを大臣としては、いわゆる許認可権を持つている国として、あるいは事業主体としてどのように受け取っていくべきなのか。この地域の関係の人たちの意思表示をどういうふうな受け取っていくべきなのか。自治大臣としては、これはどうお考えですか。

○保利国務大臣 徳島の住民投票につきましては、徳島市議会において条例が可決されて、その条例に基づいて投票されたということでありまして、それは厳粛な事実として受けとめていかなきゃならぬだろう、私はそのことは思つております。ただ、この問題というのは、恐らく私は、相当

根が深いものであらうと思ひます。なぜ、あそこ第十堰をつくり直すという問題が提起されたかというところ、恐らく相当前の話だろうと思ひますけれども、地域住民の皆様あるいは県下全体であそこはつくり直すべきだという議論があつた上で、そして県会等でも議論があつた上での決定がなされ、そして国に陳情がなされ、事業採択をされ、国が主体となつてあの工事を始めようという意思決定をされた過去の経緯があるだろうと思ふんです。その経緯はやはり、国としては大事にしているかなきゃならぬだろう、私はそう思ひます。

そういう意味からいって、あの徳島の投票の結果というのがあることだから、これはもうやめた方がいいのだということにすぐなるのかどうか。徳島の知事さんは、事業を継続したいということをおの投票の後にもおっしゃつておられることとは、間接民主主義の建前からいっても大切にしていかなければならないことではないか、私はそう感じております。

○中川(正)委員 もっと端的にお尋ねをしたいと思ふんですが、さっきの、事業を進めていく経過の中で、例えば議会が意見書なり陳情という形で可決をしてこつちへ陳情書を持つてくる。あるいは、市町村長がぜひ進めてほしいという形で持つてくる。この意思表示と、それから今回のように地域住民全体が、全体がというのには五五%、半分以上の人たちが九〇%以上の意思をもつて、いわゆる投票をもつてあらわした反対の意思表示と、どちらが重いと、どちらをより大きく尊重しなければならぬとお考えですか。

○保利国務大臣 先ほど私が推定的に申し上げた過去の経緯がもし正しいとすれば、私は、間接民主主義の建前というのは、住民投票も一つの御意見として頭に入れながらも、機関で決定したものが重さがあるというふうに見まさんと、間接民主主義の姿が崩れてしまふ、私はそんなふうを感じております。

○中川(正)委員 私は逆だと思ひますね。それじゃ、なぜリコールというのが成り立つのかという

ことです。市長が一つの政策に対して住民と違つた判断をした場合、これはリコールという形でその市長を直接住民投票で罷免することができるといふこと、市長が一つの政策を打ち出す、その市長の意思よりも、やはりこれまでの日本の政治の進め方のあり方としても、最終的には直接に住民が意思をあらわす、ここに主権在民があるのだと思ふのです。その方が強いよというのがリコールのシステムなんだろうというふうに思ふのです。

そんなことから考えていくと、さっきの答弁でいくと、こういう投票結果よりも市町村長とか議会の意思を尊重すべきだというお考えのようですが、これは私は、自治大臣としてはおかしいのじゃないかな。実際の地方自治の主役というのは、やはり住民なんですよ。住民の意思としてはつくりしたことに對して、いや市長の方が大事なんですよ、議会の方が大事なんですよという見解は、私は当たらないというふうに思ふのです。

○保利国務大臣 どちらにウエートがあるかというお問い合わせでございましたが、私は私の考えを申し上げたわけでございますが、吉野川の問題と町のリコール、これを重ね合わせての議論は少々無理じゃないかと私は思ふます。

○中川(正)委員 重ね合わせているのじゃなくて、論理の帰結を言っているのですよ。

しかし、もう一方で言つたら、たとえば地域の住民がそういう意思を表示しているとしても、これはやはり国全体の政策に対して法的拘束力を持つ、あるいは持たせるべきかということになると、私は実はそれには反対なんです。持たせるべきではないというふうに思ふのです。そこから、国の政策、国の権力とそれから地域住民の意思表示としての問題提起、それとの話し合いが始まって妥協点を見出していくという形、市長なり議会というのが機能していくことが本来の民主主義のあり方なのじゃないかな、そういう考え方をとっているのですから、ここでやはり必要なのは、そういう道筋をつくり上げていくと

いうこと。

今、そのルールが全然ないのです。ないから、建設大臣もこういう結論に対してびっくり返つてしまつて、あられもないと言つたら失礼ですが、聞くにたえないようなコメントをどんどん出してしまふ。これが、何ができて何ができないのだというそのルールさえしつかり決まつていけば、そこから本當の話し合い、その中で公共事業が本来住民に對して生かされてくるような、そういう新しいアイデアという道筋も生まれてくるのじゃないか、こんなふうに思ふのです。

これは、住民投票に對して、さっき保利大臣の話を聞いてみると、何か建設大臣に染まつてしまつて、何となく敵対意識を持つて、くつと胸を張つて緊張しているような感じがしたのですが、地方自治、住民自治あるいは政治参加、そういう観点からいつたら、大臣、もう少しやわらかい物の考え方をしていただきたい、こういう気持ちなんです。

○保利国務大臣 私は、住民投票の結果を無視するということやなことを言つたつもりはありませんが、これはこれで、重く受けとめなければいけないのだろと思ひます。

しかし、その地域の意思決定はどういうふうな経過で行われ、それは生きていくのか死んでいくのかという問題もあります。そして、こういう結果が出て、これから事業者と関係の皆様方のお話し合いも、これは建設省の所管でありますから、私から申し上げるのはいかかと思ひますが、そういうお話し合いもされていくことである、まさには委員が御指摘のようないろいろな動きが現在あの問題については起こっている、私はそう認識しております。

○滝委員 長代理 中川君、時間でございますので、簡単にお願ひいたします。

○中川(正)委員 この問題については、またさらに議論を深めていきたいと思ひます。一つ言つたら、私がこだわつたのは、ウエートが市長さんや議会の方が高いといううなニュア

ンスだったものから、これにこだわつたのです。これはやはり直接の意思は住民ですよ。そういうことであります。

以上、終わります。

○滝委員 長代理 次に、春名真章君。

○春名委員 私は、新潟県警の虚偽発表事件を中心にきょうは質問をさせていただきます。先ほどの議論でもありましたけれども、まず国家公安委員長にお聞きをしたいと思います。

一月二十八日に、この女性監禁事件で、新潟県警が女性の発見時の状況について最初に記者発表をいたしました。そして、一月十七日の木曜日、その中身が虚偽であつたということが発覚をし、陳謝するということになつたわけですね。もうそれは御存じのとおりです。国家公安委員長は、やはりこの問題、私も非常に重大な問題だと思つていまして、先ほど御議論がありましたけれども、私の方から改めて、事の重大性の認識をどういうふうにおつかみになつておられるのか、このことをまず聞いておきたいと思ひます。

○保利国務大臣 私は、この事件を初めて耳にいたしましたときに、非常に残酷な事件だな、場合によつては殺人よりもひどいことをしているのではないかと、そういう印象を受けておりました。この事件そのものが大変大きな事件だというふうに認識をいたしております。

〔滝委員 長代理退席、委員長着席〕

○春名委員 そのことではなしに、虚偽のマスコミ発表がされて、それを陳謝するというところについての認識、それを陳謝するにたいしたい。

○保利国務大臣 遅くはなつたのですが、申しわけありませんというところで陳謝をされたということと、私は、私はいたし方ないと思ふのでありますけれども、ちよつとタイミングが、もうちよつと早くやつてくれればいいのになというのが率直な私の感想であります。

○春名委員 これは今から議論しますけれども、非常に根本的問題を提起していると思つております。

それで、大臣にこの虚偽報告があつたというのが知らされたのはいつか。要するに、マスコミの発表の前に国家公安委員会あるいは国家公安委員長に、虚偽だつた、だからこれを訂正する記者会見を行いますということが国家公安委員長には届いてたのかどうか、いつこういう発表をするということが知らされてたのか、それをお聞かせください。

○保利国務大臣 事実関係につきましては、警察庁長官もおいででございますから、そちらの方から詳しく内容はお聞きいただきたいと思ふのですが、私も、それは大変だという事実は知つておりましたけれども、虚偽の事実であるとかそういうことは後から出てまいりまして、ちよつとその当時、私自身が虚偽とか虚偽でないとかという認識は余りなかつたのであります。

ただ、先ほど申し上げましたとおり、先週の木曜日に、第一発見者を保護しなければいけないといううな状況についてお話がありましたもの、ですから、そんな甘い事態ではないだろう、とにかく保健所から連絡があつたに警察官が行かなかつたというところは事実なんだから、その事実立脚してよく調べてくれということを申し上げたのであります。

細かい前後関係というのは、私は余りよく覚えておりません。

○春名委員 私が聞いていたのは、思い出していただきたいのですけれども、今、国家公安委員会の機能の強化ということが今度法案で出てくるわけですね。だから、こういう大問題、虚偽の報告があつた、これを訂正するということを報道される前に、国家公安委員長はそういうことをお知らせになる立場かなと私は思ひます。そういう権限がないとだめだと思ふのですけれども、知らされていなかったのですか、こういう発表をする、虚偽だつたというこの発表をすることについて、つまり、新聞報道で初めて知つたのですか、虚偽だつたということ。

○保利国務大臣 私は、事件の重大性ということ

に頭が非常にいっておりましたから、この報道そのものが虚偽であるとか虚偽でないとかということよりも、むしろ、この事件をどういうふうに始末するのかというところに頭があたりましたから、虚偽の報道がいつで、それに対してどうしてということよりも、むしろ事件そのものに関心が深かった、こう申し上げておきたいと思ひます。

○春名委員 私の前で言っている質問にちよつと私が、私自身が外れているのかあれですけども、要するに、こういう大問題が、一月二十八日に記者会見をやつて、その後、その記者会見が間違つていたという記者会見、二回目の記者会見を二月十七日、ちよつと国家公安委員会が開かれていたときなんですけれども、やられていたわけですね。だから、そういう記者会見をやつたということについて、国家公安委員会には今の話ではきちつとした話があったというふうにはなつていないようなんです、そのことで私は確認しておきたいと思ひます。話がいろいろ、次に行かなければいけません。

では、事実の問題だけどうぞ。

○田中政府参考人 委員御指摘の新潟県警の事案でございますが、地元の新潟日報という新聞に虚偽会見の疑いがありと出ましたのが二月十六日の朝刊でございます。翌二月十七日の公安委員会におきまして、先ほど大臣からも御答弁がございましたように、事実はどうなつていたのかというふうな御指摘がございました。

それで、私どもの方からも新潟県警に対して、事実はどうなんだということをお照会しているそのさなかに、地元の方で、二月十七日の午後二時からでございますが、記者会見がまず先行した。その中で、同時並行的に新潟県警が判断をして会見をしたというのが事実でございます。

○春名委員 今の話で前後がわかりました。要するに、こちらが照会している最中に虚偽だったという記者会見をやつたというのが事実だということ、今確認しました。

重大な問題はやはり、この虚偽発表を事前に承

認した県警本部長の小林氏が警察庁採用のキャリアであるということなんです。また神奈川県警の二の舞かという思いを私はいたしました。その上、この神奈川県警の教訓を学んでそれなりの対策を、去年の九月以降、相当いろいろ議論しました。そして、いろいろな対策を警察庁自身もとる努力も一定されてきた。そして前警察庁長官の関口さんは、警察再生の道筋をつけたとおっしゃつて辞任をされる。こういう事態があつた後にまた同様の事態が起つたという点で、非常に重大なわけなんです。ですから私は、この点をきょうは明らかにしたいと思つておるわけです。

具体的に聞きたいと思ひます。

新潟県警は、第一発見者の保健所などに取材が殺到すると大変だからという口実で、そういう理由で事実を曲げた発表を行つたというふうになつておられます。警察庁は、長官にお聞きしておきたいと思ひますけれども、このような場合、第一発見者に取材が殺到する、こういう理由で虚偽の発表をしてもよい、やむなしということもあり得る、そういう方針をとつていらつしたのか。そのような内容の教育を警察庁として行つていらつしたのか。それはないと私は信じておりますけれども、警察庁自身の方針を聞かせていただきます。

○田中政府参考人 委員御指摘のように、昨年、一連の不祥事案がございまして、その対応策としていろいろなものご検討されたわけでございまして、けれども、特に広報といふ点で、国民に対してどのような形で我々のとつて行動の内容につきましまして話をしていくか、話しかけるかということにつきましては大変努力をしております。

先ほど、二月七日の本部長会議におきましても、情報公開が時代の流れとなつていゝ中で、諸君みづからが個々の警察活動について真に国民の理解が得られるものであるかどうか、国民にわかりやすいものとなつていゝかどうか、常に国民の立場に立つて業務を運営しようということを申してまいりました。しかしながら、今御指摘のように、この

ような我々の施策とかあるいは私の申していることが一線に徹底していない、まだ徹底していないというのが実情でございますので、これにつきましましては、さらにその徹底方について真剣に取り組んでまいりたい、かように考えておるところでございます。

○春名委員 問題は、県警の刑事部長さんから事実と異なる発表を行いますということを持ちかけられたときに、なぜ本部長、トップの小林さんがオーケーを出したのかということなんです。

小林本部長は、刑事部長から第一発見者の名前を伏せたい、多大な迷惑をかけるのだという申し出があつた、そういった配慮も必要だと了解をした、事実を曲げてとか、虚偽の発表をしないといふか、情報を操作しろとか、そういうつもりはなかつた、このようにお述べになつておられると報道がされております。

仮に百歩譲つて、そういう配慮でやつたことだと認めたとしても、虚偽の発表をすることがそれで許されるのかということ、勝手に警察が情報のある意味で操作するといふことが許されるのかということ、そして、本部長がそういう対応をしても許されるのかということがやはり問われるわけですね。この点、先ほどの話で、真に国民に理解を得るものにして、信用を得るものにして、情報公開を徹底しようといふことを言つていゝけれども、そこがなかなか下までおりていないといふふうになつていゝのが、下までおりても、県警本部長ですからね。下も何もありません、これは。中核の中核じゃないですか。だから、改めて、警察庁はそういう点をどう御認識されていゝのか、私は聞きたいのです。

○田中政府参考人 今委員御指摘の具体的な事案によりまして、広報の問題によりまして、新潟県警は、今回は第一発見者に迷惑がかかることをおもんばかつた、第一発見者に知らせることをよつて被害者の悲惨な状況が報道されることを防ごうとして事実の一部を伏せたといふことについては、そういうふうな考えのもとに広報をしたとい

うことは私ども承知をしております。

ただ一般的に、事実を曲げてどうだとか、あるいはケースによりましては、このことにつきましましては伏せた方がいいという判断があるかもしれないけれども、しかし、それにいたしまして、そのことによつてどのような結果が生ずるか、あるいは、その結果によつて事態がどのように変わつていくかといふことにつきましましては十分見通した上でやり、また、そのことが大きな批判を呼ぶようなことがあれば、すぐに適切な広報をもう一回そこでやるといふことが当然必要だといふふうになつておられます。

○春名委員 小林本部長は、柏崎署の出動要請をめぐる警察の対応の問題がありましたね。

新潟日報には、一時四十分ごろ、携帯電話で柏崎署に、男が暴れているので三人ほど来てほしいと伝えた。同署は、わかつた、協議すると答えて、七、八分後に柏崎署は電話で、行けないと返答した。保健所の職員の方は、身元不明の女性もいる、一人でもいいから来てくれと要請をしたが、人手不足を理由に、保健所で対応してくれ、何でも警察に押しつけるなど強い口調で言われた、こういう報道がされていゝわけですね。

それで、虚偽発表を行つた一月二十八日の記者会見のときには、そういう柏崎署の警察の対応を御本人が、小林本部長は知らなかつたと言つていらつしやいます。そして、そのことを知つたのは二月十二日の夜のことでつたといふふうなマスコミに答えていらつしやいます。決して警察の不適切な対応、捜査の不徹底を隠すために虚偽の発表をしたわけではないのだ、いわば、自分たちの保身のためじゃなくて善意でやつたことなんだ、こういうふうな、私に言わせれば開き直つた発言をされていゝわけですね。

きょう、刑事局長も警察庁長官も同様のことを私たちに言つております。本部長の言うことが仮に事実だとしても、それでもなお、マスコミ発表で事実をゆがめることに本部長がゴーサインを出した、その重大性は消せないわけでありまして、

この認識は改めてしなければなりません。
しかも、経過で見れば、柏崎保健所が県に報告書を提出して、事実が食い違っていることがわかって、ようやく誤りと食い違いを認めるというのが事の経過なんです。わからなかったらそのままにしておこうと。

ところが、本部長が言うように、二月の十二日の夜に柏崎署の不適切な対応、今新潟日報読みましたけれども、そういう不適切な対応などが初めてわかったというのであれば、二月の十二日と言っているのです。二月の十二日であったのであれば、虚偽の記者発表を行ったその背景にこういう問題があるのだということがわかるわけでしょう。ぴんとこなきやだめでしょう、本部長は。ところが、標を正してすぐに誤りを調べて発表すべき本部長は、そのことをしなかったわけですね。虚偽だったということを決意するのは二月の十七日のことなんです。後五日たっているのですよ。

こういうことが行われた、柏崎署のその対応がまずかったということについて、たとえ御本人の認識であったとしても、二月の十二日には知らされているわけですね。しかし、そういう問題としてきちっと調べて、やはり虚偽だからこれはまずい、これは明らかにしようといつてすぐ対応すべきなのに、二月の十七日まで、恐らくこれは県に保健所の報告が行って、そういうこと等のやりとりの中で、十六日にマスコミがすっぱ抜いたのかどうかわかりませんが、そういう経過になっているわけですね。

ですから、私はその経過を見れば、本部長自身も、警察内部の失態を知られたくない、わからなければ、できればそのまま隠しておいた方がよい、そういう保身が働いたというふうには言われたって、事実マスコミは全部書いているわけですから、そういうふうには。だから、そういう問題として、私は今このことを問われているのじゃないかと思うのですよ。それが、今までの刑事局長、それから警察庁長官の御認識はそうではないというふう

におつしやっているのです、そのギャップはしっかりと埋めないと、私は問題が起こるのじゃないかと思えます。どうでしょう。

○田中政府参考人 今委員いろいろ御指摘ございましたけれども、当初本部長が判断して広報いたしました際には、柏崎署の具体的な事案については全く上がっておりませんでした。したがって、柏崎署の事案につきまして、これを隠すために事実をたがえて発表したということはないというふうには考えております。

しかしながら、お話しのように、後日そういうような事案が発生したときに、それも踏まえて、そういうふうには誤解をされるおそれがあるということも踏まえて、その段階で速やかに訂正発表をするという配慮はもう少しあってもよかったのではないかとこのように思っております。

○春名委員 ですから、私が言っているように、速やかにということをやらなかったわけですね。誤りなんですよ、この経過を見ると。そこに神奈川県警の教訓はどう生かされているのかなというのを問うわけですよ、長官。

重大なことは、今回の事態というのは、警察庁の方々が神奈川県警問題から打ち出した反省、改善方針からも逸脱しているということなんです。まず、その点、具体的に聞いていきます。

昨年十一月三十日に、神奈川県警不祥事問題で緊急全国本部長会議を開いていらつしやいます。小林本部長はこれに出席していると思えますけれども、確認願います。

○石川政府参考人 委員御指摘の会議は、神奈川県警における不祥事案を初めとしたしまして、全国的に不祥事案が相次いだということで、不祥事案対策につきまして協議、検討をするために、急遽開催をした会議でございます。

この会議には、お尋ねの小林新潟県警察本部長も出席しております。

○春名委員 そうでしよう、全部の本部長を呼んでいるのですからね。そういう議論をしているのですよ。徹底しているのですよ。

では、この本部長の会議の中で、新潟県警のような場合、つまり部下の者がこれはマスコミに発表するのはやめよう、あるいはこうしておこう、結果としてその発表をするようなことを言ってきた場合に、どのように対応したらよいのか、こういう議論、こういう報告はされていると思いますけれども、今回のような事案について、この十一月三十日の本部長会議ではどうでしたか。

○田中政府参考人 委員御指摘のような具体的なケースについて議論したことはございません。しかしながら、本部長としてのリーダーシップと申しますか、部下からいろいろな事案が上がったときに、それが適正であるのか適正でないのかということと十分に判断して対応するようにということとは、それらの本部長会議の中で指示したはずでございます。

○春名委員 また、十一月十三日には、警察庁次長名の依命通達というのが出ております。これは、現物がここにありますが、この二項目には、「幹部教養の徹底」というのがございます。「組織の根幹を担う幹部としての行動規範について再認識させるため、各級幹部に対して、管理者として必要な基本的心構え、各業務運営に当たって管理者として把握すべき基本的事項等の教養を徹底する。」ということがここに示されております。そして、新任の本部長の研修をおやりになるということとともに、現在警察本部長の職にある者に対してもグループ別に特別研修を実施するという方針が確立をされております。

このグループ研修はもうおやりになりましたか。それに小林本部長は出席して研修されていいますか。御答弁願います。

○石川政府参考人 既に本部長の任にある者に対して、まだグループ別研修を特別に実施するということはしていないわけですが、昨年十一月一日に全国本部長会議が開催されました。ここにおきまして、不祥事案の未然防止対策の推進についていろいろ指示をしております。

それから、今お尋ねの十一月三十日の緊急本部長会議、また二月七日の全国警察本部長会議に不祥事案防止対策というものを協議、検討している、こういうことでございます。

○春名委員 グループ研修はまだやっていないということなんです、さらに聞きます。
九九九年九月九日、「不祥事案の未然防止と適正な処理について」、官房長通達が出ております。これを発表して全国に徹底いたしました。その第五項目に「適正な報道対応」という項目があります。これは、不祥事案に対する報道陣への対応、深山本部長のあの二転三転があつて、そういうことを教訓にしたものだろうと思いますが、適切な報道対応というのはどの場合でも求められているものでありまして、当然、上記、今私が申しましたような、そういう十一月三十日の場であるとかさまざまな機会に徹底もされているものだと思います。そこで、こういうものが出てくるわけですから、教訓を生かして、ところが、こういう虚偽発表がされる。出た後に発表されているのです、虚偽発表が。だから私は、問題は深刻だ、根が深いなと思わざるを得ないわけですね。

一体、警察庁がおつしやる適切な報道対応というのは、どういう対応をせよということをお教示しているのですか。まさか、都合が悪いことは隠してもよいということじゃないと思えますけれども、そういうことが出された後にこういう事件が起こっていることの深刻さをおかしめる必要があると私は思うのです。

適切な報道対応というのは、どういう内容のことを言っているのですか。具体的に言ってください。

○石川政府参考人 警察として報道対応を行う場合には、事実関係を正確に把握した上で、組織的にそれを実施する。広報係というものがセットをしたり、いろいろな過程を経るべきことを行う。特に、取材等に対して真摯な対応を行うこと。それから、国民がその実態を把握できる適切な報道発表を行うように努める。こういうようなことについて指示、教養を徹底しておる、こういうことで

ございます。

○春名委員 まさに、全く逆のことをやっているわけですね。事態を国民に正確に知らせる、真摯な対応をする、全然逆のことをやっているのですよ。

だから、国家公安委員長に、そういう議論を三カ月間積み上げて努力をされてきているさなかに逆のことが起こっているというこの深刻さを、どう受けとめるのかというのを最初に私はお聞きをしたかったわけですが、また議論をしたいと思えますけれども、こういう事態でしょう。

私は、前回、十一月二十五日の当委員会で、神奈川県警の不祥事もみ消しマニユアルの話をしました。その不祥事もみ消しマニユアルは、結局現物は出てきませんけれども、その中にも「適切な報道対策」という項目があるので、その中身は、組織防衛を最優先するようにと書いてあるのです。だから問題になったでしょう、これは。同じ内容のことを新潟県警の本部長が今も行われている。適切な報道対応というのはそういう趣旨なのかと言わざるを得ないじゃないですか。こういう問題として、どう深刻な受けとめをされているのかということ。

神奈川県警の不祥事の教訓から、警察庁は新しく、国家公安委員会規則第一号、警察職員の職務倫理及び服務に関する規則、これをつくって発表されました。その五条には何と書いてあるでしょう。警察職員は、国民の信頼及び協力が警察の任務を遂行する上で不可欠であることを自覚し、その職の信用を傷つけ、又は警察の名誉となるような行為をしてはならない。こういうことが規則までつくって議論されているわけですが、発表されているわけですね。これを発表したのが一月二十五日、そして虚偽発表一月二十八日、三日後ですよ。信用を傷つけることがまさに数日後にやられている。会議もやった、研修もおやりになっている、通達も規則も出した、それでもまた同じような幹部の不祥事が、こういう事態が起こったということについて、私は深刻さを感じているわけ

です。

国家公安委員長、私はこういう点で、こういう努力のさなかにこういうことを実際キャリアの県警本部長が起しているということについて、反省が必要だということはお二人おっしゃっているわけですが、ただ、やはりこういう点を国家公安委員長はどういう御認識を持っていらっしゃるのか。内部の自浄能力そのものが問われているということ率直に言わざるを得ないと私は思っております。自助努力だけではもう解決できないという、そういう問題にまで来ているのかなという認識を持つわけですが、国家公安委員長はどのような御認識を持たれますか。

○保利国務大臣 先ほど御答弁申し上げましたとおり、まれに見る残酷な事件だ。したがって、あの報道があった直後から、国民は恐らくこの事件の様子というのを、真相を知りたいと思っておっただろうし、それから、いろいろな感想を持たれたと思うのです。

本部長の姿勢を見てもみまうという、それだけ大きな事件なんだという感じを持っておられたのかどうか、そういうことを私としては若干疑念に思わざるを得ない。非常に残念なことでありまして、そして、今まで研修を重ね、また私自身、本部長会議に出席をいたしましたいろいろお話を申し上げたことからもいまして、このようないわけゆるトップの判断ミスというのを、そういう話題を盛んに議論をしながら、その直後にそういう判断をした。この判断ミスは、もしそれが真相であれば非常に残念なことだし、厳しく対処していかなければならない事項だ、私はそう思っております。

私自身が警察本部長にいろいろ申し上げておいた立場からいって、まことに私自身残念に思いますが、ある意味でいえば、自分がふがいないからかなという感じがしないでもありません。しかし、今度の新潟県警本部長の判断、そしてその事件の概要をきちんと陣頭指揮をとってでもやるべき方がやられた態度かなと思います、私としては、

警察庁においていろいろ調査団を派遣しまして調べていただいた結果を厳正によく調べて、厳正な処置をしていかなければならぬのだらう、事実をよく究明した後でありますけれども、そういうふうにも考えております。

○春名委員 長官にお願いですが、調査チームの調査報告書は本曜日に出られるのかもしれないが、その調査報告、全容を当委員会に必ず報告していただきたい、これを今約束をしていただきたいと思いますが、それはいいですか。

○田中政府参考人 委員御指摘の調査チームでございますが、二月二十日に官房審議官を長とするチームを新潟に派遣いたしました。一連の対応につきまして事実関係の調査確認を行わせました。現在、今回の調査結果を取りまとめますとともに、引き続き詳細な調査を進めております。

御指摘の件につきましては、国家公安委員会の御指導を得ながら対応してまいりたい、かように考えておるところでございます。

○春名委員 では、国家公安委員長、指導をしてください。それで、国家公安委員長に要請して、一言答弁してもらって終わりたいと思います。

国家公安委員長は、監察官制度の機能強化にかかわって、前回の議論で、警務部長の下ではなく本部長直轄にせねばいかぬ、それから、その本部長は倫理観、正義感をしっかり備えている人材を充てなければいけないという二点を言われました。ところが、今回、こういう本部長の倫理観の欠如というような問題が問われるような事件となつてしまいました。

ですから、私も最初から言っているように、外部の方を監察制度に入れるというように、いいよい問われておると思えますし、それから警察行政全般の情報公開ですね、先ほどお話をしましたけれども、これは原則公開にする、捜査にかかわるどうしてもいかに問題は例外にして、原則公開にするという方向に、この事件を教訓にしてやはり真剣に議論する、そういうイニシアチブを国家公安委員長にとつていただきたい。その点

を最後に聞いて、私の質問を終わりたいと思いますが、どうでしょう。

○保利国務大臣 公開の問題については、委員からも御指摘のように、いろいろな問題は含んでおりますが、できるだけ前向きに、広報をするように努めるように指導をしたいと思えます。

それから、監察官の問題は、現在私の立場で申し上げれば、国家公安委員会あるいは県の公安委員会と県警本部長との間のいわゆる密接な連絡関係、緊密な連絡関係を保つことにより、監察官を通じて、県警内部の規律保持のために公安委員会が所要の役割を果たすということで考えております。

○春名委員 以上で終わります。

○斎藤委員長 次に、知久馬三子君。

○知久馬委員 大変御苦勞さまで。最後になりました。よろしくお願いいたします。

まず、私は最初に、地方分権推進法の一括法が昨年成立しまして、いよいよ四月から実施されるわけなんですけれども、それにつきまして、地方分権推進委員会の延長についてのお考えをお伺いしたいと思えます。

まず、この一括法につきましては、機関委任事務の廃止を主な内容とする一括法は本場に画期的なものだと思えます。しかしながら、地方分権推進委員会そのものは、根拠となる推進法が時限立法であるということで、本年七月で活動が終了します。地方分権を本場の意味で担保するために、事務区分のあり方にまさるとも劣らず重要なものというのが税財源の移譲であります。私は、地方分権推進委員会がこの税財源の移譲についてさらに検討、調整を行われるように、活動を続けていただく必要があると思えます。

そこで、自治大臣にお伺いいたしますけれども、地方分権推進法を延長して、第二次地方分権推進委員会として活動を続けるようにすべきだと思っております。でございますけれども、大臣の所見をお伺いしたいと思います。

○保利国務大臣 地方分権は今後やはり本格的な

段階に入っていくわけでありますから、委員御指摘のような、組織を延長する、あるいは新しい組織をつくり直すというような措置は必要だろうと思います。

ただ、延長の場合ですと、延長法案をつくらなければなりませんし、また、新しい組織をつくる場合でもやはり法案の提出が必要だろうと思います。

こうした問題につきましては、自治省だけではなくて、総務庁、あるいは内閣の中の内政審議室等で額を寄せ合っている議論を重ねておりまして、どういった体制がよろしいのかということについて鋭意検討をいたしております。一括法が成立をいたしますときには、そうした体制を整備するということについての附帯決議をいただいておりますから、その精神を体して、こうした中で議論を重ねて、できるだけこういった本格的な地方分権に対応していく、そういう組織づくりを考えたいと思っています。

○知久馬委員 こんなのは言うまでもないことなんですけれども、国民一人一人が真に豊かさを実感できる社会を築くためには、何と云っても、住民に最も身近な行政主体である市町村が、地域の実情に沿った個性あふれる行政を自主的に、自立的に推進することが何よりも重要であるということには言うまでもございません。先がたおっしゃいましたように、ぜひとも、これからの活動を続けていくためにも、この地方分権推進委員会なるものを善処していただきたいと思います。

それと、二番目ですけれども、バリアフリー法に当事者の意見を反映させるべきではないかという点を質問したいと思います。

長い法案なんですけれども、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律案が今国会で提出されました。障害を持つ方々の全国大行動から十年にして、ようやく政府もこのバリアフリーに積極的になり、いろいろな制約がありながらも、法案をまとめるに至ったと思います。だれもが、いつでもどこでも

自由に移動できる社会を目指す第一歩として、本当に評価したいと思います。

そして、法案の一番の問題点は、法案の題名が「高齢者、身体障害者等の」となっているが、肝心の当事者である高齢者や障害者の方の参画が盛り込まれていないところにあると思うのであります。今でも、せっかく置かれた点字案内板の上下が逆になっていたり、そして駅のエレベーターが不便なところに設置してあるために、駅員さんを呼ばないと使えないというような状況も聞きますし、せっかく取り組まれたバリアフリー化に、一番その状況がよくわかった当事者の方の声が本当に反映できるように、生かせるようにしていただきたいと思うのであります。駅等で、目の見えな方なんかの三分の二ぐらいが本当に駅の下に落ちたとか、それから事故で毎年のように亡くなられておるといような方がございますので、このことにつきましては、やはりぜひともその人たちが、当事者の方を入れてほしいと思います。

また、条例等で市町村が移動円滑化基本構想をつくる際、交通事業者、それから道路管理者、公安委員会とは協議するとなっておりますけれども、さっき言いましたように、経験豊富な知恵のある方等が入っていないということですので、ぜひともこれらの方々の反映をしていただきたいと思っていますので、その点について伺います。

○平林政務次官 交通バリアフリー法と通称しておりますけれども、この法案は、障害者や高齢者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができる環境整備を促進するという趣旨から提出されたものでございます。

実を申し上げますと、こういう分野の仕事はかねてから地方公共団体が非常に積極的に取り組んでおりまして、例えば福祉の町づくりをやる、そのためには条例も既に制定をしておるといようなことがあちこちで行われております。したがって、地方公共団体側としては、具体的な取り組みに当たっては、これまでどおりだと思いますが、従来から障害者や高齢者などの関係者の御意見を伺

いながらやっておるはずでございますから、それをさらに強化するといえますか、推し進めるといふようなやり方で今後も対処するもの、そう思っております。

したがって、この法案に基づいていろいろな計画を立てたり実行したりするときにも、今申し上げましたような手順を踏んで行われるものとの期待をいたしておるところでございます。

○知久馬委員 私たちの周りを見ましても、いろいろ障害を持つておられる方等の参画というのが本当にないと思うんです。だから、何か弱い方は切り捨てられるというか、考え方の中にもそうしたものがあんじゃないかなと思いますので、ぜひとも、これにはそうした当事者の方を入れて、意見を聞いていただきたいと思うのであります。

○平林政務次官 御趣旨まことにござつともでございますから、法案が成立をいたしましたら、そういう方向で我々も地方公共団体に対して連絡をしてまいりたいと思います。

○知久馬委員 次にまた三つ目ですけれども、これも、特に自治省の関係というわけでもないけれども、関係がありますので、乗り合いバスの補助制度はどう変わっていくのでしょうかということにつきまして、ちょっと伺いたいと思います。

今国会で、乗り合いバスの需給調整規制の廃止に伴う道路運送法の一部を改正する法律案が提出される予定になっております。既に昨年十二月に改正案の骨子が示されているところでありますが、まだまだ問題点が多く含まれている中身ではないかと思ひます。特に、地域住民の生活に必要な重要な役割を果たしている乗り合いバスについて、過疎化の進行、マイカーの大幅な普及によって廃止または縮小の現状にある中で、需給調整規制が撤廃され退出の自由化が図られることになれば、高齢者や児童、そして障害者や通学生、車を持たない人々の交通の確保が大変危機的な状況になると思ひます。それは火を見るより明らかで、地域

住民の生活にとって必要不可欠な公共交通機関である地方バス路線の確保は、国及び自治体の重要な責務であると考えます。

まず、地域住民の交通サービスの維持に関する自治体の責務について、自治大臣の御所見をお聞かせ願ひたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○平林政務次官 知久馬委員も私も同じ地域に住んでおりますので、特にいわゆる過疎バス問題というのは昔から頭痛の種でございました。

私もいろいろなこと経験をしてまいりましたけれども、従来は、一定の基準に該当するものに対して運輸省から若干の補助金を事業者に対して出しまして、過疎地域のいわば乗車人員の少ないバス路線を維持する、それに伴って地方公共団体も応分の負担をする、こういうやり方でまいりました。

ところが、例の規制緩和の問題が最近出てまいりましたのでありますから、規制緩和の推進計画というものにおきまして、乗り合いバス事業の需給調整規制、これはやはり生活路線の維持の方策の確立ということを前提にしております。ですから、私どもが従来やってきました考え方は前提になっておりますけれども、遅くとも平成十三年度までにこの規制を廃止するということが決まりましたことを受けて、運輸省の運輸政策審議会の答申を踏まえて、今度の国会に道路運送法の一部改正法案が提出されることになっております。

これに伴ひまして、不採算路線などから路線バスが撤退するなどの事態が考えられるわけでございます。ただし、今申しましたように、必要な生活交通の確保のための対策につきましては、行政と民間、国と地方が適切な役割分担のもとに取り組んでいくべき問題だ、そのように認識をしておるわけであります。

そのような中で、地方公共団体は、地域の住民生活の足の確保あるいは地域の町づくりという重要な観点から重要な役割を担っておると思ひますので、路線バスの維持という手法だけでなく

くて、もう少し広い範囲で生活の足を確保するということを考える。いわば、行政バスを走らせるとか、あるいはスクールバスを走らせるとか、いろいろな多様な手法を考えに入れながら、実情に応じて、特に高齢者とか、あるいは通学の生徒さんの足の確保を中心に、地方団体として、あるいは地域として主体的に対処していく必要がある、そのように考えております。

○知久馬委員 大変に詳しく、特に私なんかいつも鳥取県同士で話をしているようなことになりますけれども、過疎地を抱えている町村というのが本当に大変なことは、政務次官おっしゃったとおりでございます。

いずれにしましても、財政措置等については、自治省と運輸省とが今話をされておるといふこともありますので、公共の福祉とは何かを十分に考えて、地域住民の交通サービスの維持のために支障のないように制度を確立していただきたいと思っておりますので、ここでお願いしておきます。

○平林政務次官 重ねてのお話でございますが、今申しました需給調整規制の廃止に伴う生活交通の確保につきましては、対策を講ずることが必要な場合は、今後、地方公共団体が中心になりまして、必要に応じて地域協議会というような名前のものをつくりまして、乗り合いタクシーとか、あるいは先ほど申した行政バス、スクールバスなどの活用を含めて、効率的な輸送形態の選択や事業者に対する公的補助のあり方というようなことなどを協議してやっていくということにしたいと思っております。

そこで、自治省としましては、もちろん、行政と民間とか、あるいは国と地方の役割分担というものも明確にする必要がありまして、明確にいたしました上で、関係省庁とも十分協議をしながら、地方団体の財政運営に支障がないような措置をしていきたい、そう考えております。

○知久馬委員 ありがとうございます。
時間がなくなりましたので、本日もたくさんの委員さんから質問がありましたけれども、まず、東

京の外形標準課税についてお伺いしたいと思っております。既に本日、政府の見解も出ておりますけれども、どうしても私も民主党の考え方について発言させていただきたいと思っております。

まず、私も社会民主党は、物税としての事業税の性格の明確化、都道府県税収の安定的確保、地方税の独立性確保などの観点から、法人事業税の課税標準としての事業の規模ないし活動量をあらわす外形標準を早期に導入すべきことをこれまで主張してまいりました。今回、東京都が地方税法七十二条の十九にある事業税の課税標準の特例規定を活用して大銀行に対する法人事業税について外形標準課税を導入することについては、私も、自治体の課税自主権の保障という観点から歓迎するものであります。

パブルをまわし、不良債権の山を築いたあげく、公的資金で助けてもらいながらろくに経営責任もとらない、そんな大銀行に対する東京都の石原知事さんの課税案に、多くの都民の方が喝采しているのではないかと承知しております。

しかし、今回の東京都の案では、皆さんがおっしゃっていますように、まず、納税義務者を資金量五兆円以上の銀行に限ってするというところ、それから、五年間の期限措置であることから短期的な税収補てんであるように思われるのです。事業税の体系に対する基本的構想や銀行以外の事業体への導入の展望などについて不明な問題点が多に多いという感想も持っております。政府税制調査会でも外形標準課税の導入について合意しているものの、景気回復後の課題として、実施時期などについて明示されていません。

私も、大都市自治体の財政危機解消と地方分権を保障する地方税源の抜本的な拡充に向けて、今回の東京都の外形標準課税案が本格的な外形標準課税の早期実現の契機になるよう望んでいます。

簡単にいいですと、時間もありませんので、そのこと二つだけ、大臣のお考えをお願いします。
○保利国務大臣 地方の財源を強化して地方の経

営を滑らかにするということは大変大事なことでありまして、その一つの方策として、法人事業税に対する外形標準課税の導入ということについては、自治省は今までも前向きに取り組んでまいりました。政府税制調査会等に対してもそういう働きかけをしてまいりまして、ようやく前向きなムードが出かけたところであります。

今度、東京都がこういう独自の案を発表されましたが、今委員御指摘のとおり、いろいろな御懸念がありますし、政府もきょう、閣議了解をもちまして政府の見解を発表いたしております。そうした問題を踏まえながら東京都はどう対処されるか、これは東京都の自主性にかかっているというふうに思いますけれども、しかし、私どもとしては、全国知事会からの御要請もあり、全国一律の導入を目指すように今後とも精力的に取り組んでまいりたい、こう思っております。

○知久馬委員 ぜひとも善処していただきたいと思っております。
時間が来ましたので、終わります。ありがとうございます。

○斎藤委員長 地方財政に関する件について調査を進めます。
この際、平成十二年度地方財政計画について説明を聴取いたします。保利自治大臣。

○保利国務大臣 本日は、地方行政委員会の委員長並びに委員の皆様方には、夜遅くまで御審議を賜りまして、まことにありがとうございます。政府の一員として、厚く御礼を申し上げたいと思っております。

それでは、ただいま議題になりました平成十二年度の地方財政計画の概要について御説明を申し上げます。

平成十二年度におきましては、依然として極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえて、歳出面においては、経費全般について徹底した節減合理化を推進する一方、経済新生への対応、地域福祉施

策の充実等当面の重要政策課題に対処し、歳入面においては、地方税負担の公平適正化の推進と地方交付税の所要額の確保を図ることを基本としております。

以下、平成十二年度の地方財政計画の策定方針について御説明申し上げます。
具体的には、地方税については、個人住民税の最高税率の引き下げ及び定率減税並びに法人事業税の税率の引き下げ等の恒久的な減税を引き続き実施するとともに、平成十二年度の固定資産税の評価がえに伴う土地に係る固定資産税の税負担の調整措置等の所要の措置を講ずることとしております。

また、地方財政の運営に支障が生じることのないようにするため、通常収支における地方財源不足見込み額については、地方交付税の増額及び建設地方債の発行等により補てんするとともに、恒久的な減税に伴う影響額については、国と地方のたばこ税率変更、法人税の地方交付税率の引き上げ、地方特例交付金及び減税補てん債の発行等により補てんすることとしております。

さらに、地域経済の振興や雇用の安定を図りつつ、自主的、主体的な活力ある地域づくり、住民に身近な社会資本の整備、災害に強い安全な町づくり、総合的な地域福祉施策の充実、農山漁村地域の活性化等を図るため、地方単独事業費の確保等所要の措置を講ずることとしております。

以上の方針のもとに、平成十二年度の地方財政計画を策定いたしました結果、歳入歳出の規模は八十八兆九千三百億円、前年度に比べ三千九百八十四億円、〇・五%の増となっております。

以上が、平成十二年度の地方財政計画の概要であります。

○斎藤委員長 以上で説明は終わりました。
次に、内閣提出、地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の二案を議題とし、順次趣旨の説

明を聴取いたします。保利自治大臣。

地方税法等の一部を改正する法律案
地方交付税法等の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○保利國務大臣 ただいま議題となりました地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の提案理由とその趣旨について御説明申し上げます。

まず、地方税法等の一部を改正する法律案の提案理由とその趣旨につきまして御説明申し上げます。

最近における社会経済情勢等にかんがみ、地方税負担の軽減及び合理化等を図るため、平成十二年度の固定資産税の評価がえに伴う土地に係る固定資産税及び都市計画税の税負担の調整措置、宅地等に係る不動産取得税の課税標準の特例措置等を講じるほか、非課税等特別措置の整理合理化等を行う必要があります。

以上が、この法律案を提案いたします理由であります。

次に、この法律案の要旨につきまして御説明申し上げます。

その一は、道府県民税及び市町村民税についての改正であります。

個人の道府県民税及び市町村民税につきましては、低所得者層の税負担に配慮するため、所得割の非課税限度額の引き上げを行うこととしたしております。また、特定中小会社の株式の譲渡益に對して課税の特例措置を講じることとしております。

その二は、不動産取得税についての改正であります。

不動産取得税につきましては、宅地評価土地を平成十二年一月一日から平成十四年十二月三十一日までの間に取得した場合に限り、課税標準を価格の二分の一の額とする特例措置を講じることとしております。また、不動産特定共同事業による

一定の不動産の取得に對する課税標準の特例措置の創設等の措置を講じることとしております。

その三は、固定資産税及び都市計画税についての改正であります。

固定資産税につきましては、平成十二年度の評価がえに伴い、宅地等に係る固定資産税の抜本的な見直しをさらに推進し、課税の公平の観点から負担水準のばらつきを解消するため、宅地等のうち、負担水準の高い土地については税負担を抑制しつつ、負担水準の均衡化を図るとともに、あわせて、著しい地価の下落に對した措置を平成九年度評価がえに引き続き講じることとしております。

また、都市計画税につきましては、従来と同様に激変緩和措置としての税負担の調整措置を講じるとともに、固定資産税において講じられる税負担の抑制措置を市町村の自主的な判断により行うことができる措置を引き続き講じることとしております。

さらに、新築住宅及び特定優良賃貸住宅に係る固定資産税の減額措置の適用期限を延長するとともに、鉄道事業者の送電施設の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置の見直しを行う等の措置を講じることとしております。

その四は、自動車取得税についての改正であります。

自動車取得税につきましては、平成十三年自動車排出ガス規制に適合する自動車の取得に係る税率の軽減措置を講じることとしております。

その五は、国民健康保険税についての改正であります。

国民健康保険税につきましては、基礎課税額に係る課税限度額を五十三万円とするとともに、介護納付金課税額に係る課税限度額を七万円とすることとしております。

その他、平成十二年度の固定資産税の土地の評価がえに伴い、平成十三年から平成十五年までの各年度分の国有資産等所在市町村交付金について所要の措置を講じることとしております。

以上が、地方税法等の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。

次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案の提案理由とその趣旨につきまして御説明申し上げます。

地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等にかんがみ、地方交付税の総額の確保に資するため、平成十二年度分の地方交付税の総額について特例措置を講ずるとともに、平成十三年から平成二十四年度までの間における国の一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計への繰り入れに關する特例等を改正するほか、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費及び地方団体の行政水準の向上のため必要となる経費の財源を措置するため地方交付税の単位費用を改正する等の必要があります。

以上が、この法律案を提案いたします理由であります。

次に、この法律案の要旨につきまして御説明申し上げます。

まず、平成十二年度分の地方交付税の総額につきましては、地方交付税法第六条第二項の額に、平成十二年度における加算額七千五百億円、交付税特別会計借入金八兆八百八十一億円及び同特別会計における剰余金千三百億円を加算した額から、同特別会計借入金利子支払い額八千二百七十九億円を控除した額とすることとしております。

また、平成十三年から平成二十四年度までの間における国の一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計への繰り入れに關する特例等を改正することとしております。

次に、平成十二年度分の普通交付税の算定につきましては、新たな発展基盤の整備等に要する経費、少子高齢社会に向けた地域福祉施策の充実に要する経費、教職員定数の改善、私学助成の充実等教育施策に要する経費、道路、下水道等住民の生活に直結する公共施設の整備及び維持管理に要する経費、国土保全対策、農山漁村地域の活性化等に要する経費、中心市街地再活性化対策に要す

る経費、消防救急業務の充実、震災対策の推進等に要する経費、自然環境の保全、廃棄物の減量化等快適な環境づくりに要する経費、地域社会における国際化、情報化への対応、文化、スポーツの振興に要する経費及び地方団体の行政改革、人材育成の推進に要する経費の財源等を措置することとしております。

また、算定方法の簡明化を図るため、基準財政需要額の算定に係る経費の種類として、補正予算償還費及び公共事業等臨時特例償還費を設けるとともに、公園費において新たに測定単位を設けることとしております。

さらに、合併市町村の建設のための事業費の財源に充てた地方債に係る元利償還金を基準財政需要額に算入するため、合併特例償還費を設けることとしております。

以上が、地方交付税法等の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○斎藤委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。次回は、来る二十四日木曜日午前八時五十分理事會、午前九時委員會を開会することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後九時散會

地方税法等の一部を改正する法律案
地方税法等の一部を改正する法律
(地方税法の一部改正)

第一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十条の五の三の次に次の一条を加える。
(口座振替に係る納期限の特例)

第二十條の五の四 申告納付又は申告納入に係る地方税の申告書が当該申告書の提出期限までに提出され、当該申告書の提出により納付し又は納入すべき額の確定した地方団体の徴

収金で当該提出期限と同時に納期限の到来するものが、口座振替の方法により政令で定める日までに納付され又は納入された場合には、その納付又は納入の日が納期限後である場合においても、その納付又は納入は納期限においてされたものとみなして、延滞金に関する規定を適用する。

第二十四条第五項中、「保険契約者保護機構」を削り、「法人税割」の下に「(法人税法第七十四條第一項の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割に限る。)」を加える。

第五十二條第二項第三号中、「保険契約者保護機構」を削る。

第五十三條第一項中、「第八十八條」の下に「(同法第四十五條の五において準用する場合を含む。以下本項において同じ。)」を、「第八十九條」の下に「(同法第四十五條の五において準用する場合を含む。)」を加え、「法人税法」を「(同法」に、「法人税法」を「同法」に改める。

第七十三條の二第二項中「土地改良事業」の下に「(緑資源公団が緑資源公団法(昭和三十一年法律第八十五号)により行う同法第十八條第一項第七号イの事業を含む。第七十三條の二十九において同じ。)」を加える。

第七十三條の四第一項第一号中「水資源開発公団」の下に「(緑資源公団)」を加え、同項第七号中「不動産」の下に「(政令で定めるもの)」を加え、同項第二十号中「第二十一條第一項第一号、第二号又は第四号」を「第二十一條第一項第一号若しくは口、第二号又は第四号若しくは口」に改め、同項第二十二号中「第二十三條第一項第一号から第四号まで」を「第二十三條第一項第一号、第二号又は第四号」に改める。

第七十三條の六第一項中「換地の取得」の下に「(緑資源公団法第二十二條の四第二項において準用する土地改良法第五十四條の二第一項又は第五項の規定による換地の取得を含む。)」

を、「土地の取得」の下に「(緑資源公団法第二十二條の五第二項において準用する土地改良法第六十六條第一項の規定による土地の取得を含む。)」を加える。

第七十三條の七第十号を次のように改める。

十 削除

第七十三條の十四第六項中「第六條第一項」を「第六條第一項第一号」に改める。

第七十三條の二十七の七第一項中「土地改良区」の下に「又は緑資源公団」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、「第五十三條の三の二第一項の規定」の下に「又は緑資源公団法第二十二條の四第二項において準用するこれらの規定」を加え、同条第二項中「第五十三條の三の二第一項の規定」を「第五十三條の三の二第一項(緑資源公団法第二十二條の四第二項において準用する場合を含む。以下本項において同じ。)」の規定に改め、同条第三項中「土地改良区」の下に「若しくは緑資源公団」を加える。

第七十三條の二十七の八の次の一條を加える。

(農業生産法人の土地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)

第七十三條の二十七の九 道府県は、農地法第二條第七項に規定する農業生産法人がその組合員、社員又は株主となる資格を有する者から現物出資を受けた場合において、当該出資に係る土地を取得し、かつ、当該土地の取得の日から五年以内に当該土地を同項第一号に規定する農業の用に供したときは、当該土地の取得に対して課する不動産取得税に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

2 第七十三條の二十七の三第二項から第五項までの規定は、前項の農業生産法人が土地を取得した場合における不動産取得税額の徴収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る地方団体の徴収金の還付について準用する。この場合において、第七十三條の二十

七の三第二項中「前項」とあるのは「第七十三條の二十七の九第一項」と、「二年」とあるのは「五年」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「第七十三條の二十七の九第一項」と、「当該譲渡担保権者」とあるのは「当該農業生産法人」と読み替えるものとする。

第二百九十四條第七項中「保険契約者保護機構」を削り、「法人税割」の下に「(法人税法第七十四條第一項の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割に限る。)」を加える。

第三百十二條第三項第三号中「保険契約者保護機構」を削る。

第三百二十一條の八第一項中「第八十八條」の下に「(同法第四十五條の五において準用する場合を含む。以下本項において同じ。)」を、「第八十九條」の下に「(同法第四十五條の五において準用する場合を含む。)」を加え、「法人税法」を「(同法」に、「法人税法」を「同法」に改める。

第三百四十三條第六項中「土地改良事業」の下に「(緑資源公団が緑資源公団法により行う同法第十八條第一項第七号イの事業を含む。)」を加え、同条第七項中「同条」を「同条第一項」に改める。

第三百四十八條第二項第二号中「水資源開発公団」の下に「(緑資源公団)」を加え、同項第十九号の三を削り、同項第二十五号中「水産業協同組合及び森林組合による組合及び連合会」を「による組合及び連合会、水産業協同組合及び森林組合による組合」に改める。

第三百四十九條の三第十八項中「第二十三條第一項第一号から第四号まで」を「第二十三條第一項第一号、第二号又は第四号」に改め、同条第三十七項中「五分の二」の下に「(当該償却資産のうち送電施設の用に供するものにあつては、当該償却資産の価格の六分の五)」を、「四分の三」の下に「(当該償却資産のうち送電施設の用に供するものにあつては、当該償却資産の価格の十分の九)」を加える。

第四百四十二條の二第三項中「次条」を「次条第一項」に改める。

第四百四十三條に次の一項を加える。

2 市町村は、日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち直接その本来の事業の用に供する救急用のものその他これに類するもので市町村の条例で定めるものに対しては、軽自動車税を課することができない。

第五百八十五條第六項中「同条」を「同条第一項」に、「第二十三條」を「第二十三條第一項」に改める。

第五百八十六條第二項第一号の十九中「承認地域輸入促進計画」を「同意地域輸入促進計画」に改め、同項第二号二中「又は同条第七項に規定する特定粉じん発生施設」を削り、同号に次のように加える。

ル ダイオキシシン類対策特別措置法(平成十一年法律第五十五号)第二條第二項に規定する特定施設から発生し、又は排出されるダイオキシシン類(同条第一項に規定するダイオキシシン類をいう。)の処理施設で自治省令で定めるもの

第五百八十六條第二項第九号の二中「同条第五項」を「同条第六項」に改める。

第五百八十七條の二第二項中「による土地改良事業」の下に「(緑資源公団が緑資源公団法により行う同法第十八條第一項第七号イの事業を含む。以下本項において「土地改良事業」という。を、「第九十六條の四」の下に「並びに緑資源公団法第二十二條の四第二項」を加える。

第六百三十三條第一項及び第二項中「から第七十三條の二十七の四まで」の下に「又は第七十三條の二十七の九」を加え、同条第三項中「二年」を「五年」に改める。

第七百一條の三十四第二項中「保険契約者保護機構」を削り、同条第三項第十号を次のように改める。

十 生活保護法第三十八條第一項に規定する保護施設で政令で定めるもの

用した移動の円滑化の促進に関する法律第八
条第二項の規定による認定（同条第三項の規
定による認定を含む。）を受けた同法第七
条第一項に規定する公共交通特定事業計画に従
って実施される同法第二条第九項に規定する
公共交通特定事業（同項第一号又は第二号に
掲げるもので既設の鉄道（鉄道事業法第二
条第六項に規定する専用軌道を除く。）又は軌
道の駅又は停留場に係る改良工事を行うもの
に限る。）で政令で定めるものにより、高齢
者、身体障害者等の公共交通機関を利用した
移動の円滑化の促進に関する法律第二条第三
項第一号に規定する軌道事業者又はこれらの者
に当該公共交通特定事業により整備される施
設の貸付けを行う法人で政令で定めるものが
停車場建物その他の家屋で政令で定めるもの
を取得した場合における当該家屋の取得に対
して課する不動産取得税の課税標準の算定に
ついては、当該取得が平成十四年三月三十一
日までに行われたときに限り、当該家屋の価
格の六分の一に相当する額を価格から控除す
るものとする。

附則第十一条の第三項中、「第七十三條の
二十七の第二項又は次条第十二項」を「又は
第七十三條の二十七の第二項」に改める。

附則第十一条の四第一項及び第二項を削り、
同条第三項を同条第一項とし、同条第四項中「附
則第十二條の四第三項」を「附則第十二條の四
第一項」に改め、同項を同条第二項とし、同条
第五項を同条第三項とし、同条第六項中「附則
第十二條の四第五項」を「附則第十二條の四第
三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第
七項を同条第五項とし、同条第八項中「附則第
十二條の四第七項」を「附則第十二條の四第五
項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第九
項を同条第七項とし、同条第十項中「附則第十
一條の四第九項」を「附則第十二條の四第七項」
に改め、同項を同条第八項とし、同条第十一項

から第十四項までを削り、同条第十五項を同条
第九項とし、同条第十六項中「附則第十一條の
四第十五項」を「附則第十一條の四第九項」に
改め、同項を同条第十項とする。

附則第十一条の五第一項中「平成九年一月一
日から平成十一年十二月三十一日まで」を「平
成十二年一月一日から平成十四年十二月三十一
日まで」に改め、同条第二項中「若しくは第二
項又は前条第十二項」を「又は第二項」に改め、
同条第三項の表以外の部分中「平成九年四月一
日から平成十一年十二月三十一日まで」を「平
成十二年四月一日から平成十四年十二月三十一
日まで」に、「附則第十一條の四第五項第一号」
を「附則第十一條の四第三項第一号」に、「同
条第七項」を「同条第五項」に改め、同項の表
附則第十一條の四第五項第一号の項中「附則第
十一條の四第五項第一号」を「附則第十一條の
四第三項第一号」に改め、同表附則第十一條の
四第五項第二号の項中「附則第十一條の四第五
項第二号」を「附則第十一條の四第三項第二号」
に改め、同表附則第十一條の四第七項の項中「附
則第十一條の四第七項」を「附則第十一條の四
第五項」に改める。

附則第十一条の六中「附則第十一條の四第五
項若しくは第七項」を「附則第十一條の四第三
項若しくは第五項」に改める。

附則第十二條第一項中「から同条第八項まで」
を「から同条第七項まで、第十項、第十四項及
び第十五項」に改め、同条第二項中「第七十條
の四第十項から第十三項まで、第十四項第二号、
第十七項及び第十八項」を「第七十條の四第八
項、第十一項、第十七項から第二十項まで、第
二十一項第二号、第二十四項及び第二十五項」
に改め、同条第三項中「同条第六項」の下に「
第九項又は第十二項」を加え、「同条第十二項
若しくは第十三項」を「同条第十九項若しくは
第二十項」に改める。
附則第十五條第一項中「平成十二年三月三十
一日」を「平成十四年三月三十一日」に改め、

同条第二項中「平成十一年度」を「平成十三年
度」に改め、同条第三項及び第五項中「平成十
二年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一
日」に改め、同項に次の一号を加える。
八 ダイオキシシン類対策特別措置法第二条第
二項に規定する特定施設から発生し、又は
排出されるダイオキシシン類（同条第一項に
規定するダイオキシシン類をいう。）の処理
施設で自治省令で定めるもの

附則第十五條第六項中「平成十年度分及び平
成十一年度分」を「平成十二年度分及び平成十
三年度分」に改め、「三分の一」の下に「（当該
償却資産のうち自治省令で定めるものにあつて
は、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準
となるべき価格の三分の一）を加え、同条第七
項中「平成九年一月一日から平成十二年三月三
十一日まで」を「平成十二年四月一日から平成
十四年三月三十一日まで」に改め、同項第一号
中「簡易土堤」を削り、同条第八項中「から
第七号まで」を「から第八号まで」に、「平成
十年度分及び平成十一年度分」を「平成十二
年度分及び平成十三年度分」に改め、同条第九項
中「平成十年度分及び平成十一年度分」を「平
成十年度分から平成十三年度までの各年度分」に
改め、同条第十項中「平成十一年度」を「平成
十三年度」に改め、同条第十三項及び第十五項
中「平成十二年三月三十一日」を「平成十四年
三月三十一日」に改め、同条第十六項を次のよ
うに改める。

16 介護保険法第九十四條第一項の許可を受け
た者が平成十二年四月一日から平成十四年三
月三十一日までの間に新たに取得した同法第
七条第二十二項に規定する介護老人保健施設
で政令で定めるものの用に供する家屋及び償
却資産に対して課する固定資産税の課税標準
は、第三百四十九條又は第三百四十九條の二
の規定にかかわらず、当該家屋及び償却資産
に対して新たに固定資産税が課されることと
なつた年度から五年度分の固定資産税に限

り、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税
の課税標準となるべき価格の四分の三の額と
する。

附則第十五條第十八項中「平成十年度分及び
平成十一年度分」を「平成十年度分から平成十
三年度までの各年度分」に改め、同条第十九項
中「平成十二年三月三十一日」を「平成十四年三
月三十一日」に改め、同条第二十二項中「平成
七年四月一日から平成十二年三月三十一日ま
で」を「平成十二年四月一日から平成十四年三
月三十一日まで」に改め、「三分の一」の下に
「（当該機械その他の設備のうち自治省令で定め
るものにあつては、当該機械その他の設備に係
る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分
の三）を加え、同条第二十三項中「平成十二年
三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」
に改め、同条第二十四項中「平成八年四月一日
から平成十二年三月三十一日まで」を「平成十
二年四月一日から平成十四年三月三十一日ま
で」に、「三分の一」を「四分の三」に改め、同
条第二十五項を次のように改める。

25 民法第三十四條の法人で政令で定めるもの
が研究交流促進法第十一條第二項の規定によ
り国がその使用の対価を時価より低く定めた
土地の上に平成十二年四月一日から平成十五
年三月三十一日までの間に新たに取得した同
項に規定する国の機関と共同して行う研究に
必要な施設の用に供する家屋及び償却資産で
政令で定めるものに対して課する固定資産税
の課税標準は、第三百四十九條又は第三百四
十九條の二の規定にかかわらず、当該家屋及
び償却資産に対して新たに固定資産税が課さ
れることとなつた年度から五年度分の固定資
産税については、当該家屋及び償却資産に係
る固定資産税の課税標準となるべき価格の二
分の一の額とし、その後五年度分の固定資産
税については、当該家屋及び償却資産に係る
固定資産税の課税標準となるべき価格の四分
の三の額とする。

附則第十五条第二十六項中「平成十二年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に改め、同条第二十七項中「平成十二年三月三十一日」を「平成十三年三月三十一日」に改め、同条第二十九項中「平成八年四月一日から平成十二年三月三十一日まで」を「平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日まで」に改め、「四分の三」の下に「(当該設備のうち自治省令で定めるものにあつては、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の十分の九)」を加え、同条第三十項中「この項」を「本項」に、平成十二年三月三十一日を「平成十三年三月三十一日」に、「電気通信基盤充実臨時措置法第二条第三項第一号に掲げる電気通信設備若しくは」を「同条第三項第一号に掲げる電気通信設備若しくは」に改め、同条第三十三項中「又は第二項」を削り、「同条第五項」を「同条第六項」に、「同法の施行の日」を「食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律(平成十二年法律第 号)の施行の日」に、「平成十二年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に改め、同条第三十五項を削り、同条第三十四項を同条第三十五項とし、同条第三十三項の次に次の一項を加える。

34 卸売市場法第五十五条の許可を受けた者又は同法第四条第二項第四号に規定する卸売の業務若しくは仲卸しの業務を行う者が、食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律(平成十二年法律第 号)の施行の日から平成十四年三月三十一日までの間に食品流通構造改善促進法第四条第二項の規定による認定を受けた同条第六項に規定する構造改善計画に基づき同法第二条第三項第二号の事業が実施される卸売市場法第二条第四項に規定する地方卸売市場において直接その本来の業務の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第三百四十九条の三第四項の規定にかか

わらず、当該認定を受けた日の属する年の翌年(当該日が一月一日である場合に於ては、当該日の属する年)の四月一日の属する年度から五年度分の固定資産税に限り、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

附則第十五条第三十六項を次のように改める。

36 電気通信回線に接続している電子計算機を不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第百二十八号)第三条第二項に規定する不正アクセス行為から防御するため必要な電気通信設備で自治省令で定めるもののうち、同法第二条第一項に規定するアクセス管理者が平成十二年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間に新たに取得したものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該設備に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

附則第十五条第四十三項及び第四十四項中「平成十二年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に改め、同条第四十七項を削り、同条第四十八項を同条第四十七項とし、同条に次の四項を加える。

48 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律第八条第二項の規定による認定(同条第三項の規定による認定を含む)を受けた同法第七条第一項に規定する公共交通特定事業計画に従つて実施される同法第二条第九項に規定する公共交通特定事業(同項第一号又は第二号に掲げるもので既設の鉄道(鉄道事業法第二条第六項に規定する専用軌道を除く)又は軌道の駅又は停留場に係る改良工事を行うものに限る。)で政令で定めるものにより、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した

移動の円滑化の促進に関する法律第二条第三項第一号に規定する鉄道事業者若しくは同項第二号に規定する軌道事業者又はこれらの者に当該公共交通特定事業により整備される施設の貸付けを行う法人で政令で定めるものが同法の施行の日から平成十四年三月三十一日までの間に取得した停車場建物その他の家屋又は停車場設備その他の構築物で政令で定めるもの(以下本項において「停車場建物等」という)に対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該停車場建物等に対して新たに固定資産税又は都市計画税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該停車場建物等に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

49 鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者又は軌道法第四条に規定する軌道事業者が新たに製造された車両で高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特殊な構造を有するものとして自治省令で定めるものを平成十二年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間に取得してこれを事業の用に供する場合においては、当該車両に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二又は第三百四十九条の三第三十二項の規定にかかわらず、当該車両に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該車両に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の一の額とする。

50 鉄道施設の貸付けを行う法人で政令で定めるものが、公共事業に係る政府の補助で自治省令で定めるものを受けて貨物鉄道事業に係る輸送の効率化を図るために平成十二年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間に新たに取得した鉄道に係る線路設備、電路設

備その他の政令で定める構築物で、日本貨物鉄道株式会社貸し付けられ、かつ、鉄道事業の用に供されるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該構築物に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に於ては、当該構築物に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一の額とし、その後五年度分の固定資産税については、当該構築物に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とし、その後五年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

51 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第二条第五項に規定する選定事業者が同法第十条第一項に規定する事業計画又は協定に従つて実施する同法第二条第四項に規定する選定事業により港湾法第五十五条の七第一項に規定する国の貸付けに係る資金の貸付けを受けて平成十二年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間に取得した同条第二項に規定する特定用途港湾施設で政令で定めるものの用に供する償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

附則第十五条の三第一項中「及び北海道旅客会社等又は日本貨物鉄道株式会社が阪神・淡路大震災により滅失し、又は損壊したこれらの固定資産(平成七年度分の固定資産税について地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(平成九年法律第九号)第一条の規定による改正前の地方税法(以下「平成九年改正前の地方税法」という)附則第十五条の三第一項の規定の適用を受けたものに限る。)に代わるものと市町村長(第三百八十九条の規定の適用を受ける固定資産にあつては、当該固定資産の価格等を決定する自治大臣又は

道府県知事」が認める固定資産を取得し、又は当該損壊した固定資産を改良した場合における当該取得され、又は改良された固定資産（平成七年一月十七日以後において取得され、又は改良された固定資産に限るものとし、改良された固定資産にあつては、当該固定資産の当該改良された部分とする。）を削り、同条第二項中「平成十一年一月一日」を「平成十三年一月一日」に、「平成十一年度」を「平成十三年度」に改める。

附則第十六条第一項及び第二項中「平成十二年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に改め、同条第三項中「特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法」の下に（昭和四十八年法律第百二二号）を加え、「平成十一年十二月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、同条第四項中「平成四年一月一日から平成十一年十二月三十一日まで」を「平成十二年一月一日から平成十八年三月三十一日まで」に改め、「（平成六年十二月三十一日までに新築し、かつ、現に貸家の用に供している場合は、五年度分）を削

り、「三分の二」を「三分の一（当該貸家住宅を平成十二年一月一日から平成十四年三月三十一日までの間に新築した場合にあつては三分の二、平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に新築した場合にあつては二分の一）」に改め、同条第六項中「平成十二年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に改める。

附則第十六条の二第一項から第四項まで及び第六項から第九項までの規定中「平成十二年度」を「平成十七年度」に改め、同条第十項から第十二項までを削り、同条第十三項中「平成十二年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十四項を同条第十一項とする。

附則第十七条の見出し中「平成九年度から平成十一年度まで」を「平成十二年度から平成十四年度まで」に改め、同条第四号イ及びロを次のように改める。

イ 次の表の上欄に掲げる土地の区分に応じ、同表の下欄に掲げる額

附則第十七条第六号中「平成九年度から平成十一年度まで」を「平成十二年度から平成十四年度まで」に、「平成十年度又は平成十一年度

正前の地方税法（以下「平成十二年改正前の地方税法」という。）附則第十八条第一項、第十八条の二、第十九条第一項又は第十九条の四第一項の規定）の適用を受ける土地

条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額とする。）

ロ 次の表の上欄に掲げる土地の区分に応じ、同表の下欄に掲げる額

じ、同表の下欄に掲げる額

(1) (2)に掲げる土地以外の土地	当該年度の前年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格（当該土地が当該年度の前年度分の都市計画税に課税されるべき額（当該年度の都市計画税に課税されるべき額）を削り、同条第十項から第十二項までを削り、同条第十三項中「平成十二年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十四項を同条第十一項とする。）
(2) 当該年度の前年度分の都市計画税に課税されるべき額（当該年度の都市計画税に課税されるべき額）を削り、同条第十項から第十二項までを削り、同条第十三項中「平成十二年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十四項を同条第十一項とする。）	これらの規定に規定する当該年度の前年度分の都市計画税の課税標準となるべき額（当該年度の都市計画税に課税されるべき額）を削り、同条第十項から第十二項までを削り、同条第十三項中「平成十二年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十四項を同条第十一項とする。）

(1) (2)に掲げる土地以外の土地	当該年度の前年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格（当該土地が当該年度の前年度分の固定資産税に課税されるべき額（当該年度の都市計画税に課税されるべき額）を削り、同条第十項から第十二項までを削り、同条第十三項中「平成十二年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十四項を同条第十一項とする。）
(2) 当該年度の前年度分の固定資産税に課税されるべき額（当該年度の都市計画税に課税されるべき額）を削り、同条第十項から第十二項までを削り、同条第十三項中「平成十二年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十四項を同条第十一項とする。）	これらの規定に規定する当該年度の前年度分の固定資産税の課税標準となるべき額（当該年度の都市計画税に課税されるべき額）を削り、同条第十項から第十二項までを削り、同条第十三項中「平成十二年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十四項を同条第十一項とする。）

附則第十七条第六号中「平成九年度から平成十一年度まで」を「平成十二年度から平成十四年度まで」に、「平成十年度又は平成十一年度

を「平成十三年度又は平成十四年度」に改める。
附則第十七条の二の見出しを「（平成十三年度又は平成十四年度における土地の価格の特例）」

に改め、同条第一項の表以外の部分中「平成十一年度分」を「平成十三年度分」に、「平成十一年度分」を「平成十四年度分」に改め、同項の表を次のように改める。

土地の区分	年 度	価 格
一 平成十二年度に係る賦課期日に所在する土地（次号又は第三号に掲げる土地のいずれかに該当するに至つた場合の当該土地を除く。）	平成十三年度 平成十四年度	当該土地に係る平成十二年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格 当該土地に係る平成十三年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格
二 平成十二年度に係る賦課期日に所在する土地（以下「平成十二年度の土地」という。）で平成十三年度に係る賦課期日において第三百四十九条第二項各号に掲げる事情があるため、平成十二年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格によることが不適当であるか又は当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市町村長が認めるもの（次号に掲げる平成十二年度の土地に該当するに至つた場合の当該平成十二年度の土地を除く。）	平成十三年度 平成十四年度	当該平成十二年度の土地の類似土地に係る平成十二年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格 当該平成十二年度の土地に係る平成十三年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格
三 平成十二年度の土地で平成十四年度に係る賦課期日において第三百四十九条第二項各号に掲げる事情があるため、平成十三年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格によることが不適当であるか又は当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市町村長が認めるもの	平成十四年度	当該平成十二年度の土地の類似土地に係る平成十三年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格
四 平成十三年度において新たに固定資産税を課することとなる土地（次号に掲げる土地に該当するに至つた場合の当該土地を除く。）	平成十三年度 平成十四年度	当該土地の類似土地に係る平成十二年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格 当該土地に係る平成十三年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格

五 平成十三年度において新たに固定資産税を課することとなる土地（以下「平成十三年度の土地」という。）で平成十四年度に係る賦課期日において第三百四十九条第二項各号に掲げる事情があるため、平成十三年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格によることが不適当であるか又は当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市町村長が認めるもの	平成十四年度	当該平成十三年度の土地の類似土地に係る平成十三年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格
六 平成十四年度において新たに固定資産税を課することとなる土地（以下「平成十四年度の土地」という。）	平成十四年度	当該平成十四年度の土地の類似土地に係る平成十三年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格

附則第十七条の二第二項中「平成十年度分」を「平成十三年度分」に、「平成十年度適用土地」を「平成十三年度適用土地」に、「平成十一年度類似適用土地」を「平成十三年度類似適用土地」に、「平成十一年度分」を「平成十四年度分」に改め、同項の表を次のように改める。

土地の区分	年 度	価 格
一 附則第十七条の二第一項の表（以下この表において「第一項の表」という。）の第一号に掲げる土地	平成十三年度	当該土地に係る平成十二年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を附則第十七条の二第一項に規定する修正基準（以下この表において「修正基準」という。）によつて修正した価格
二 第一項の表の第二号に掲げる土地	平成十三年度	当該土地の類似土地（附則第十七条第五号に規定する類似土地をいう。以下この表において同じ。）に係る平成十二年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を修正基準によつて修正した価格に比準する価格
三 第一項の表の第三号に掲げる土地	平成十四年度	当該土地の類似土地に係る平成十三年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格

附則第十七条の二第四項の表以外の部分中「平成十一年度分」を「平成十四年度分」に改め、同項の表中「平成十一年度分」を「平成十四年度分」に、「平成十年度分」を「平成十三年度分」に改め、同条第五項の表以外の部分中「平成十一年度分」を「平成十四年度分」に、「受ける土地を」を「受けるに至つた場合の当該土地を」に、「平成十年度分」を「平成十三年度分」に改め、同項の表第三百四十九条の三第九項の項中「附則第十七条の二第一項」を「同条第一項」に改め、同表第四百十一條第一項の項を削り、同表第四百十一條第二項の項を次のように改める。

四 第一項の表の第四号に掲げる土地	平成十三年度	当該土地の類似土地に係る平成十二年度の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を修正基準によつて修正した価格に比準する価格
五 第一項の表の第五号に掲げる土地	平成十四年度	当該土地の類似土地に係る平成十三年度の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格
六 第一項の表の第六号に掲げる土地	平成十四年度	当該土地の類似土地に係る平成十三年度の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格

第四百十一條第二項	
第一年度又は第三年度において基準年度の土地又は家屋	平成十四年度において附則第十七条の二第一項に規定する平成十二年の土地又は平成十三年の土地
基準年度の価格による	平成十三年の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格による
土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されている基準年度の価格	土地課税台帳等に登録されている平成十三年の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格
第二年度又は第三年度において土地課税台帳等又は家屋課税台帳等	平成十四年度において土地課税台帳等
みなし、第三年度において基準年度の土地若しくは家屋又は第二年度の土地若しくは家屋に対して課する固定資産税の課税標準について比準価格による場合にあつては、土地課税台帳等又は家屋課税	みなす

台帳等に登録されている当該比準価格をもつて第三年度において土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録された比準価格とみなす

附則第十七条の二第五項の表第四百十九條第一項及び第四百二十二條の二第一項の項の次に
次のように加える。

第四百二十二條の三	土地及び家屋の基準年度の価格又は比準価格	土地の修正価格又は修正された価格
	その基準年度の価格又は比準価格	その修正価格又は修正された価格

附則第十七条の二第五項の表第四百三十二條 第一項の項を次のように改める。

第四百三十二條第一項	当該土地又は家屋について第三百四十九條第二項第一号に掲げる事情があるため同条同項ただし書、第三項ただし書又は第五項ただし書の規定の適用を受けるべきものであること	当該土地が附則第十七条の二第二項に規定する平成十三年適用土地（以下「平成十三年適用土地」という。）であつて当該平成十三年適用土地について平成十四年度に係る賦課期日において第三百四十九條第二項第一号に掲げる事情があるため同条同項ただし書、第三項ただし書又は第五項ただし書の規定の適用を受けるべきものであること
------------	--	---

るため附則第十七条の二第二項の規定により当該平成十三年年度類似適用土地の類似土地に係る平成十三年年度の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格によるべきものであること、又は平成十四年度分の固定資産税について当該土地が同条第一項の規定の適用を受けるべきものであること

附則第十七条の二第五項の表第四百三十六条の項を削り、附則第十七条の二第六項の表以外の部分中「平成十一年度分」を「平成十四年度分」に改め、同項の表第三百四十九条の三第九

項の項中「附則第十七条の二第一項」を「同条第一項」に改め、同表第四百三十一條第一項の項を削り、同表第四百三十六条の項を次のように改める。

第四百三十一條の三	
土地及び家屋の基準年度の価格又は比準価格	土地の修正価格
その基準年度の価格又は比準価格	その修正価格

附則第十七条の二第八項及び第九項中「平成十一年度分」を「平成十三年年度分」に改め、同条第十項を削り、同条第十一項中「平成十一年度分」を「平成十三年年度分又は平成十四年度分」に改め、同項を同条第十項とする。

成十四年度」に改める。
附則第十八条の二中「〇・八を超えるものに係る平成九年度から平成十一年度まで」を「平成十一年度及び平成十三年年度にあつては〇・七五、平成十四年度にあつては〇・七を超えるものに係る平成十一年度から平成十四年度まで」に改め、同項を「平成十一年度及び平成十三年年度にあつては十分の七・五、平成十四年度にあつては十分の七」に改める。

附則第十八条の三を削る。
附則第十八条の四第一項から第四項までを次のように改める。

附則第十八条第二項第一号から第三号までに掲げる宅地等で平成十一年度から平成十四年度までの各年度に係る賦課期日において次の表の上欄に掲げる宅地等に該当するもの（第三項の規定の適用を受ける宅地等を除

く。）のうち、当該各年度の前年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の下欄に掲げる宅地等に該当したもの（以下本項において「用途変更宅地等」という。）に係る当該各年度の固定資産税については、附則第十七条第四号に規定する前年度課税標準額は、同号イの規定にかかわらず、当該用途変更宅地等に係る当該各年度の前年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に、当該用途変更宅地等が当該各年度に係る賦課期日において当該各

年度の前年度に係る賦課期日において当該土地のうち同年度において固定資産税を課されたもの（以下本項及び次項において「特定用途宅地等」という。）で同年度に係る賦課期日において当該市町村内に所在したものに係る特定用途前年度課税標準額の総額を当該特定用途宅地等で同年度に係る賦課期日において当該市町村内に所在したものに係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格の総額で除して得た数値を乗じて得た額とする。

年度の前年度に係る賦課期日において当該土地のうち同年度において固定資産税を課されたもの（以下本項及び次項において「特定用途宅地等」という。）で同年度に係る賦課期日において当該市町村内に所在したものに係る特定用途前年度課税標準額の総額を当該特定用途宅地等で同年度に係る賦課期日において当該市町村内に所在したものに係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格の総額で除して得た数値を乗じて得た額とする。

小規模住宅用地（第三百四十九条の三の二第二項に規定する小規模住宅用地をいう。以下同じ。）
一般住宅用地（住宅用地で小規模住宅用地以外のものをいう。以下同じ。）
非住宅用地等（住宅用地以外の宅地等をいう。以下同じ。）

小規模住宅用地以外の宅地等又は小規模住宅用地である部分及び小規模住宅用地以外である部分を併せ有する宅地等
一般住宅用地以外の宅地等又は一般住宅用地である部分及び一般住宅用地以外である部分を併せ有する宅地等
非住宅用地等以外の宅地等又は非住宅用地等である部分及び非住宅用地等以外である部分を併せ有する宅地等

2 前項の「特定用途前年度課税標準額」とは、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。
一 平成十一年度 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれに定める額
イ ロに掲げる特定用途宅地等以外の特定用途宅地等 当該特定用途宅地等に係る平成十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格（当該特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について第三百四十九条の三の二の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額）
ロ 平成十一年度分の固定資産税について平成十二年改正前の地方税法附則第十八

条第一項又は第十八条の二の規定の適用を受ける特定用途宅地等 当該特定用途宅地等に係るこれらの規定に規定する同年度分の固定資産税の課税標準となるべき額（当該特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について平成十二年改正前の地方税法第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）
二 平成十三年度 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれに定める額
イ ロに掲げる特定用途宅地等以外の特定用途宅地等 当該特定用途宅地等に係る

平成十二年改正前の地方税法附則第十八

3

平成十二年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格（当該特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について第三百四十九条の三の二の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額）

ロ 平成十三年度分の固定資産税について附則第十八条第一項又は前条の規定の適用を受ける特定用途宅地等 当該特定用途宅地等に係るこれらの規定に規定する同年度分の固定資産税の課税標準となるべき額（当該特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）

二 平成十四年度 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれに定める額

イ ロに掲げる特定用途宅地等以外の特定用途宅地等 当該特定用途宅地等に係る平成十三年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格（当該特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について第三百四十九条の三の二の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額）

ロ 平成十三年度分の固定資産税について附則第十八条第一項又は前条の規定の適用を受ける特定用途宅地等 当該特定用途宅地等に係るこれらの規定に規定する同年度分の固定資産税の課税標準となるべき額（当該特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）

附則第十八条第二項第二号に掲げる宅地等

で平成十二年度に係る賦課期日において第一項の表の上欄に掲げる宅地等に該当するもののうち当該宅地等の類似土地が平成十一年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の下欄に掲げる宅地等に該当したもの（以下本項において「平成十二年度類似用途変更宅地等」という。）、同条第二項第三号に掲げる宅地等で平成十三年度に係る賦課期日において同表の上欄に掲げる宅地等に該当するもののうち当該宅地等の類似土地が平成十二年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の下欄に掲げる宅地等に該当したもの（以下本項において「平成十三年度類似用途変更宅地等」という。）、又は同条第二項第四号に掲げる宅地等で平成十四年度に係る賦課期日において同表の上欄に掲げる宅地等に該当するもののうち当該宅地等の類似土地が平成十三年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の下欄に掲げる宅地等に該当したもの（以下本項において「平成十四年度類似用途変更宅地等」という。）に係る附則第十七条第五号に規定する比準課税標準額は、同号の規定にかかわらず、平成十二年度類似用途変更宅地等に係る平成十二年度分の固定資産税にあつては第一号に掲げる額、平成十三年度類似用途変更宅地等に係る平成十三年度分の固定資産税にあつては第二号に掲げる額、平成十四年度類似用途変更宅地等に係る平成十四年度分の固定資産税にあつては第三号に掲げる額とする。

一 当該平成十二年度類似用途変更宅地等の類似土地に係る平成十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格に、当該平成十二年度類似用途変更宅地等が平成十二年度に係る賦課期日において該当した第一項の表の上欄に掲げる宅地等に平成十一年度に係る賦課期日において該当した土地のうち同年度において固定資産税を課されたもの（以下本号及び次項第一号において「平成十一年度類似特定用

途宅地等」という。で同年度に係る賦課期日において当該市町村内に所在したものに係る平成十一年度類似課税標準額の総額を当該平成十一年度類似特定用途宅地等と同年度に係る賦課期日において当該市町村内に所在したものに係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格の総額で除して得た数値を乗じて得た額

二 当該平成十三年度類似用途変更宅地等の類似土地に係る平成十二年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格に、当該平成十三年度類似用途変更宅地等が平成十三年度に係る賦課期日において該当した第一項の表の上欄に掲げる宅地等に平成十二年度に係る賦課期日において該当した土地のうち同年度において固定資産税を課されたもの（以下本号及び次項第二号において「平成十二年度類似特定用途宅地等」という。）で同年度に係る賦課期日において当該市町村内に所在したものに係る平成十二年度類似課税標準額の総額を当該平成十二年度類似特定用途宅地等と同年度に係る賦課期日において当該市町村内に所在したものに係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格の総額で除して得た数値を乗じて得た額

三 当該平成十四年度類似用途変更宅地等の類似土地に係る平成十三年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格に、当該平成十四年度類似用途変更宅地等が平成十四年度に係る賦課期日において該当した第一項の表の上欄に掲げる宅地等に平成十三年度に係る賦課期日において該当した土地のうち同年度において固定資産税を課されたもの（以下本号及び次項第三号において「平成十三年度類似特定用途宅地等」という。）で同年度に係る賦課期日において当該市町村内に所在したものに係る平成十三年度類似課税標準額の総額

4

を当該平成十三年年度類似特定用途宅地等で同年度に係る賦課期日において当該市町村内に所在したものに係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格の総額で除して得た数値を乗じて得た額

前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

額
イ 口に掲げる平成十一年度類似特定用途
平成十一年度類似課税標準額 次に掲げ
る宅地等の区分に応じ、それぞれに定める

宅地等以外の平成十一年度類似特定用途宅地等、当該平成十一年度類似特定用途宅地等に係る平成十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格（当該平成十一年度類似特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について第三百四十九条の三の二の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額）

口 平成十一年度分の固定資産税について
平成十二年改正前の地方税法附則第十八
条第一項又は第十八条の二の規定の適用
を受ける平成十一年度類似特定用途土地
等 当該平成十一年度類似特定用途土地
等に係るこれらの規定に規定する同年度
分の固定資産税の課税標準となるべき額
(当該平成十一年度類似特定用途土地等
が同年度分の固定資産税について平成十
二年改正前の地方税法第三百四十九条の
三又は附則第十五条から第十五条の三ま
での規定の適用を受ける土地であるとき
は、当該額をこれらの規定に定める率で
除して得た額)

平成十二年度類似課税標準額 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれに定める額

イ ロに掲げる平成十二年度類似特定用途宅地等以外の平成十二年度類似特定用途

地方行政委員会議録第二号

額（当該平成十三年年度類似特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）

附則第十八条の四第五項中「平成十一年度」を「平成十二年度から平成十四年度までの各年

度」に「同年度分」を「当該各年度分」に、第十八条及び第十八条の二」を「及び前二条」に改め、同条を附則第十八条の三とする。

附則第十九條の見出しを「農地に対して課する平成十二年度から平成十四年度までの各年度の固定資産税の特例」に改め、同条第一項の表以外の部分を次のように改める。

農地に係る平成十二年度から平成十四年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該農

地の当該年度の次の表の上欄に掲げる負担水
準の区分に応じ、同表の下欄に掲げる負担調
整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年

度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合においては、当該農地調整固定資産税額とする。

附則第十九条の二第三項中「平成十年度」を「平成十三年度」に改め、同項第一号中、「平成九年度分」を「平成十二年度分」に、「平成九年度の土地の類似土地に係る平成九年度分」を「平成十二年度の土地の類似土地に係る平成十二年度分」に、「宅地に係る平成九年度

分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格」を「宅地に係る平成十二年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格」に、「当該土地の類似土地に係る平成九年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格」を「当該

域農地で平成十年度に」を「市街化区域農地で平成十三年度に」に「平成十年度特定市街化区域農地」を「平成十三年度特定市街化区域農地」に、「平成十一年度」を「平成十四年度」に、「平成十一年度特定市街化区域農地」に、「平成十四年度特定市街化区域農地」に、「平成九年度特定市街化区域農地にあつては平成八年度、平成十年度特定市街化区域農地にあつて

は平成九年度、平成十一年度特定市街化区域農地にあつては平成十年度」を「平成十二年度特定市街化区域農地にあつては平成十一年度、平

成十三年度特定市街化区域農地にあつては平成十二年、平成十四年度特定市街化区域農地にあつては平成十三年度」に、「平成九年度特定市街化区域農地にあつては平成九年度分、平成

十年度特定市街化区域農地にあつては平成十年
度分、平成十一年度特定市街化区域農地にあつ
ては平成十一年度分」を「平成十二年度特定市
街化区域農地にあつては平成十二年度分、平成
十三年度特定市街化区域農地にあつては平成十

三年度分、平成十四年度特定市街化区域農地に
あつては平成十四年度分」に改め、同条に次の
一項を加える。

6 平成十二年度から平成十四年度までの各年度分の固定資産税に限り、市街化区域農地（前条第三項において準用する同条第二項の規定により市街化区域設定年度（同条第三項の規定

定により読み替えられた同条第一項に規定する市街化区域設定年度をいう。以下本項及び附則第二十七条の二第五項において同じ。）に係る賦課期日に市街化区域農地として所在したものとみなされた土地を含む。以下本項において同じ。）で当該各年度の前年度分分の

固定資産税について前条第三項において準用する同条第一項ただし書の規定の適用を受けたもの（以下本項及び附則第二十七条の二第五項において「前年度軽減適用市街化区域農地」という。）のうち、当該各年度の前年度の固定資産税について第一項の規定（当該

年度が平成十二年度である場合には、平成十二年改正前の地方税法附則第十九条の四第一項の規定)の適用を受けないものについては、当該前年度軽減適用市街化区域農地又は当該前年度軽減適用市街化区域農地の類似土地が市街化区域設定年度から当該各年度の前年度までの各年度に係る賦課期日において、それぞれ前条第三項において準用する同条第一項本文の規定の適用を受け、かつ、同項ただし書の規定の適用を受けない市街化区域農地(附則第二十七条の二第五項において「軽減適用外市街化区域農地」という。)であつたものとみなして附則第十七条及び第一項から第三項までの規定を適用する。

附則第二十条の見出しを、「価格が著しく下落した土地に対して課する平成十二年度から平成

十四年度までの各年度分の固定資産税の特例」に改め、同条中「平成九年度から平成十一年度まで」を「平成十二年度から平成十四年度まで」に、「平成八年度分」を「平成九年度分」に、「平成十年度又は平成十一年度」を「平成十三年度又は平成十四年度」に、「〇・二五」を「〇・一二」に改める。

附則第二十二條第一項中「平成九年度から平成十一年度まで」を「平成十二年度から平成十四年度まで」に改め、同條第三項の表以外の部分中「平成十一年度分」を「平成十四年度分」に、「受ける土地を」を「受けるに至つた場合に、「受ける土地を」に、「平成十年度分」を「平成十三年度分」に改め、同項の表を次のように改める。

		表において同じ。）に係る平成十三年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格
四	第一項の表の第四号に掲げる土地	平成十三年度
		当該市街化区域農地とその状況が類似する宅地に係る平成十二年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を修正基準によつて修正した価格に比準する価格
五	第二項の表の第五号に掲げる土地	平成十四年度
		当該土地の類似土地に係る平成十三年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格

附則第二十二條第四項の表以外の部分中「平成十一年度分」を「平成十四年度分」に改め、同項の表中「平成十一年度」を「平成十四年度」に、「平成十年度分」を「平成十三年度分」に改め、同条第五項の表以外の部分中「平成十一年度分」を「平成十四年度分」に改め、同項の表中「平成十一年度」を「平成十四年度」に、「平成十年度分」を「平成十三年度分」に改め、同条第六項の表以外の部分中「平成十一年度分」を「平成十四年度分」に改め、同項の表中「平成十一年度」を「平成十四年度」に改める。

附則第二十四條、附則第二十五條の前の見出し及び同條第一項中「平成九年度から平成十二年度まで」を「平成十二年度から平成十四年度まで」に改める。

附則第二十五条の二を次のように改める。

平成十二年度から平成十四年度までの各年度の都市計画税について準用する。この場合において、同条第一項中「附則第十八条第二項第一号から第三号まで」とあるのは「附則第二十五条第二項において読み替えられた附則第十八条第二項第一号から第三号まで」と、「同号イ」とあるのは「同号ロ」と、「固定資

産税を課された」とあるのは「都市計画税を課された」と、同条第二項第一号イ中「固定資産税について第三百四十九条の三の二」とあるのは「都市計画税について第七百二条の三」と、同号ロ中「固定資産税について平成十二年改正前の地方税法附則第十八条第一項又は第十八条の二」とあるのは「都市計画税について平成十二年改正前の地方税法附則第二十五条第一項」と、「これらの規定に規定する同年度分の固定資産税の課税標準となるべき額」とあるのは「同項に規定する同年度分の都市計画税の課税標準となるべき額」と、「第三百四十九条の三」とあるのは「第三百四十九条の三（第二十三項を除く。）」と、同項第二号イ中「固定資産税について第三百四十九条の三の二」とあるのは「都市計画税について第七百二条の三」と、同号ロ中「固定資産税について附則第十八条第一項又は前条」とあるのは「都市計画税について附則第二十五条第一項」と、「これらの規定に規定する同年度分の固定資産税の課税標準となるべき額」とあるのは「同項に規定する同年度分の都市計画税の課税標準となるべき額」と、「第三百四十九条の三」とあるのは「第三百四十九条の三（第二十三項を除く。）」と、同

土地の区分	年 度	価 格
一 附則第十九条の二第三項の規定により読み替えられた附則第十七条の二第一項の表（以下この表において「第一項の表」という。）の第一号に掲げる土地	平成十三年度	当該土地に係る平成十二年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を附則第十九条の二第三項の規定により読み替えられた附則第十七条の二第一項に規定する修正基準（以下この表において「修正基準」という。）によつて修正した価格
二 第一項の表の第二号に掲げる土地	平成十三年度	当該市街化区域農地とその状況が類似する宅地に係る平成十二年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を修正基準によつて修正した価格に比準する価格（当該土地が市街化区域農地以外の農地となつた土地である場合にあつては、当該土地に類似する農地に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を修正基準によつて修正した価格に比準する価格）
三 第一項の表の第三号に掲げる土地	平成十四年度	当該土地の類似土地（附則第十七条第五号に規定する類似土地をいう。以下この

[illegible]

除く。』と、同項第三号イ中「固定資産税に
ついて第三百四十九条の三の二」とあるのは「
『都市計画税について第七百二条の三』と、同
号ロ中「固定資産税について附則第十八条第
一項又は前条」とあるのは「都市計画税につ
いて附則第二十五条第一項」と、これらのの
規定に規定する同年度分の固定資産税の課税
標準となるべき額」とあるのは「同項に規定
する同年度分の都市計画税の課税標準となる
べき額」と、「第三百四十九条の三」とある
のは「第三百四十九条の三(第二十三項を除
く。』と、同条第五項中「前二条」とあるのは
は「第二十五条」と読み替えるものとする。
附則第二十六条の見出し及び同条第一項中
「平成九年度から平成十一年度まで」を「平成
十二年度から平成十四年度まで」に改める。
附則第二十七条の二第一項及び第三項中「平
成九年度から平成十一年度まで」を「平成十二
年度から平成十四年度まで」に改め、同条第四
項中「平成九年度に」を「平成十一年度に」に、
「平成九年度特定市街化区域農地」を「平成
十二年度特定市街化区域農地」に、「市街化区
域農地で平成十年度に」を「市街化区域農地
で平成十三年度に」に、「平成十年度特定市街
化区域農地」を「平成十三年度特定市街化区
域農地」に、「平成十一年度に」を「平成十四
年度に」に、「平成十一年度特定市街化区域農
地」を「平成十四年度特定市街化区域農地」
に、「平成十四年度特定市街化区域農地」に、「平
成九年度特定市街化区域農地にあつては平成八
年度、平成十年度特定市街化区域農地にあつ
ては平成九年度、平成十一年度特定市街化区
域農地にあつては平成十年度」を「平成十二
年度特定市街化区域農地にあつては平成十一
年度、平成十三年度特定市街化区域農地にあ
つては平成十三年度」に、「平成九年度特定
市街化区域農地にあつては平成九年度分、平
成十年度特定市街化区域農地にあつては平成
十年度分、平成十一年度特定市街化区域農地
にあつては平成十一年度分、平成十一年度特
定市街化区域農地にあつては平成十一年度分

ては平成十一年度分」を「平成十二年度特定市街化区域農地にあつては平成十二年度分、平成十三年度特定市街化区域農地にあつては平成十三年度分、平成十四年度特定市街化区域農地にあつては平成十四年度分」に、「第一項を「並べ」に第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

5 平成十二年度から平成十四年度までの各年度分の都市計画税に限り、前年度軽減適用市街化区域農地のうち、当該各年度の前年度分の都市計画税について第一項の規定（当該年度が平成十二年度である場合には、平成十二年改正前の地方税法附則第二十七条の第二項の規定）の適用を受けないものについては、当該前年度軽減適用市街化区域農地又は当該前年度軽減適用市街化区域農地の類似土地が市街化区域設定年度から当該各年度の前年度までの各年度に係る賦課期日においてそれぞれ軽減適用外市街化区域農地であつたものとみなして附則第十七条並びに第一項及び第二項の規定を適用する。

附則第二十七条の三の見出しを「（土地に対して課する平成十二年度から平成十四年度までの各年度分の都市計画税の減額）」に改め、同条第一項中「平成九年度から平成十一年度まで」を「平成十二年度から平成十四年度まで」に、「同条第一項ただし書（同条第三項において準用する場合を含む。）を「同条第三項において準用する同条第一項ただし書」に、「同条第一項の表」を「同項の表」に改め、同項第一号中「〇・〇・六以上〇・八以下のもの及び」を「平成十二年度及び平成十三年度にあつては〇・六以上〇・七五以下、平成十四年度にあつては〇・六以上〇・七以下のもの並びに」に、「〇・二五」を「〇・一二」に、「年度の区分に応じ、それぞれに掲げる額」を「年度の区分に応じ、それぞれに定める額」に改め、同号イからハまでを次のように改める。

イ 平成十二年度 次に掲げる土地の区分に応じ、それぞれに定める額

- (1) 平成十一年度において平成十二年改正前の地方税法附則第二十七条の第三項第一号に規定する据置減額適用土地である土地（以下本項において「平成十一年度据置減額適用土地」という。）であるもの 平成十一年度据置減額の基礎となる価額（当該平成十一年度据置減額適用土地が、同号ハ(1)に規定する平成十年度据置減額適用土地（以下本項において「平成十年度据置減額適用土地」という。）であるとき減額は同号ハ(1)に規定する平成十年度据置減額の基礎となる価額とし、平成十年度据置減額適用土地以外の土地であるときは同号ハ(2)に掲げる額とする。以下本項において同じ。）
- (2) 平成十一年度において平成十二年改正前の地方税法附則第二十七条の第三項第二号に規定する引下げ減額適用土地である土地（以下本項において「平成十一年度引下げ減額適用土地」という。）であるもの 平成十一年度引下げ減額の基礎となる価額（当該平成十一年度引下げ減額適用土地が、同号ハ(1)に掲げる土地であるときは同号ハ(1)に掲げる額とし、同号ハ(2)に掲げる土地であるときは同号ハ(2)に掲げる額とし、同号ハ(3)に掲げる土地であるときは同号ハ(3)に掲げる額とし、同号ハ(4)に掲げる土地であるときは同号ハ(4)に掲げる額とする。以下本項において同じ。）
- (3) 平成十一年度据置減額適用土地又は平成十一年度引下げ減額適用土地以外の土地（以下本項において「平成十一年度減額対象外の土地」という。）であるもの 当該平成十一年度減額対象外の土地に係る平成十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格（当該平成十一年度減額対象外の土地

(1) 平成十二年度において据置減額適用土地である土地(以下本項において「平成十二年度据置減額適用土地」という。)であるもの、平成十二年度据置減額の基礎となる価額(当該平成十二年度据置減額適用土地が、平成十一年度据置減額適用土地であるときは平成十一年度据置減額の基礎となる価額とし、平成十一年度引下げ減額適用土地であるときは平成十一年度引下げ減額の基礎となる価額とし、平成十一年度

(2) 平成十二年度据置減額適用土地以外の土地であるもの、当該土地に係る平成十二年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格（当該土地が同年度分の都市計画税について附則第二十五条第一項、第二十六条第一項又は前条第一項の規定の適用を受ける土地（以下本項において「平成十二年度負担調整適用土地」という。）であるとときはこれらの規定に規定する同年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とし、当該平成十二年度負担調整適用土地が同年度分の固定資産税について第三百四十九条の三（第二十三項を除く）、第三百四十九条の三の二、附則第十五条から第十五条の三まで又は附則第十九条の三の規定の適用を受ける土地であるときは当該平成十二年度負担調整適用土地に係る同年度分の都市計画税の課税標準となるべき額を第三百四十九条の三（第二十三項を除く）、第三百四十九条の三の二、附則第十五条の三まで又は附則第二十七条の三の規定により読み替えられた附則第十九条の三第一項本文の規定に定める率で除して得た額とする。以下本項において「平成十二年度価額」という。）

平成十四年度 次に掲げる土地の区分額に応じ、それぞれに定める額

(1) 平成十三年度において据置減額適用土地である土地（以下本項において「平成十三年度据置減額適用土地」という。）であるもの、平成十三年度据置減額の基礎となる価額（当該平成十三年度据置減額適用土地が平成十二年度据置減額適用土地であるとときは平成十

(2) 平成十三年年度据置減額適用土地以外の土地であるもの、当該土地に係る平成十三年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格（当該土地が同年度分の都市計画税について附則第二十五条第一項、第二十六条第一項又は前条第一項の規定の適用を受ける土地（以下本項において「平成十三年度負債負担調整適用土地」という。）であると担調整適用土地」という。）であるときはこれらの規定に規定する同年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とし、当該平成十三年度負債負担調整適用土地が同年度分の固定資産税について第三百四十九条の三（第二十三項を除く）、第三百四十九条の三の二、附則第十五条から第十五条の三まで又は附則第十九条の三の規定の適用を受ける土地であるときは当該平成十三年度負債負担調整適用土地に係る同年度分の都市計画税の課税標準となるべき額を第三百四十九条の三（第二十三項を除く）、第七百二条の三、附則第十五条から第十五条の三まで又は附則第十九条の三の規定により読み替えられた附則第十九条の三第一項本文の規定に定める率で除して得た額とする。）

附則第二十七条の三第一項第二号を次のように改める。

二 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が、平成十二年度及び平成十三年度にあつては〇・七五、平成十四年度にあつては〇・七を超えるもの（以下本項において「引下げ減額適用土地」という。）

次に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ

(1) 平成十一年度減額対象外の土地 当該土地に係る平成十二年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に十分の七・五を乗じて得た額（以下本項において「平成十二年度引下げ価額」という。）

(2) 平成十一年度据置減額適用土地 平成十一年度据置減額の基礎となる価額（当該額が当該土地の平成十二年度引下げ価額を超える場合にあつては、当該土地の平成十二年度引下げ価額）

(3) 平成十一年度引下げ減額適用土地 平成十一年度引下げ減額の基礎となる価額（当該額が当該土地の平成十二年度引下げ価額を超える場合にあつては、当該土地の平成十二年度引下げ価額）

口 平成十三年度 次に掲げる土地の区分に応じ、それぞれに定める額

(1) 平成十二年度において引下げ減額適用土地である土地（以下本項において「平成十二年度引下げ減額適用土地」という。）又は平成十二年度据置減額適用土地以外の土地（以下本項において「平成十二年度減額対象外の土地」という。） 当該土地に係る平成十三年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に十分の七・五を乗じて得た額（以下本項において「平成十三年度引下げ価額」という。）

(2) 平成十二年度据置減額適用土地 平成十二年度据置減額の基礎となる価額（当該額が当該土地の平成十三年度引下げ価額を超える場合にあつては、当該土地の平成十三年度引下げ価額）

(3) 平成十二年度引下げ減額適用土地 平成十二年度引下げ減額の基礎となる価額（当該額が当該土地の平成十三年度引下げ価額を超える場合にあつては、当該土地の平成十三年度引下げ価額）

「第七百一条の三十四第十項」に改め、同条第六項及び第七項中「平成十二年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に、「第七百一条の三十四第九項」を「第七百一条の三十四第十項」に改め、同条第八項中「同条第四項において準用する場合を含む。以下本項において同じ。」の規定による承認を「の規定による承認（当該承認を受けた日から平成十四年三月三十一日までの間に行われる旧大阪湾整備法第七條第四項において準用する同条第一項の承認及び大阪湾臨海地域開発整備法第七條第四項において準用する同条第一項の同意を含む。以下本項において同じ。）に、「整備される大阪湾臨海地域開発整備法」を「整備される同法」に、「第七百一条の三十四第九項」を「第七百一条の三十四第十項」に改め、同条第九項中「平成十二年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に、「第七百一条の三十四第九項」を「第七百一条の三十四第十項」に改め、同条第十項から第十六項までの規定中「第七百一条の三十四第九項」を「第七百一条の三十四第十項」に改める。

附則第三十二條の五の表第七百一条の四十一第三項から第六項までの項中「第六項」を「第五項」に改め、同表第七百一条の五十一第一項の項中「第六項若しくは第八項」を「若しくは第七項」に改める。

附則第三十二條の七第一項及び第二項中「第七百一条の四十一第九項」を「第七百一条の四十一第十項」に改め、同条第三項中「平成十二年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に、「第七百一条の四十一第九項」を「第七百一条の四十一第十項」に改め、同条第四項から第九項までの規定中「第七百一条の四十一第九項」を「第七百一条の四十一第十項」に改める。

附則第三十二條の八中「第七百一条の四十一第九項」を「第七百一条の四十一第十項」に改め、同条に次の一項を加える。
4 専ら公衆の利用を目的として電気通信事業

法第六條第二項に規定する第一種電気通信事業を営む者（携帯電話用装置、自動車電話用装置その他の無線通話装置を用いて同法第二條第三号に規定する電気通信役務を提供する事業を営む者に限る。）で政令で定めるものが当該第一種電気通信事業の用に供する施設で政令で定めるものに係る事業所等において行う事業に対して課する事業に係る事業所税のうち資産割又は従業者割の課税標準となるべき事業所床面積又は従業者給与総額の算定については、平成十四年三月三十一日までに終了する事業年度分に限り、当該施設に係る事業所等に係る事業所床面積又は従業者給与総額（第七百一条の三十四（事業に係る事業所税に關する部分に限る。）又は附則第三十二條の三の規定の適用を受けるものを除く。以下本項において同じ。）から当該施設に係る事業所床面積又は従業者給与総額にそれぞれ二分の一を乗じて得た面積又は金額を控除するものとする。この場合においては、第七百一条の四十一第八項の規定を準用する。

附則第三十二條の九第一項中「第七百一条の四十一第九項」を「第七百一条の四十一第十項」に改め、同条第二項中「又は日本貨物鉄道株式会社」を削り、「平成十二年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に、「第七百一条の四十一第九項」を「第七百一条の四十一第十項」に改め、同条第三項から第八項までの規定中「第七百一条の四十一第九項」を「第七百一条の四十一第十項」に改め、同条第十一項に改める。

附則第三十五條の三の見出しを（特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例）に改め、同条第一項中「以下本項」の下に「及び第八項」を加え、同条第二項中「含む」の下に「第十項において同じ」を加え、同条第六項中「同条第九項」を「同条第十二項」に改め、同条第九項中「次条第九項」を「次条第十二項」に、「附則第三十五條の三第九項」を「附則第三十五條の三

第十二項」に、「同条第九項」を「同条第十二項」に改め、「同条第六項」との下に「第八項中「前条第一項」とあるのは「前条第八項において準用する同条第一項」と、第九項中「前条第二項」とあるのは「前条第八項において準用する同条第二項」と、「次条第八項」とあるのは「次条第十二項において準用する同条第八項」と、第十項中「第四十五條の二第一項」とあるのは「第三百十七條の二第一項」とを加え、同項を同条第十二項とし、同条第八項中「計算の特例」の下に「当該特定株式及び当該特定株式と同一銘柄の他の株式を有する者がこれらの株式を譲渡した場合における特定株式に係る譲渡所得等の金額の計算の特例」を加え、同項を同条第十一項とし、同条第七項の次に次の三項を加える。

9 前項の規定の適用がある場合における前条第二項の規定の適用については、同項中「当該株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは、「当該株式等に係る譲渡所得等の金額（次条第八項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。

10 第八項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年度分の第四十五條の二第一項又は第三項の規定による申告書に第八項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

8 特定株式を平成十二年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に払込により取得をした道府県民税の所得割の納税義務者が、当該特定株式に係る特定中小会社（当該特定中小会社であつた株式会社を含む。）が発行した株式に係る租税特別措置法第三十七條の十第二項に規定する上場等の日（以下本項において「上場等の日」という。）以後に当該払込により取得をした特定株式（その上場等の日において当該特定株式をその取得をした日の翌日から引き続き所有していた期間として政令で定める期間が三年を超えるものに限る。）の譲渡（その上場等の日以後一年以内に行われる譲渡（証券取引法第二條第十三項に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除く。）で租税特別措置法第三十七條の十第二項に規定する証券業者への売委託に基づくもの又は当該証券業者に対するものに限る。以下本項において同じ。）をした場合における前条第一項の規定の適用については、当該譲渡による同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該特定株式の譲渡による当該株式等に係る譲渡所得等

附則第三十八條第一項中「昭和六十一年法律第七十七號」を削り、「第六号イ及びロ並びに第七号ロ」を「並びに第六号イ及びロ」に、「特定施設整備法の施行の日から平成十二年三月三十一日まで」を「平成十二年四月一日から平成十四年三月三十一日まで」に、「二分の一」を「三分の一」に改め、同条第二項中「特定施設整備法の施行の日から平成十二年三月三十一日まで」を「平成十二年四月一日から平成十四年三月三十一日まで」に、「二分の一」を「三分の一」に改め、同条第四項中「同項第六号イ及び第七号」を「同項第十七号」に改め、「及び第八項」を削り、「平成十二年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に、「同号イから八までに掲げる施設のみにより構成されるもの、同項第四号に掲げるものうち同号ロに掲げる施設に係るもの、同項第五号に掲げるものうち同号ハ及びニに掲げる施設に係るもの、同項第六号に掲げるものうち同号二及びホに掲げる施設に係るもの、同項第九号に掲げるもの、同項第十二号に掲げるもの並びに同項第十六号に掲げるものを除く」を「政令で定めるもの、同項第二号に掲げるもの、同項第四号に掲げるものうち同号イに掲げる施設とハに掲げ

る施設が併せて設置されるもの、同項第五号イ及びロに掲げるもの、同項第六号イからハまでに掲げるもの、同項第七号に掲げるもの、同項第八号又はハに掲げる施設と二に掲げる施設が一体的に設置されるもの並びに同項第八号、第十一号、第十三号、第十五号及び第十七号に掲げるものに限る。第六項において同じに改め、同条第六項中「同項第一号に掲げるもの」のうち同号イからハまでに掲げる施設のみにより構成されるもの、同項第三号に掲げるもの、同項第四号に掲げる施設に係るもの、同項第五号に掲げるもの、同項第六号に掲げるもの、同項第七号に掲げるもの、同項第八号及びハに掲げる施設に係るもの、同項第九号に掲げるもの、同項第十二号に掲げるもの並びに同項第十六号に掲げるものを除く。」を削り、「平成十二年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に、「第七百一条の三十四第九項」を「第七百一条の三十四第十項」に改め、同条第十二項中「第七百一条の四十一第九項」を「第七百一条の四十一第八項」に改める。

(国有資産等所在市町村交付金法の一部改正)
第二条 国有資産等所在市町村交付金法(昭和三十一年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

附則第十五項(見出しを含む)中「平成十年度から平成十二年度まで」を「平成十三年度から平成十五年度まで」に改める。

(中央省庁等改革関係法施行法の一部改正)

第三条 中央省庁等改革関係法施行法(平成十一年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第九十七条のうち地方税法附則第十一条第七項及び第二十三項の改正規定中「附則第十一条第七項」の下に、「第十項、第十六項」を加える。

第九十七条のうち地方税法附則第十五条の改正規定を次のように改める。

附則第十五条第二項、第三項、第五項第二号から第八号まで、第六項、第七項第二号及び第三号、第十項から第十四項まで並びに第二十二項中「自治省令」を「総務省令」に改め、同条第二十三項中「内閣総理大臣」を「文

部科学大臣」に、「自治省令」を「総務省令」に改め、同条第二十七項、第二十九項、第三十項及び第三十五項から第三十九項までの規定中「自治省令」を「総務省令」に改め、同条第四十一項中「規定により運輸大臣を」規定により国土交通大臣」に、「自治省令」を「総務省令」に改め、同条第四十三項、第四十五項、第四十七項、第四十九項及び第五十項中「自治省令」を「総務省令」に改める。

第九十七条のうち、地方税法附則第十五条の第二項の改正規定中「附則第十五条の第二項」の下に、「第十五条の第三項及び第六条の第二第三項」を加え、同法附則第十五条の第三項の改正規定を削る。

第九十七条のうち地方税法附則第二十九条の四第一項、第三十二条第三項及び第六項から第八項まで、第三十三条の第三項、第三十四条の第二項、第二項及び第五項から第七項まで、第三十五条第三項並びに第三十五条の第三項の改正規定中「第三十二条第三項」を「第三十二条第一項、第三項、第四項」に改め、同改正規定の前に次の改正規定を加える。

附則第七十七條の二第一項中「自治大臣」を「総務大臣」に改め、同条第五項の表第三百八十一條第一項、第二項及び第八項の項の次に次のように加える。

第三百八十九條第一項 前条第一項の固定資産評価基準及び第五項

前条第一項の固定資産評価基準及び附則第十七條の二第一項の修正基準

附則第十七條の二第五項の表第三百八十九條第一項及び第五項並びに第四百三條第一項の項中「第三百八十九條第一項及び第五項並

びに」を削り、附則第十七條の二第六項の表第三百八十一條第一項、第二項及び第八項の項の次に次のように加える。

第三百八十九條第一項 前条第一項の固定資産評価基準及び第五項

前条第一項の固定資産評価基準及び附則第十七條の二第一項の修正基準

附則第三十九條第十項中「第七百一条の三十

附則第十七條の二第六項の表第三百八十九條第一項及び第五項並びに第四百三條第一項の項中「第三百八十九條第一項及び第五項並びに」を削り、附則第十七條の二第七項中「自治大臣」を「総務大臣」に改め、同条第九項中「第三百八十八條の二」を「第三百八十八條第二項」に、「第三百八十八條の二第二項第一号」を「第三百八十八條第二項」に改める。

第九十七條の次に次の一条を加える。

(地方税法等の一部を改正する法律の一部改正)
第九十七條の二 地方税法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第 号)の一部を次のように改正する。

附則第七十七條第十七項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第十項中「自治大臣」とあるのは、「総務大臣」とする。

附則第七十七條第十八項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第十一項中「自治大臣」とあるのは、「総務大臣」とする。

第九十七條第二十四條第一項中「次条第一項」を「次条」に改める。

第九十七條第二十五條第一項中「厚生労働省に属する職員をもって組織された組合」の下に「以下この条及び」を加え、同条に次の二項を加える。

7 第一項の規定により旧総理府共済組合の権利を内閣共済組合が、旧文部省共済組合の権利を文部科学省共済組合が、旧運輸省共済組合及び旧建設省共済組合の権利を国土交通省共済組合が、旧厚生省共済組合及び旧労働省共済組合の権利を厚生労働省共済組合が、旧防衛施設庁共済組合の権利を防衛庁共済組合が、それぞれ承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車その他の取得に對しては、不動産取得税若しくは土地の取得に對して課する特別土地保有税

又は自動車取得税を課することができない。

8 第一項の規定により内閣共済組合、文部科学省共済組合、国土交通省共済組合、厚生労働省共済組合又は防衛庁共済組合が権利を承継し、かつ、引き続き保有する土地のうち、地方税法第五百九十九条第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日において旧総理府共済組合、旧文部省共済組合、旧運輸省共済組合若しくは旧建設省共済組合、旧厚生省共済組合若しくは旧労働省共済組合又は旧防衛施設庁共済組合が当該土地の取得をした日以後十年を経過したものに對しては、土地に對して課する特別土地保有税を課することができない。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方税法第七十三条の七第十号の改正規定、同法第七十三条の二十七の八の次に一條を加える改正規定及び同法第六百三十三条の改正規定、農地法の一部を改正する法律(平成十二年法律第 号)の施行の日

二 第一条中地方税法第七十三条の十四第六項及び第五百八十六條第二項第九号の二の改正規定、同法附則第十五条第三十三項の改正規定(平成十二年三月三十一日)を「平成十四年三月三十一日」に改める部分を除く。並びに同条第三十五項を削り、同条第三十四項を同条第三十五項とし、同条第三十三項の次に一項を加える改正規定並びに附則第七條第十二項及び第十三項の規定、食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律(平成十二年法律第 号)の施行の日

三 第一条中地方税法第七百一条の三十四第八項の次に一項を加える改正規定、同法附則第

十一條に二項を加える改正規定(同条第二十八項に係る部分に限る。及び同法附則第十五條に四項を加える改正規定(同条第四十八項に係る部分に限る。))、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(平成十二年法律第 号)の施行の日

(延滞金に関する経過措置)

第二条 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(平成九年法律第九号)附則第七條第一項の規定によりなお従前の例によることとされる特別地方消費税に係る延滞金については、第一条の規定による改正前の地方税法(以下「旧法」という。)附則第三条の二の規定は、なおその効力を有する。

(道府県民税に関する経過措置)

第三条 次項に定めるものを除き、第一条の規定による改正後の地方税法(以下「新法」という。)の規定中個人の道府県民税に関する部分は、平成十二年四月一日以後の年度の個人の道府県民税について適用し、平成十一年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 新法附則第三十五條の三の規定は、平成十三年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成十二年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

3 新法第二十四條第五項及び第五十三條第一項の規定は、平成十二年四月一日(以下「施行日」という。)以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税について適用する。

(事業税に関する経過措置)

第四条 旧法附則第九條第三項の規定は、施行日前に開始した事業年度分の法人の事業税については、なおその効力を有する。

(不動産取得税に関する経過措置)

第五条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に對して課すべき不動産取得税

について適用し、施行日前の不動産の取得に對して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 旧法附則第十一條の四第十一項から第十四項までの規定は、同条第十一項に規定する住宅の取得又は同条第十二項に規定する土地の取得が施行日から平成十二年六月三十日までの間に行われたときに限り、これらの取得に對して課すべき不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、同条第十四項中、附則第十一條の四第十一項とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第 号)附則第五條第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法第一條の四第十一項」と、「同条第十一項」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第 号)附則第五條第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法第一條の四第十一項」と、「附則第十一條の四第十一項」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第 号)附則第五條第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法第一條の四第十一項」と、「附則第十一條の四第十一項」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第 号)附則第五條第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法第一條の四第十一項」とする。

3 前項の規定の適用がある場合における新法附則第十一條の三第二項及び第十一條の五第二項の規定の適用については、新法附則第十一條の三第二項中「又は第七十三條の二十七の二第二項」とあるのは、「第七十三條の二十七の二第二項又は地方税法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第 号)附則第五條第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法第一條の四第十一項」として読み替えて適用される同法第一條の規定による改正前の地方税法附則第十一條の四第十二項」とし、新法附則第十一條の五第二項中「又は第二項」とあるのは「若しくは第二項又は地方税法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第 号)附則第五條第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法第一條の四第十一項」とする。

号)附則第五條第二項の規定によりなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法第一條の規定による改正前の地方税法附則第十一條の四第十二項」とする。

4 新法附則第十一條の五第一項及び第二項の規定は、平成十二年一月一日以後の不動産の取得に對して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に對して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

5 次項に定めるものを除き、新法附則第十一條の五第三項の規定は、平成十二年一月一日以後の新法第七十三條の十四第八項、第十項若しくは第十三項、第七十三條の二十七の二第二項、附則第十一條第二項若しくは第十二項又は第十三條の四第三項若しくは第五項の規定に規定する不動産の取得又は土地の取得に對して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の当該不動産の取得又は当該土地の取得に對して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

6 平成九年四月一日から平成十一年十二月三十一日までの間において、新法第七十三條の十四第八項に規定する被収用不動産等を収用され若しくは譲渡した場合、同条第十項に規定する従前の不動産について受けた同項各号に掲げる清算金若しくは補償金に應じ当該各号に定める日がある場合、同条第十三項に規定する交換分合によつて失つた土地に係る交換分合計画の公告があつた場合、新法附則第十一條第二項に規定する交換によつて土地が失われた場合、同条第十二項に規定する道路一休建物に係る道路法(昭和二十七年法律第八十号)第四十七條の六第一項に規定する協定が締結された場合、新法附則第十一條の四第三項第一号に規定する入会林野整備の対象となつた土地に係る入会権が消滅した場合、同項第二号に規定する旧慣使用林野整備の対象となつた土地に係る旧慣使用権が消滅した場合又は同条第五項に規定する交換分合によつて土地が失われた場合であつて、か

つ、平成十二年一月一日以後に新法第七十三条の十四第八項、第十項若しくは第十三項、附則第十一條第二項若しくは第十二項又は第十一條の四第三項若しくは第五項の規定に規定する不動産の取得又は土地の取得が行われた場合において、これらの規定に規定する固定資産課税台帳に登録された価格（当該価格が登録されていない場合）にあつては、道府県知事が新法第三百八十八條第一項の固定資産評価基準（当該不動産が旧法附則第十七条の二第一項又は第二項の

規定の適用を受ける土地である場合においては、新法第三百八十八條第一項の固定資産評価基準及び旧法附則第十七条の二第一項の修正基準）によつて決定した価格）中に新法附則第十一條の五第一項に規定する宅地評価土地の価格があるときにおけるこれらの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第七十三条の十四第八項	登録された価格	決定した価格
	登録された価格（当該価格のうち附則第十一條の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額）	決定した価格（当該価格のうち附則第十一條の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額）
第七十三条の十四第十項	登録された価格	決定した価格
	登録された価格（当該価格のうち附則第十一條の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額）	決定した価格（当該価格のうち附則第十一條の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額）
第七十三条の十四第十三項	登録された価格	決定した価格
	登録された価格（当該価格のうち附則第十一條の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額）	決定した価格（当該価格のうち附則第十一條の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額）

附則第十一條第二項	登録された価格	決定した価格
	登録された価格（当該価格のうち附則第十一條の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額）	決定した価格（当該価格のうち附則第十一條の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額）
附則第十一條第十二項	登録された価格	決定した価格
	登録された価格（当該価格のうち附則第十一條の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額）	決定した価格（当該価格のうち附則第十一條の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額）
附則第十一條の四第三項第一号	登録された価格	決定した価格
	登録された価格（当該価格のうち次条第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額）	決定した価格（当該価格のうち次条第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額）
附則第十一條の四第三項第二号	登録された価格	決定した価格
	登録された価格（当該価格のうち次条第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額）	決定した価格（当該価格のうち次条第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額）

附則第十一条の四第五項

登録された価格

登録された価格（当該価格のうち次条第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額）

決定した価格

決定した価格（当該価格のうち次条第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額）

7 前項の規定により読み替えて適用される新法

第七十三条の十四第八項、第十項若しくは第十三項、附則第十一條第二項若しくは第十二項又は第十三條の四第三項若しくは第五項の規定により道府県知事が不動産の価格を決定する場合において、当該不動産が旧法附則第十七條の二第一項又は第二項の規定の適用を受ける土地であるときにおける前項の規定により読み替えて適用される新法第七十三條の十四第八項、第十項若しくは第十三項、附則第十一條第二項若しくは第十三條の四第三項又は第五項の規定中「第三百八十八條第一項の固定資産評価基準」とあるのは、「第三百八十八條第一項の固定資産評価基準及び地方税法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第 号）第一条の規定による改正前の地方税法附則第十七條の二第一項の修正基準」と読み替えるものとする。

8 新法附則第十二條第一項から第三項までの規定は、施行日以後に租税特別措置法（昭和三十

二年法律第二十六号）第七十條の四第一項の規定の適用を受ける農地又は採草放牧地につき同条第七項に規定する賃借権等の設定がされる場合における同項に規定する貸付特例適用農地等に係る不動産取得税について適用する。

9 平成十二年四月一日から平成十四年十二月三

十一日までの間に、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第十六條第一項に規定する譲渡した不動産を譲渡

第一類第二号 地方行政委員会議録第二号 平成十二年一月二十二日

した場合において、同項に規定する固定資産課税台帳に登録された価格（当該価格が登録されていない場合にあつては、東京都知事が新法第三百八十八條第一項の固定資産評価基準（当該不動産が新法附則第十七條の二第一項又は第二項の規定の適用を受ける土地である場合においては、新法第三百八十八條第一項の固定資産評価基準及び新法附則第十七條の二第一項の修正基準）によつて決定した価格）中に新法附則第十一條の五第一項に規定する宅地評価土地の価格があるときにおける小笠原諸島振興開発特別措置法第十六條第一項の規定の適用については、同項中「登録された価格」とあるのは「登録された価格（当該価格のうち地方税法（昭和二十五年法律第二十六号）附則第十一條の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額）」と、「地方税法（昭和二十五年法律第二十六号）」とあるのは「同法」と、「決定した価格」とあるのは「決定した価格（当該価格のうち同法附則第十一條の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額）」と読み替えるものとする。

10 小笠原諸島振興開発特別措置法第十六條第一項の規定により東京都知事が不動産の価格を決定する場合において、当該不動産が新法附則第十七條の二第一項又は第二項の規定の適用を受ける土地であるときにおける小笠原諸島振興開発特別措置法第十六條第一項の規定の適用については、同項中「第三百八十八條第一項の固定資産評価基準」とあるのは、「第三百八十八條第一項の固定資産評価基準及び同法附則第十七條の二第一項の修正基準」と読み替えるものとする。

（市町村民税に関する経過措置）

第六條 次項に定めるものを除き、新法の規定中個人の市町村民税に関する部分は、平成十二年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成十一年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 新法附則第三十五條の三の規定は、平成十三年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成十二年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

3 新法第二百九十四條第七項及び第三百二十一条の八第一項の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の市町村民税について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第七條 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、平成十二年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成十一年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 労働災害防止協会で鉱業に係る労働災害の防止を目的として組織されたものが平成十四年三月三十一日までに取得した旧法第三百四十八條第二項第九号の三に規定する固定資産に対して課する固定資産税については、同号の規定は、なおその効力を有する。

3 新法第三百四十九條の三第十八項の規定は、平成十一年一月二日以後に取得された同項に規定する家屋及び償却資産に対して課する平成十二年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成十一年一月一日までに取得された旧法

第三百四十九條の三第十八項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 新法第三百四十九條の三第三十七項の規定は、施行日以後に取得された同項に規定する償却資産に対して課する平成十三年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に取得された旧法第三百四十九條の三第三十七項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 新法附則第十五條第五項第八号の規定は、施行日以後に取得された同号に規定する処理施設に対して課する平成十三年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

6 平成九年一月二日から平成十二年三月三十一日までの間に設置された旧法附則第十五條第七項に規定する構築物に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 平成七年一月二日から平成十二年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五條第十六項に規定する機械及び装置に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

8 平成七年四月一日から平成十二年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五條第二十二項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

9 平成八年四月一日から平成十二年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五條第二十四項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

10 平成七年四月一日から平成十二年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五條第二十五項に規定する機械及び装置に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

11 平成八年四月一日から平成十二年三月三十一日までの間に新設された旧法附則第十五條第二十九項に規定する電気通信設備に対して課する

固定資産税については、なお従前の例による。

12 平成三年八月一日から食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成十二年法律第

号）の施行の日の前日までの間に取得された附則第一条第二号に掲げる改正規定による改正前の地方税法附則第十五条第三十三項に規定する機械及び装置に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

13 平成七年四月一日から平成十二年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第三十五項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

14 平成十年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間に新たに建設された旧法附則第十五条第三十六項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、施行日から平成十四年三月三十一日までの間に新たに建設された同項に規定する償却資産に対する同項の規定の適用については、同項中「平成十年四月一日から平成十二年三月三十一日まで」とあるのは「平成十二年四月一日から平成十四年三月三十一日まで」と、六分の五の額とし、その後五年度分の固定資産税については、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の十分の九」とあるのは「十分の九」とする。

15 平成十年四月一日から平成十二年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第四十七項に規定する機器に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

16 平成四年一月一日から平成十一年十二月三十一日までの間に新築された旧法附則第十六条第四項に規定する貸家住宅の敷地の用に供する土地のうち同項に規定する旧農地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

17 平成七年一月十七日から平成十二年三月三十一日までの間に取得（共有持分の取得を含む。）され、又は改良された旧法附則第十六条の二第

十項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、同項及び同条第十二項の規定は、なおその効力を有する。

18 平成七年一月十七日から平成十二年三月三十一日までの間に取得され、又は改良された旧法附則第十六条の二第二十一項に規定する建築物に対して課する固定資産税については、同項及び同条第十二項の規定は、なおその効力を有する。

第八条 平成十二年度分の固定資産税に限り、新法附則第十八条第一項、第十八条の二、第十九条第一項又は第十九条の四の規定の適用を受ける土地に対して課する固定資産税については、市町村長は、新法附則第二十八条第一項の規定により土地課税台帳等に登録された同項各号に定める額及び同項の比率課税標準額並びに同条第二項の規定により土地課税台帳等に登録された同項各号に定める額については、これらの額を当該土地の所有者に通知することにより新法第四百五十五条の規定による固定資産課税台帳の縦覧に代えることができる。この場合において、当該土地の新法附則第二十八条第一項の比率課税標準額に係る新法附則第二十二條第一項の規定により読み替えて適用される新法第四百七条第一項の規定の適用については、同項中「第四百五十五条第一項の規定によつて固定資産課税台帳又はその写しを縦覧に供した日以後において固定資産の価格等（附則第二十八条第一項の比率課税標準額を含む。以下本項において同じ。）の登録がなされていなく又は登録された価格等」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第 号）附則第八条の規定による附則第二十八条第一項の比率課税標準額の通知をした日以後において当該通知に係る同項の比率課税標準額」と、価格若しくは同項の比率課税標準額」とあるのは「同項の比率課税標準額」と、価格等」とあるのは「同項の比率課税標準額」とする。

第九条 平成十二年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、市町村は、宅地等（新法附則第十

七条第二号に規定する宅地等をいう。以下同じ。）に対して課する固定資産税又は都市計画税について、新法第三百六十四條第二項の納税通知書の交付期限までに、新法附則第十八条第一項に規定する宅地等調整固定資産税額、新法附則第十八条の二に規定する商業地等調整固定資産税額若しくは新法附則第二十五条第一項に規定する宅地等調整都市計画税額又は新法附則第二十七條の三の規定による減額後の都市計画税額の算定ができない場合には、当該宅地等について旧法附則第十八条第一項、第十八条の二、第二十五条第一項又は第二十七條の三の規定の例により仮に算定した当該宅地等に係る固定資産税額又は都市計画税額に相当する額（以下この条において「仮算定税額」という。）を当該年度の納期の数で除して得た額の範囲において、当該宅地等に係る固定資産税又は都市計画税をそれぞれの納期において徴収することができる。

2 市町村長は、前項の規定により固定資産税又は都市計画税を賦課した後において、当該宅地等に係る平成十二年度分の固定資産税又は都市計画税の税額の算定（以下この条において「本算定」という。）をした場合には、遅滞なく、その旨を納税者に通知しなければならない。この場合において、既に賦課した固定資産税額又は都市計画税額が当該宅地等に係る平成十二年度分の固定資産税額又は都市計画税額（以下この条において「本算定税額」という。）に満たないときは本算定が行われた日以後の納期においてその不足税額を徴収し、既に徴収した固定資産税額又は都市計画税額が本算定税額を超えるときは新法第十七条又は第十七条の二の規定の例によつて、その過納税額を還付し、又は当該納税義務者の未納に係る地方団体の徴収金に充当しなければならない。

3 市町村長は、第一項の規定により固定資産税又は都市計画税を徴収する場合において当該固定資産税又は都市計画税の納税者に交付する納

税通知書には、次の事項を内容とする記載をし、又は記載をした文書を添付しなければならない。

一 納税通知書に記載された土地に係る課税標準額及び税額は、宅地等については旧法附則第十八条第一項、第十八条の二、第二十五条第一項又は第二十七條の三の規定の例により仮に算定した額であり、又は当該仮に算定した額を含むものであること。

二 既に賦課した仮算定税額が本算定税額に満たない場合においては本算定が行われた日以後の納期においてその不足税額を徴収し、既に徴収した仮算定税額が本算定税額を超える場合においてはその過納税額を還付し、又は当該納税義務者の未納に係る地方団体の徴収金に充当するものであること。

4 第一項の規定により徴収する固定資産税又は都市計画税について滞納処分をする場合には、当該宅地等について第二項の規定による通知が行われる日までの間は、財産の換価は、することができない。

（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税及び都市計画税に関する経過措置）

第十条 市町村は、平成十二年度から平成十四年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税について、条例で定めるところにより、新法附則第十八条の三の規定及び新法附則第二十五条の二において読み替えて準用する新法附則第十八条の三の規定を適用しないことができる。

2 前項の場合には、新法附則第十八条第二項第一号から第三号までに掲げる宅地等で平成十二年度から平成十四年度までの各年度に係る賦課期日において新法附則第十八条の三第一項の表の上欄に掲げる宅地等に該当するもの（次項の規定の適用を受ける宅地等を除く。）のうち、当該各年度の前年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の下欄に掲げる宅地等に該当したもの（以下この項において「用途変更宅地等」とい

2 輕減適用市街化区域農地のうち、平成十二年度分の都市計画税について新法附則第二十七条の二第五項の規定の適用を受ける市街化区域農地以外のもの（以下この項及び次条において「特例適用外輕減適用市街化区域農地」という。）に係る同年年度分の都市計画税については、前年度課税標準額又は比準課税標準額は、当該特例適用外輕減適用市街化区域農地又は当該特例適用外輕減適用市街化区域農地の類似土地が輕減適用年度に係る賦課期日においてそれぞれ輕減適用外市街化区域農地であつたものとみなさない場合に平成十二年度分の都市計画税に係る前年度課税標準額又は比準課税標準額となるべき額以上である場

合には、当該前年度課税標準額又は比準課税標準額となるべき額」とする。

第十二条 特例適用外軽減適用市街化区域農地又は新法附則第二十七条の二第五項の規定の適用を受ける新法附則第十九条の四第六項に規定する前年度軽減適用市街化区域農地に対する新法附則第二十七条の三の規定の適用については、同条第一項第一号中「住宅用地である宅地等のうち当該宅地等の当該年度の負担水準が〇・八以上のもの、商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が、平成十二年度及び平成十三年度にあつては〇・六以上〇・七五以下、平成十四年度にあつては〇・六以上〇・七以下のものと並びに特定市街化区域農地」とあるのは「特定市街化区域農地」と、並びにこれらの土地以外の宅地評価土地（次号に掲げる土地を除く。）のうち当該宅地評価土地の」とあるのは「及び当該特定市街化区域農地以外の特定市街化区域農地のうちその」と、「当該宅地評価土地の当該年度の負担水準」とあるのは「その当該年度の負担水準」と、〇・五（当該宅地評価土地が小規模住宅用地である場合に於ては〇・五とし、当該宅地評価土地が商業地等である場合に於ては〇・四五とする。）とあるのは「〇・五」と、同号イ(1)中「平成十一年度において平成十二年改正前の地方税法附則第二十七条の三第一項第一号に規定する据置減額適用土地である土地」とあるのは「平成九年度から平成十一年度までの各年度分の都市計画税について仮定前年度課税標準額等（当該特定市街化区域農地又は当該特定市街化区域農地の類似土地が附則第十九条の三第三項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する市街化区域設定年度（以下本項において「市街化区域設定年度」という。）から当該各年度の前年度（市街化区域設定年度から起算して三年度を経過した年度が当該各年度の前々年度以前である場合には、当該市街化区域設定年度から起算して三年度を経過した年度）までの各年度に係る賦課

期日において、それぞれ附則第十九条の三第一項本文（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号。以下本項において「平成五年改正法」という。）附則第九条第二項の規定によりなお効力を有するものとして読み替えて適用される平成五年改正前の地方税法附則第十九条の三第三項において準用する同条第一項本文の規定の適用を受け、かつ、附則第十九条の三第一項ただし書（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定又は平成五年改正法附則第九条第二項の規定によりなお効力を有するものとして読み替えて適用される平成五年改正前の地方税法附則第十九条の三第三項において準用する同条第一項ただし書の規定の適用を受けない市街化区域農地であつたものとみなした場合に当該各年度分の都市計画税に係る平成十二年改正前の地方税法附則第十七条第四号に規定する前年度課税標準額（以下本項において「前年度課税標準額」という。）又は同条第五号に規定する比準課税標準額（以下本項において「比準課税標準額」という。）となるべき額（当該額が当該各年度分の都市計画税に係る前年度課税標準額又は比準課税標準額となつた額以上である場合には、当該前年度課税標準額又は比準課税標準額となつた額をいう。以下本項において同じ。）を前年度課税標準額又は比準課税標準額とした場合に平成十一年度において平成十二年改正前の地方税法附則第二十七条の三第一項第一号に規定する据置減額適用土地に該当する土地」と、同号ハ(1)に規定する平成十年度据置減額適用土地（以下本項において「平成十年度据置減額適用土地」という。）であるときは同号ハ(1)に規定する平成十年度据置減額の基礎となる価額とし、平成十年度据置減額適用土地以外の土地であるときは同号ハ(2)に掲げる額」とあるのは「平成九年度分及び平成十年度分の都市計画税について仮定前年度課税標準額等を前年度課税標準額又は比準課税標準額等と

準額とした場合に平成十二年改正前の地方税法附則第二十七条の三第一項第一号ハ(1)に規定する平成十年度据置減額適用土地に該当する土地（以下本項において「平成十年度据置減額適用土地」という。）であるときは平成九年度分及び平成十年度分の都市計画税について仮定前年度課税標準額等を前年度課税標準額又は比準課税標準額とした場合に同号ハ(1)に規定する平成十年度据置減額の基礎となる価額となるべき額とし、平成十年度据置減額適用土地以外の土地であるときは平成九年度分及び平成十年度分の都市計画税について仮定前年度課税標準額等を前年度課税標準額とした場合に同号ハ(2)に掲げる額となるべき額」と、同号イ(3)中「同年度分の都市計画税」とあるのは「平成九年度から平成十一年度までの各年度分の都市計画税について仮定前年度課税標準額等（前年度課税標準額又は比準課税標準額とした場合に平成十一年度分の都市計画税」と、「平成十二年改正前の地方税法附則第二十五条第一項、第二十六条第一項又は第二十七条の二第一項」とあるのは「平成十二年改正前の地方税法附則第二十七条の二第一項」と、「これらの規定に規定する同年度分の都市計画税の課税標準となるべき額」とあるのは「平成九年度から平成十一年度までの各年度分の都市計画税について仮定前年度課税標準額等を前年度課税標準額又は比準課税標準額とした場合に同条第一項に規定する平成十一年度分の都市計画税の課税標準となるべき額」とあるのは「（以下本項において「仮定平成十一年度課税標準額」という。）と、同年度分の都市計画税の課税標準となるべき額」とあるのは「（仮定平成十一年度課税標準額）」とする。

- （特別土地保有税に関する経過措置）
- 第十三条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中土地に対して課する特別土地保有税に関する部分は、平成十二年以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用
- し、平成十一年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。
- 2 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分は、施行日以後の土地の取得に対して課すべき特別土地保有税について適用し、施行日前の土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。
- 3 旧法第五百八十六条第二項第二号に規定する処理施設（施行日前に取得されたものに限る。）の用に供する土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。
- 4 新法第五百八十六条第二項第二号の規定（土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、同号に規定する処理施設で施行日以後に取得されるものの用に供する土地に対して課する特別土地保有税について適用する。
- 5 旧法附則第三十一条の二第二項に規定する土地（施行日前に取得されたものに限る。）に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。
- 6 新法附則第三十一条の三第三項の規定は、平成十二年一月一日以後の土地の取得に対して課すべき特別土地保有税について適用し、同日前の土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。
- （自動車取得税に関する経過措置）
- 第十四条 新法附則第三十二条第一項、第四項、第八項及び第十項の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。
- 2 施行日前の旧法附則第三十二条第九項に規定する自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。
- （事業所税に関する経過措置）

第十五条 附則第十八条第二項に定めるものを除

き、新法の規定中事業に係る事業所税(新法第

七百一条の三十二第一項に規定する事業に係

る事業所税をいう。以下この項及び附則第十八

条第二項において同じ。)に関する部分は、施行

日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び

平成十二年以後の年分の個人の事業(施行日前

に廃止された個人の事業を除く。)に対して課

すべき事業に係る事業所税について適用し、施

行日前に終了した事業年度分の法人の事業並び

に平成十二年前の年分の個人の事業及び平成十

二年分の個人の事業で施行日前に廃止されたも

のに対して課する事業に係る事業所税について

は、なお従前の例による。

2 新法の規定中新増設に係る事業所税(新法第

七百一条の三十二第二項に規定する新増設に係

る事業所税をいう。以下この項において同じ。)

に関する部分は、施行日以後に行われる事業所

用家屋(新法第七百一条の三十一第一項第七号

に規定する事業所用家屋をいう。以下この項に

おいて同じ。)の新築又は増築に対して課すべ

き新増設に係る事業所税について適用し、施行

されて事業の用に供された旧法附則第三十八

条第二項に規定する家屋に対して課する固定資産

税については、なお従前の例による。

2 旧法附則第三十八條第八項に規定する事業で

同条第六項に規定する特定施設に係るもののう

ち当該施設に係る事業所等(新法第七百一条の

三十一第一項第五号に規定する事業所等をい

い、昭和六十一年五月三十日から平成十二年三

月三十一日までの間に新設されたものに限り、最

初に終了する事業年度分までの当該施設に係る

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備

の促進に関する臨時措置法(昭和六十一年法律

第七十七号)第六條に規定する認定事業者が行

う事業に対して課すべき事業に係る事業所税の

うち資産割の課税標準となるべき事業所床面積

の算定については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十九条 この法律(附則第一条各号に掲げる規

定にあつては、当該規定)の施行前にした行為

並びにこの附則の規定によりなお従前の例によ

ることとされる地方税及びこの附則の規定によ

りなお効力を有することとされる旧法の規定に

律の一部改正)

第二十二條 地方税法及び地方財政法の一部を改

正する法律(平成六年法律第十五号)の一部を

次のように改正する。

附則第九條第四項及び第五項中「地方税法等

の一部を改正する法律による改正後の」を「地

方税法等の一部を改正する法律(平成十二年法

律第 号)附則第七條第十七項の規定により

りなお効力を有することとされる同法第一條の

規定による改正前の」に改める。

(地方税法及び地方財政法の一部を改正する法

律の一部改正に伴う経過措置)

第二十三條 前條の規定による改正後の地方税法

及び地方財政法の一部を改正する法律附則第九

條第四項及び第五項の規定は、平成十二年度以

後の年度分の固定資産税について適用し、平成

十一年度分までの固定資産税については、なお

従前の例による。

(地方税法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二十四條 地方税法等の一部を改正する法律

(平成八年法律第十二号)の一部を次のように

改正する。

成十一年改正後の地方税法第七十三條の十四第

八項を「平成十二年改正後の地方税法第七十

三條の十四第八項」を、「附則第十一條の第四

五項若しくは第七項」を、「附則第十一條の第四

三項若しくは第五項」に、「平成十一年改正後

の地方税法第三十八條第一項」を、「平成十

二年改正後の地方税法第三十八條第一項」

に、「平成十一年改正後の地方税法附則第十一

條の五第一項」を、「平成十二年改正後の地方税

法附則第十一條の五第一項」に、「平成十一年

改正後の地方税法の」を、「平成十二年改正後の

地方税法の」に改め、同項の表附則第十一條の

第四五項第一号の項中「附則第十一條の第四五

項第一号」を「附則第十一條の第四五項第一号

」に改め、同表附則第十一條の第四五項第二号の

項中「附則第十一條の第四五項第二号」を「附

則第十一條の第四五項第二号」に改め、同表附

則第十一條の第四五項第三号の項中「附則第十

一號」を「附則第十一條の第四五項第三号」に

改め、同表附則第十一條の第四五項第四号の

項中「附則第十一條の第四五項第四号」を「附

則第十一條の第四五項第四号」に改め、同表附

交付金法の一部を改正する法律(平成九年法律第九号)の一部を次のように改正する。

附則第四條第五項の表以外の部分中「地方税法の一部を改正する法律(平成十一年法律第十五号)による改正後の地方税法(以下この項において「平成十一年改正後の地方税法」という。)」を「地方税法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第 号)第一条の規定による改正後の地方税法(以下この項において「平成十二年改正後の地方税法」という。)」に、「平成十一年改正後の地方税法附則第十一條第二項」を「平成十二年改正後の地方税法附則第十一條第二項」に、「平成十一年改正後の地方税法附則第十一條第四項第五項第一号」を「平成十二年改正後の地方税法附則第十一條第四項第五項第一号」に、「同条第七項」を「同条第五項」に、「平成十一年改正後の地方税法第七十三條の十四第八項」を「平成十二年改正後の地方税法第七十三條の十四第八項」に、「附則第十一條の四第三項若しくは第五項」を「附則第十一條の四第三項若しくは第五項」に、「平成十一年改正後の地方税法第三百八十八條第一項」を「平成十二年改正後の地方税法第三百八十八條第一項」に、「平成十一年改正後の地方税法附則第十一條の五第一項」を「平成十二年改正後の地方税法附則第十一條の五第一項」に、「平成十一年改正後の地方税法の」を「平成十二年改正後の地方税法の」に改め、同項の表附則第十一條の四第五項第一号の項中「附則第十一條の四第五項第一号」を「附則第十一條の四第三項第一号」に改め、同表附則第十一條の四第五項第二号の項中「附則第十一條の四第五項第二号」を「附則第十一條の四第三項第二号」に改め、同表附則第十一條の四第七項の項中「附則第十一條の四第七項」を「附則第十一條の四第五項」に改め、同条第六項中「新法附則第十七條の二第一項又は」を「地方税法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第 号)第一条の規定による改正前の地方税法(以下この項及び次

項において「平成十二年改正前の地方税法」という。)」附則第十七條の二第二項又は」に、「及び新法附則第十七條の二第二項」を「及び平成十二年改正前の地方税法附則第十七條の二第二項」に改め、同条第七項中「新法附則第十七條の二第二項」を「平成十二年改正前の地方税法附則第十七條の二第二項」に改める。
附則第十七條の二第二項に改める。
(地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正)
第二十七條 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律(平成十一年法律第十七号)の一部を次のように改正する。
第十四條第三項中「十三 軽油引取税」を「十二 軽油引取税」に、「十三の二 地方特例交付金」を「十二の二 地方特例交付金」に、「十三 軽油引取税交付金」を「十二 軽油引取税交付金」に改める。
(森林開発公団法の一部を改正する法律の一部改正)
第二十八條 森林開発公団法の一部を改正する法律(平成十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。
附則第十一條第十項を第十二項とし、第六項から第九項までを二項ずつ繰り下げ、第五項を第六項とし、同項の次に次の一項を加える。
7 施行日以後に公団が直接新法附則第十三條第一項に規定する旧農用地整備公団法附則第十九條第一項の業務のうち旧農用地開発公団法第十九條第一項第一号イ又はロの事業の用に供する固定資産に対する平成十二年改正後の地方税法第三百四十八條第二項第二号の規定の適用については、同号中「固定資産」とあるのは、「固定資産又は緑資源公団が直接緑資源公団法附則第十三條第一項に規定する森林開発公団法の一部を改正する法律(平成十一年法律第七十号)附則第八條の規定による廃止前の農用地整備公団法附則第十九條第一項の業務のうち農用地開発公団法の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第四十四号)による改正前の農用地整備公団法第十九條第一項第一号イ又はロの事業」とする。
附則第二十一條第二項中「新地方税法」を「平成十二年改正後の地方税法」に、「土地改良事業」を「第十八條第一項第七号イの事業」に、「土地改良事業(緑資源公団が緑資源公団法(昭和三十一年法律第八十五号)を「第十八條第一項第七号イの事業及び同法」に改め、「を含む。第七十三條の二十九において同じ。」「を削り、「土地改良区」とあるのは「土地改良区又は緑資源公団」と、又は第五十三條の三の二第二項の規定又は「若しくは第五十三條の三の二第二項の規定又は緑資源公団法」を「第二十二條の四第二項」とあるのは「第二十二條の四第二項若しくは同法」に改め、「において準用するこれらの規定」を削り、「第五十三條の三の二第一項」を「第二十二條の四第二

項に、「第五十三條の三の二第二項(緑資源公団法)を「第二十二條の四第二項又は同法」に改め、「において準用する場合を含む。以下本項において同じ。」「と、同条第三項中「土地改良区」とあるのは「土地改良区若しくは緑資源公団」を削り、同条第四項中「新地方税法」を「平成十二年改正後の地方税法」に、「換地の取得」を「第二十二條の四第二項」に、「換地の取得(緑資源公団法)を「第二十二條の四第二項又は同法」に改め、「において準用する土地改良法第五十四條の二第一項又は第五項の規定による換地の取得を含む。」「を削り、「土地の取得」を「第二十二條の五第二項」に、「土地の取得(緑資源公団法)を「第二十二條の五第二項又は同法」に改め、「において準用する土地改良法第六條第一項の規定による土地の取得を含む。」「を削り、同条第七項を同条第九項とし、同条第六項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。
8 施行日以後に公団が直接新法附則第十三條第一項に規定する業務のうち旧農用地整備公団法第十九條第一項第一号又は第四号の事業の用に供する固定資産に対する平成十二年改正後の地方税法第三百四十八條第二項第二号の規定の適用については、同号中「固定資産」とあるのは、「固定資産又は緑資源公団が直接緑資源公団法附則第十三條第一項に規定する業務のうち森林開発公団法の一部を改正する法律(平成十一年法律第七十号)附則第八條の規定による廃止前の農用地整備公団法第十九條第一項第一号若しくは第四号の事業の用に供する固定資産」とする。
附則第二十一條第五項の次に次の一項を加える。
6 施行日以後に新法附則第十三條第一項に規定する業務のうち旧農用地整備公団法第十九條第一項第一号イの事業が施行された場合における平成十二年改正後の地方税法第三百四十三條第六項の規定の適用については、同項

による改正前の農用地開発公団法第十九條第一項第一号イ若しくはロの事業の用に供する固定資産」とする。
附則第十一條第四項の次に次の一項を加える。
5 施行日以後に新法附則第十三條第一項に規定する旧農用地整備公団法附則第十九條第一項の業務のうち旧農用地開発公団法第十九條第一項第一号イ又はロの事業が施行された場合における地方税法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第 号)第一条の規定による改正後の地方税法(以下「平成十二年改正後の地方税法」という。))第三百四十三條第六項の規定の適用については、同項中「同法第十八條第一項第七号イの事業」とあるのは、「同法第十八條第一項第七号イの事業及び同法附則第十三條第一項の規定により行う森林開発公団法の一部を改正する法律(平成十一年法律第七十号)附則第八條の規定による廃止前の農用地整備公団法附則第十九條第一項の業務のうち農用地開発公団法の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第四十四号)による改正前の農用地整備公団法第十九條第一項第一号イ又はロの事業」とする。
附則第二十一條第二項中「新地方税法」を「平成十二年改正後の地方税法」に、「土地改良事業」を「第十八條第一項第七号イの事業」に、「土地改良事業(緑資源公団が緑資源公団法(昭和三十一年法律第八十五号)を「第十八條第一項第七号イの事業及び同法」に改め、「を含む。第七十三條の二十九において同じ。」「を削り、「土地改良区」とあるのは「土地改良区又は緑資源公団」と、又は第五十三條の三の二第二項の規定又は「若しくは第五十三條の三の二第二項の規定又は緑資源公団法」を「第二十二條の四第二項」とあるのは「第二十二條の四第二項若しくは同法」に改め、「において準用するこれらの規定」を削り、「第五十三條の三の二第一項」を「第二十二條の四第二

項に、「第五十三條の三の二第二項(緑資源公団法)を「第二十二條の四第二項又は同法」に改め、「において準用する場合を含む。以下本項において同じ。」「と、同条第三項中「土地改良区」とあるのは「土地改良区若しくは緑資源公団」を削り、同条第四項中「新地方税法」を「平成十二年改正後の地方税法」に、「換地の取得」を「第二十二條の四第二項」に、「換地の取得(緑資源公団法)を「第二十二條の四第二項又は同法」に改め、「において準用する土地改良法第五十四條の二第一項又は第五項の規定による換地の取得を含む。」「を削り、「土地の取得」を「第二十二條の五第二項」に、「土地の取得(緑資源公団法)を「第二十二條の五第二項又は同法」に改め、「において準用する土地改良法第六條第一項の規定による土地の取得を含む。」「を削り、同条第七項を同条第九項とし、同条第六項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。
8 施行日以後に公団が直接新法附則第十三條第一項に規定する業務のうち旧農用地整備公団法第十九條第一項第一号又は第四号の事業の用に供する固定資産に対する平成十二年改正後の地方税法第三百四十八條第二項第二号の規定の適用については、同号中「固定資産」とあるのは、「固定資産又は緑資源公団が直接緑資源公団法附則第十三條第一項に規定する業務のうち森林開発公団法の一部を改正する法律(平成十一年法律第七十号)附則第八條の規定による廃止前の農用地整備公団法第十九條第一項第一号若しくは第四号の事業の用に供する固定資産」とする。
附則第二十一條第五項の次に次の一項を加える。
6 施行日以後に新法附則第十三條第一項に規定する業務のうち旧農用地整備公団法第十九條第一項第一号イの事業が施行された場合における平成十二年改正後の地方税法第三百四十三條第六項の規定の適用については、同項

中「同法第十八条第一項第七号イの事業」とあるのは、「同法第十八条第一項第七号イの事業及び同法附則第十三条第一項の規定により行う業務のうち森林開発公団法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十号）附則第八条の規定による廃止前の農用地整備公団法第十九条第一項第一号イの事業」とする。

附則第二十一条に次の一項を加える。

10 施行日以後に新法附則第十三条第一項に規定する業務のうち旧農用地整備公団法第十九条第一項第一号イの事業が施行された場合における平成十二年改正後の地方税法第五百八十七条の二第二項の規定の適用については、同項中「同法第十八条第一項第七号イの事業」とあるのは「同法第十八条第一項第七号イの事業及び同法附則第十三条第一項に規定する業務のうち森林開発公団法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十号）附則第八条の規定による廃止前の農用地整備公団法第十九条第一項第一号イの事業」と、「緑資源公団法第二十二條の四第二項」とあるのは「緑資源公団法第二十二條の四第二項及び同法附則第十三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる森林開発公団法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十号）附則第八条の規定による廃止前の農用地整備公団法第二十三條第二項」とする。

（森林開発公団法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）
第二十九条 前条の規定による改正後の森林開発公団法の一部を改正する法律（次項において「新改正法」という。）附則第十一条第五項及び第

十二 公共事業等臨時特例
債償還費

第十二条第一項の表道府県の項第九号を同表道府県の項第十号とし、同表道府県の項第八号中「昭和五十四年度から平成十年度まで」を「昭和五十五年度から平成十一年度まで」に改め、同号を同表道府県の項第九号とし、同表道府県の項第七号の次に次の一号を加える。

七項並びに第二十一条第六項及び第八項の規定は、平成十二年以後の年度分の固定資産税について適用する。
2 新改正法附則第二十一条第十項の規定は、平成十二年以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用する。

理由

最近における社会経済情勢等にかんがみ、地方税負担の軽減及び合理化等を図るため、平成十二年度の固定資産税の評価替えに伴う土地に係る固定資産税及び都市計画税の税負担の調整措置、宅地等に係る不動産取得税の課税標準の特例措置等を講ずるほか、非課税等特別措置の整理合理化等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方交付税法等の一部を改正する法律案

地方交付税法等の一部を改正する法律

（地方交付税法の一部改正）

第一条 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項の表道府県の項第十三号を同表道府県の項第十五号とし、同表道府県の項第十二号中「及び平成十年度」を「平成十年度及び平成十一年度」に改め、同号を同表道府県の項第十四号とし、同表道府県の項第十一号中「平成十年度」を「平成十一年度」に改め、同号を同表道府県の項第十三号とし、同表道府県の項第十号中「平成十年度」を「平成十一年度」に改め、同号を同表道府県の項第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

公共事業等臨時特例対策のため平成五年度において特別に発行を許可された地方債の額

和五十五年度から平成十一年度まで」に改め、同号を同表道府県の項第九号とし、同表道府県の項第七号の次に次の一号を加える。

八 補正予算債償還費

昭和五十年年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てられた発行を許可された地方債に係る元利償還金平成十一年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てられた発行を許可された地方債の額

第十二条第一項の表市町村の項第二号中

4 公園費

(1) 経常経費

人口
都市公園の面積

に改め、同表市町村の項第十四号を同表市町村の項第十六号とし、同表市町村の項第十三号中「及び平成十年度」を「平成十年度及び平成十一年度」に改め、同号を同表市町村

の項第十五号とし、同表市町村の項第十二号中「平成十年度」を「平成十一年度」に改め、同号を同表市町村の項第十四号とし、同表市町村の項第十一号中「平成十年度」を「平成十一年度」に改め、同号を同表市町村の項第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

十三 公共事業等臨時特例
債償還費

第十二条第一項の表市町村の項第十号を同表市町村の項第十一号とし、同表市町村の項第九号中「昭和五十四年度から平成十年度まで」を

九 補正予算債償還費

昭和五十年年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てられた発行を許可された地方債に係る元利償還金平成十一年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てられた発行を許可された地方債の額

第十二条第二項の表第四十八号を同表第五十二号とし、同表第四十七号中「及び平成十年度」を「平成十年度及び平成十一年度」に改め、

(7) 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律
(平成十一年法律第十七号) 第十三条の規定により平成十一年度において起こすことができることとされた地方債の額

第十二条第二項の表第四十六号中「平成十年度」を「平成十一年度」に改め、「空港整備事業」の下に、「公園緑地整備事業」を加え、同号を同表第五十号とし、同表第四十五号中「平

成十年度」を「平成十一年度」に改め、同号を同表第四十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十九 公共事業等
臨時特例対策のため平成五年度において特別に発行を許可された地方債の額
国の補助金等の整理及び合理化等に関する法律(平成五年法律第八号)の規定による国の負担又は補助の割合を規定する法律の改正等に伴い、道路、河川、港湾その他の土木施設等の公共施設又は公用施設の建設事業に係る国の負担額又は補助額の変更が地方負担に及ぼす影響を緩和するため平成五年度において特別に発行を許可された地方債の額

第十二条第二項の表第四十四号を同表第四十七号とし、同表第四十三号中「昭和五十四年度から平成十年度まで」を「昭和五十五年度から

平成十一年度まで」に改め、同号を同表第四十六号とし、同表第四十二号を同表第四十三号とし、同号の次に次の二号を加える。

四十四 昭和五十年
度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てられるため発行を許可された地方債に係る元利償還金
千円
国庫の負担金若しくは補助金を受けて施行した事業に係る経費又は国等の行う事業に係る負担金に充てられるため平成十一年度において発行を許可された地方債で当該国庫の負担金若しくは補助金又は国等の行う事業が同年度の国の補正予算により追加された歳出又は国の公共事業等予備費の使用に係るものうち自治大臣が指定するものに係る当該年度における元利償還金
千円
国庫の負担金若しくは補助金を受けて施行した事業に係る経費又は国等の行う事業に係る負担金に充てられるため平成十一年度において発行を許可された地方債で当該国庫の負担金若しくは補助金又は国等の行う事業が同年度の国の補正予算により追加された歳出又は国の公共事業等予備費の使用に係るものうち自治大臣が指定するものの額

第十二条第二項の表第四十一号を第四十二号とし、第十号から第四十号までを一号ずつ繰

り下げ、第九号の次に次の一号を加える。

十 都市公園の面積
都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号) 第十七条第一項に規定する都市公園台帳に記載されている都市公園で当該市町村が管理するものの面積
千平方メートル

第十三条第五項の表道府県の項第一号中「密度補正」を削り、同表道府県の項第十三号を同表道府県の項第十四号とし、同表道府県の項第十二号中「及び平成十年度」を「平成十年度及び平成十一年度」に改め、同号を同表道府県の項第十三号とし、同表道府県の項第十一号中「平成十年度」を「平成十一年度」に改め、同号を同表道府県の項第十二号とし、同表道府

県の項第十号中「平成十年度」を「平成十一年度」に改め、同号を同表道府県の項第十一号とし、同表道府県の項第九号を同表道府県の項第十号とし、同表道府県の項第八号中「昭和五十四年度から平成十年度まで」を「昭和五十五年

八 補正予算償還
昭和五十年から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てられるため発行を許可された地方債に係る元利償還金
種別補正
平成十一年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てられるため発行を許可された地方債の額

第十三条第五項の表市町村の項第二号中「密度補正、態容補正」を「態容補正」に改め、同表市町村の項第十三号を同表市町村の項第十四号とし、同表市町村の項第十二号中「及び平成十年度」を「平成十年度及び平成十一年度」に改め、同号を同表市町村の項第十三号とし、同表市町村の項第十一号中「平成十年度」を「平成十一年度」に改め、同号を同表市町村の項第十二号とし、同表市町村の項第七号の次に次の一号を加える。

十二号とし、同表市町村の項第十号中「平成十年度」を「平成十一年度」に改め、同号を同表市町村の項第十一号とし、同表市町村の項第九号を同表市町村の項第十号とし、同表市町村の項第八号中「昭和五十四年度から平成十年度まで」を「昭和五十五年

八 補正予算償還
昭和五十年から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てられるため発行を許可された地方債に係る元利償還金
種別補正

平成十一年度において国の補正 種別補正
予算等に係る事業費の財源に充
てるため発行を許可された地方
債の額

附則第四条の見出し中「平成十一年度分」を「平成十二年度分」に改め、同条各号列記以外の部分中「平成十一年度」を「平成十二年度」に、「第八号」を「第七号」に、「千五百億円」を「千三百億円」に、「第九号」を「第八号」に改め、同条第二号を次のように改める。
二 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第 号）による改正前の地方交付税法（以下この条において「旧法」という。）附則第四条の二第六項の規定において平成十二年度分の交付税の総額に加算することとされていた額のうち三千九百十三億円

附則第四条第三号中「千五百五十億円」を「二千八百七十七億円」に改め、同条第四号を削り、同条第五号中「前各号」を「前三号」に、「二千二百一十億円」を「千五百億円」に改め、同条を同条第四号とし、同条第六号中「平成十一年度」を「平成十二年度」に、「七兆六千六百三十三億七千五百五十万円」を「十兆三千三百九十九億七千五百五十万円」に改め、同条を同条第五号とし、同条第七号中「平成十一年度」を「平成十二年度」に、「七千五百八十二億二千九百五十万円」を「一兆五千五百七十七億六千九百五十万円」に改め、同条を同条第六号とし、同条第八号中「平成十一年度」を「平成十二年度」に、「一兆二千三百九十九億五千八百三十三億九千九百九十九万円」を「一兆六千六百三十三億九千九百九十九万円」に改め、同条を同条第七号とし、同条第九号中「平成十一年度」を「平成十二年度」に、「附則第四条の二第三項」を「附則第四条の二第四項」に、「三兆三千九百八十五億三千五百五十万円」を「七兆六千六百三十三億九千九百九十九万円」に改め、同条を同条第八号とし、同条の次に次の一号を加える。

九 平成十一年度における借入金金の額に相当する額のうち旧法附則第四条の二第五項の規定に基づき平成十三年度から平成二十二年までの各年度分の交付税の総額に相当することとされていた額の合算額に相当する額 七千五百八十二億二千九百五十万円
附則第四条第十号中「平成十年度」を「平成十一年度」に、「前号」を「前二号」に、「十七兆七千八百七十一億五千五百八十二億九千九百九十九円」に改め、同条第十一号中「平成十一年度」を「平成十二年度」に、「五千八百八十二億六千万円」を「八千二百七十九億九千九百九十九円」に改める。

附則第四条の二の前の見出し及び同条第一項から第三項までの規定中「平成十二年度」を「平成十三年度」に改め、同条第四項中「五千五百五十億円」を「七千九百一十億円」に、「五千六百四十六億円」を「七千八百八十五億円」に、「六千三百九十九億円」を「八千七百八十二億円」に、「六千九百四十九億円」を「九千六百五十九億九千九百九十九円」に、「七千六百五十一億円」を「一兆六千三百三十二億円」に、「八千四百四十四億五千九百九十九円」を「一兆六千六百八十三億五千九百九十九円」に、「七千五百九十億円」を「一兆九百九十九億九千九百九十九円」に、「六千七百六十三億九千九百九十九円」を「一兆七千三百三十億九千九百九十九円」に、「七千四百三十三億九千九百九十九円」を「一兆八千八百三十三億九千九百九十九円」に、「八千八百八十三億六千七百五十万円」を「一兆二千九百八十三億六千七百五十万円」に改め、同条第五項中「四百七十六億円」を「千二百一十六億円」に、「五百二十三億円」を「千五百七十六億円」に、「五百七十六億円」を「千六百四十四億円」に、「六百三十三億円」を「千二百七十九億九千九百九十九円」に、「六百九十七億九千九百九十九円」を「千四百八十九億九千九百九十九円」に改める。

年 度	金 額
平成十三年度	三千九百六十九億八千万円
平成十四年度	千六百一十二億円
平成十五年度	千九百二十五億円
平成十六年度	二千六百六十七億円
平成十七年度	三千四百三十三億円
平成十八年度	四千二百八十九億九千九百九十九円
平成十九年度	四千七百九十九億九千九百九十九円
平成二十年度	四千八百九十九億九千九百九十九円
平成二十一年度	五千九百五十九億九千九百九十九円
平成二十二年	五千四百四十億円
平成二十三年度	四千六百一十億円
平成二十四年度	三千七百六十六億円
平成二十五年度	二千八百六十六億円
平成二十六年	千八百七十億円
平成二十七年	九百七十億円

まで」に改め、「平成十二年度にあつては第一項の額に第二項及び第三項の規定により加算される額並びに次の表の上欄に掲げる同年度に應ずる同表の下欄に定める金額を加算した額とし」を削り、「及び同表」を「及び次の表」に、「及び平成二十六年」を「から平成二十七年までの各年度」に改め、同項の表を次のように改める。

年 度	金 額
平成十三年度	三千九百六十九億八千万円
平成十四年度	千六百一十二億円
平成十五年度	千九百二十五億円
平成十六年度	二千六百六十七億円
平成十七年度	三千四百三十三億円
平成十八年度	四千二百八十九億九千九百九十九円
平成十九年度	四千七百九十九億九千九百九十九円
平成二十年度	四千八百九十九億九千九百九十九円
平成二十一年度	五千九百五十九億九千九百九十九円
平成二十二年	五千四百四十億円
平成二十三年度	四千六百一十億円
平成二十四年度	三千七百六十六億円
平成二十五年度	二千八百六十六億円
平成二十六年	千八百七十億円
平成二十七年	九百七十億円

附則第四条の二第七項中「六千七百二十四億七千五百六十二万二千円」の下に「及び平成十年度において交付すべきであつた額を超えて交付された額である千九百八十一億百八十九万七千円」を加え、「六百七十二億円」を「八百七十億円」に、「六百七十六億七千五百六十二万二千円」を「八百七十五億七千七百五十一万九千円」に改める。

附則第四条の三を削る。
附則第四条の四第一項中「平成十二年度」を「平成十三年度」に、「附則第四条の二第五項の表」を「前条第五項の表」に改め、同条第二項中「附則第四条の二第八項」を「前条第八項」に改め、同条を附則第四条の三とする。
附則第五条第一項の表に次の一号を加える。

七 合併特例債償還	合併市町村の建設のための事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき	七〇〇
-----------	---	-------	-----

附則第五條第二項の表に次の一号を加える。

七 合併市町村の建設のための事業費の財源に充て
 めの事業費の財源に充て
 るため発行を許可された
 地方債に係る元利償還金
 合併市町村の建設のための事業費の財源に充て
 るため発行を許可された地方債で市町村の合併
 の特例に関する法律第十一条の第二項の規定
 により自治大臣が指定したものに係る当該年度
 における元利償還金
 千円

附則第六條の二第一項中「一、〇八〇円」を
 「二、九二〇円」に、「八、四六〇円」を「九、
 八九〇円」に改める。
 別表を次のように改める。

別表(第十二条関係)

道府県	地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単 位	費 用
一 警察費	警察職員数	一人につき	一〇、五九〇、〇〇〇	円	
		二 土木費			
		1 道路橋りよう費			
		(1) 経常経費	道路の面積	二四八、〇〇〇	
		(2) 投資的経費	道路の延長	六、四四八、〇〇〇	
		2 河川費			
		(1) 経常経費	河川の延長	一四二、〇〇〇	
		(2) 投資的経費	河川の延長	七九二、〇〇〇	
		3 港湾費			
		(1) 経常経費	港湾（漁港を含む）における係留施設の延長	三五、〇〇〇	
二 投資的経費	港湾における外郭施設の延長	一メートルにつき	八、九四〇		
		(2) 投資的経費	漁港における外郭施設の延長	六、三一〇	
		4 その他の土木費			
		(1) 経常経費	人口	一、四二〇	
		(2) 投資的経費	人口	二、五三〇	
		三 教育費			
		1 小学校費	教職員数	五、三〇一、〇〇〇	
		2 中学校費	教職員数	五、一六六、〇〇〇	
		3 高等学校費	教職員数	五、一六六、〇〇〇	

四	厚生労働費	(1) 経常経費	教職員数	一人につき	七、八八四、〇〇〇
		(2) 投資的経費	生徒数	一人につき	七、一五〇〇
		4 特殊教育諸学校費	生徒数	一人につき	五四、五〇〇
		(1) 経常経費	教職員数	一人につき	五、四二三、〇〇〇
		(2) 投資的経費	児童及び生徒の数	一人につき	二七六、〇〇〇
		5 学級数	学級数	一学級につき	一、二九七、〇〇〇
		(2) 投資的経費	学級数	一学級につき	一、六七〇、〇〇〇
		5 学級数	学級数	一人につき	二、二四〇
		(2) 投資的経費	人口	一人につき	三七四、〇〇〇
		5 人口	人口	一人につき	二二五、九〇〇
五	その他の教育費	(1) 経常経費	高等専門学校及び大学の学生の数	一人につき	三、七四〇
		(2) 投資的経費	私立の学校の幼児、児童及び生徒の数	一人につき	二二五、九〇〇
		1 生活保護費	町村部人口	一人につき	五、三〇〇
		2 社会福祉費	人口	一人につき	六、五六〇
		(1) 経常経費	人口	一人につき	四七七
		(2) 投資的経費	人口	一人につき	五、七三〇
		3 衛生費	人口	一人につき	四二、一〇〇
		4 高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口	一人につき	三九、五〇〇
		(1) 経常経費	七十歳以上人口	一人につき	三、九四〇
		(2) 投資的経費	六十五歳以上人口	一人につき	七六一
五	産業経済費	5 労働費	人口	一人につき	四、三四〇
		1 農業行政費	農家数	一人につき	九、八〇〇
		(1) 経常経費	耕地の面積	一ヘクタールにつき	八八、二〇〇
		(2) 投資的経費	公有以外の林野の面積	一ヘクタールにつき	四、三四〇
		2 林野行政費	公有林野の面積	一ヘクタールにつき	一一、一〇〇
		(1) 経常経費	林野の面積	一ヘクタールにつき	九、三一〇
		(2) 投資的経費	水産業者数	一人につき	二、三八、〇〇〇
		3 水産行政費	水産業者数	一人につき	六六、六〇〇
		(1) 経常経費	水産業者数	一人につき	六六、六〇〇
		(2) 投資的経費	水産業者数	一人につき	六六、六〇〇

4	商工行政費	人口	一人につき	二、八〇〇
六	その他の行政費			
1	企画振興費	人口	一人につき	二、〇三〇
(1)	經常經費	人口	一人につき	一、一八〇
(2)	投資的經費	人口	一世帯につき	九、二五〇
2	徴稅費	世帯数	一人につき	一、四二六、〇〇〇
3	恩給費	恩給受給権者数		
4	その他の諸費	人口	一人につき	五、〇四〇
(1)	經常經費	人口	一人につき	四、〇七〇
(2)	投資的經費	人口	一平方キロメートルにつき	一、三六、〇〇〇
七	災害復旧費	面積		九五〇
八	補正予算償還費	災害復旧事業費の財源に充てられたため発行を許可された地方債に充てられたため発行を許可された地方債の額	千円につき	八〇〇
九	地方税減収補てん償還費	地方税の減収補てんのため昭和五十五年度から平成十一年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき	七〇
十	地域財政特例対策償還費	地域財政特例対策のため昭和五十七年度から平成五十七年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき	七四
十一	臨時財政特例償還費	臨時財政特例対策のため昭和六十二年から平成十二年	千円につき	八七

十二	公共事業等臨時特例償還費	公共事業等臨時特例対策のため平成五年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき	一四九
十三	財源対策償還費	平成六年度から平成十一年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行を許可された地方債の額	千円につき	九七
十四	減税補てん償還費	個人の道府県民に係る特別減税等による平成八年度までの各年度、平成十一年度及び平成十一年度の減収を補てんするため当該各年度において特別に起こすことができた地方債の額	千円につき	四一
十五	臨時税収補てん償還費	臨時税収補てんのため平成九年度において特別に起こすことができた地方債の額	千円につき	二一
市町村	一 消防費 二 土木費 1 道路橋りょう費 (1) 經常經費 (2) 投資的經費 2 港湾費 (1) 經常經費 (2) 投資的經費	人口 道路の面積 道路の延長 港湾（漁港を含む）における係留施設の延長 港湾における外郭施設の延長 漁港における外郭施設の延長	一人につき 平方メートルにつき キロメートルにつき メートルにつき メートルにつき メートルにつき	一〇、六〇〇円 一一、二一〇〇〇 六七〇、〇〇〇 三五、〇〇〇 八、九四〇 六、三一〇

3 都市計画費			(1) 經常經費	都市計画区域における人口	一人につき	一、三六〇	
(2) 投資的經費			都市計画区域における人口	一人につき	一、二七〇		
4 公園費			(1) 經常經費	人口	一人につき	六五八	
(2) 投資的經費			都市公園の面積	千平方メートルにつき	一人につき	四〇、八〇〇	
5 下水道費			(1) 經常經費	人口	一人につき	一六〇	
(2) 投資的經費			人口	一人につき	一〇一		
6 その他の土木費			(1) 經常經費	人口	一人につき	一、五九〇	
(2) 投資的經費			人口	一人につき	六三四		
三 教育費			1 小学校費	(1) 經常經費	児童数	一人につき	四六、五〇〇
(2) 投資的經費			学級数	一学級につき	九一、〇〇〇		
2 中学校費			(1) 經常經費	学級数	一校につき	一〇、三三四、〇〇〇	
(2) 投資的經費			学級数	一学級につき	七三八、〇〇〇		
3 高等学校費			(1) 經常經費	生徒数	一人につき	三九、四〇〇	
(2) 投資的經費			学級数	一学級につき	一、一二五、〇〇〇		
4 その他の教育費			(1) 經常經費	学級数	一校につき	二、八一六、〇〇〇	
(2) 投資的經費			学級数	一学級につき	七三八、〇〇〇		
5 厚生費			(1) 經常經費	教職員数	一人につき	七、九三〇、〇〇〇	
(2) 投資的經費			生徒数	一人につき	七、一〇〇		
6 社会福祉費			(1) 經常經費	人口	一人につき	六、〇一〇	
(2) 投資的經費			人口	一人につき	三八六、〇〇〇		
7 災害復旧費			(1) 經常經費	人口	一人につき	三六六	
(2) 投資的經費			人口	一人につき	五、一〇〇		
8 生活保護費			(1) 經常經費	人口	一人につき	六、八三〇	
(2) 投資的經費			人口	一人につき	六、八三〇		
9 生活保護費			(1) 經常經費	人口	一人につき	六、八三〇	
(2) 投資的經費			人口	一人につき	六、八三〇		
10 生活保護費			(1) 經常經費	人口	一人につき	六、八三〇	
(2) 投資的經費			人口	一人につき	六、八三〇		
11 生活保護費			(1) 經常經費	人口	一人につき	六、八三〇	
(2) 投資的經費			人口	一人につき	六、八三〇		
12 生活保護費			(1) 經常經費	人口	一人につき	六、八三〇	
(2) 投資的經費			人口	一人につき	六、八三〇		
13 生活保護費			(1) 經常經費	人口	一人につき	六、八三〇	
(2) 投資的經費			人口	一人につき	六、八三〇		
14 生活保護費			(1) 經常經費	人口	一人につき	六、八三〇	
(2) 投資的經費			人口	一人につき	六、八三〇		
15 生活保護費			(1) 經常經費	人口	一人につき	六、八三〇	
(2) 投資的經費			人口	一人につき	六、八三〇		
16 生活保護費			(1) 經常經費	人口	一人につき	六、八三〇	
(2) 投資的經費			人口	一人につき	六、八三〇		
17 生活保護費			(1) 經常經費	人口	一人につき	六、八三〇	
(2) 投資的經費			人口	一人につき	六、八三〇		
18 生活保護費			(1) 經常經費	人口	一人につき	六、八三〇	
(2) 投資的經費			人口	一人につき	六、八三〇		
19 生活保護費			(1) 經常經費	人口	一人につき	六、八三〇	
(2) 投資的經費			人口	一人につき	六、八三〇		
20 生活保護費			(1) 經常經費	人口	一人につき	六、八三〇	
(2) 投資的經費			人口	一人につき	六、八三〇		
21 生活保護費			(1) 經常經費	人口	一人につき	六、八三〇	
(2) 投資的經費			人口	一人につき	六、八三〇		
22 生活保護費			(1) 經常經費	人口	一人につき	六、八三〇	
(2) 投資的經費			人口	一人につき	六、八三〇		
23 生活保護費			(1) 經常經費	人口	一人につき	六、八三〇	
(2) 投資的經費			人口	一人につき	六、八三〇		
24 生活保護費			(1) 經常經費	人口	一人につき	六、八三〇	
(2) 投資的經費			人口	一人につき			

八 刃地対策事業債 償還費	刃地対策事業債の 財源に充てるため 発行を許可された 地方債に係る元利 償還金	千円につき	八〇〇
九 補正予算債償還 費	昭和五十年度から 平成十年度までの 各年度において国 の補正予算等に係 る事業費の財源に 充てるため発行を 許可された地方債 に係る元利償還金	千円につき	八〇〇
十 地方税減収補て ん債償還費	地方税の減収補て んのため昭和五十 五年度から平成十 一年度までの各年 度において特別に 発行を許可された 地方債の額	千円につき	七〇
十一 地域財政特例 対策債償還費	地域財政特例対策 のため昭和五十 五年度から平成十 一年度までの各年 度において特別に 発行を許可された 地方債の額	千円につき	七四
十二 臨時財政特例 債償還費	臨時財政特例対策 のため昭和六十 三年から平成十三 年度までの各年 度において特別に 発行を許可された 地方債の額	千円につき	八七
十三 公共事業等臨 時特例債償還費	公共事業等臨時特 例対策のため平成 五年度において特 別に発行を許可さ れた地方債の額	千円につき	一四九
十四 財源対策債償 還費	平成六年度から平 成十一年度までの 各年度の財源対策 のため当該各年度 において発行を許 可された地方債の 額	千円につき	九七

十五 減税補てん債 償還費	個人の市町村民税 に係る特別減税等 による平成六年度 から平成八年度ま での各年度、平成 十年度及び平成十 一年度の減税を補 てんするため当該 各年度において特 別に起こすことが できることとされ た地方債の額	千円につき	四一
十六 臨時税収補て ん債償還費	臨時税収補てんの ため平成九年度に おいて特別に起こ すことができた地 方債の額	千円につき	二〇

(交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正)
第二条 交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九法律第百三三号)の一部を次のように改正する。
附則第五条第一項の表以外の部分中「平成十一年度から平成三十七年度まで」を「平成十二年

年度から平成三十七年度まで」に改め、「平成十一年度及び」を削り、「三十兆四百三十六億九千五百八十二万九千円」を「三十八兆三千一百七十七億九千五百八十二万九千円」に、「平成十一年度分等の借入金限度額」を「平成十二年度の借入金限度額」に改め、同項の表を次のように改める。

年 度	控		除		額
	地方交付税附則第四条第 五号の額に相当する借入 金限度額に係るもの	七千九十一億円	地方交付税法附則第 四条第六号の額に相 当するもの	千二百十六億円	その他のもの
平成十三年度		七千九十一億円		千二百十六億円	一兆二百四十二億 八千二百八十二万九千円
平成十四年度		七千八百八十五億円		千五百十七億円	五千七百四十八億円
平成十五年度		八千七百八十二億円		千六百十四億円	七千五百五十七億円
平成十六年度		九千六百五十九億円		千二百七十九億円	九千八百六十九億円
平成十七年度		一兆六百三十二億円		千四百八億円	一兆三千九百八十九億円
平成十八年度		一兆六千八百三十三億 五千万円		千五百四十八億円	一兆八千三百九十八億円
平成十九年度		一兆千九百九十七億円		千七百三十三億円	二兆二百三十一億円
平成二十年度		一兆七百三十億円		千八百七十三億円	二兆二千二百四十七億円

平成二十一年度	一兆千八百三億円	二千六十一億円	二兆四千四百六十一億 六千万円
平成二十二年度	一兆二千九百八十三億 六千七百五十万円	二千二百六十七億 二千万円	二兆三千八百六十三億 四千万円
平成二十三年度	四百二十九億円		一兆九千五百五十七億 五千万円
平成二十四年度	二百三十四億円		一兆七千七百四十六億 一千万円
平成二十五年度			一兆七千三百三十九億 六千五百万円
平成二十六年 度			一兆五千四百九十八億 二百五十万円
平成二十七年 度			八千八百二十八億 三千八百万円
平成二十八年度			千七百八十四億円
平成二十九年度			千八百六十五億円
平成三十年度			千九百四十八億円
平成三十一年 度			二千三十七億円
平成三十二年 度			二千二百二十七億円
平成三十三年 度			二千二百二十二億円
平成三十四年 度			二千三百二十三億円
平成三十五年 度			二千四百二十八億円
平成三十六年 度			二千七百三十七億円
平成三十七年 度			三千九百五十五億円

七百三億円」に、「九百二十七億円」を「千八百七十三億円」に、「千二十億円」を「二千六百七十一億円」に、「千百二十一億三千万円」を「二

千二百六十七億二千万円」に改め、同条第四号の表を次のように改める。

年	度	金	額
平成十三年度		三千九百六十九億八千万円	
平成十四年度		千六百十二億円	
平成十五年度		千九百二十五億円	
平成十六年度		二千六百六十七億円	
平成十七年度		三千四百三十三億円	
平成十八年度		四千二百八十九億円	
平成十九年度		四千七百九十九億円	
平成二十年度		四千八百九十九億四千八百八十八万九千円	
平成二十一年度		五千九百五十九億円	
平成二十二年度		五千四百四十億円	
平成二十三年度		四千六百一億円	
平成二十四年度		三千七百六億円	
平成二十五年度		二千八百六億円	
平成二十六年		千八百七十億円	
平成二十七年		九百七十億円	

附則第六条中「平成十一年度」を「平成十二年度」に改める。

附則第六條の二第一項及び第六條の三第一項中「平成十二年度」を「平成十三年度」に改める。

附則第七条中「平成十一年度」を「平成十二年度」に、「第五号」を「第四号」に改め、「平成十二年度にあつては第四条の規定により算定した額に第一号及び第四号に掲げる額の合算額を加算した額とし」を削り、「各年度にあつては同条」を「各年度にあつては第四条」に、「及び平成二十六年」を「から平成二十七年」度までの各年度」に改め、同条第二号中「五千五百五十億円」を「七千九十一億円」に、「五千六百四十六億円」を「七千八百八十五億円」に、「六千三百十九億円」を「八千七百八十二億円」

に、「六千九百四十九億円」を「九千六百五十
九億円」に、「七千六百五十一億円」を「一兆
六百三十二億円」に、「八千四百四億五千万円」
を「一兆千六百八十三億五千万円」に、「七千
五百九十億円」を「一兆千九百九十七億円」に、
「六千七百六十三億円」を「一兆七百三十億円」
に、「七千四百三十九億円」を「一兆千八百三
億円」に、「八千八百八十三億六千七百五十万円」
を「一兆二千九百八十三億六千七百五十万円」
に改め、同条第三号中「四百七十六億円」を「千
二百十六億円」に、「五百二十三億円」を「千
五十七億円」に、「五百七十六億円」を「千百
六十四億円」に、「六百三十三億円」を「千二
百七十九億円」に、「六百九十七億円」を「千
四百八億円」に、「七百六十六億円」を「千五
百四十八億円」に、「八百四十三億円」を「千

附
目

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成十二年度分の地方交付税から適用する。

(交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の交付税及び譲与税配付金特別会計法の規定は、平成十二年度分の予算から適用する。

(地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第四条 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成十一年法律第八十七号）の一部を次のように改正する。

第四百六十二条のうち地方交付税法第十二条の改正規定中「同条第二項の表第四十一号」を「同条第二項の表第四十二号」に、「同条第四十二号」を「同表第四十三号」に改める。

第四百六十二条のうち地方交付税法附則第五条及び第八条の改正規定中「及び第六号」を「第六号及び第七号」に改める。

(中央省庁等改革関係法施行法の一部改正)

第五条 中央省庁等改革関係法施行法(平成十一年法律第百六十号)の一部を次のように改正する。

第百九十六條のうち地方交付税法の改正規定中「本則（第十二条第二項の表第四十一号を除く。）を「本則（第十二条第二項の表第四十二号を除く。）に、「第十二条第二項の表第四十二号」を「第十二条第二項の表第四十一号」に、「同表第四十一号」を「同表第四十二号」に、及

び第六号」を「第六号及び第七号」に改める。

理由

地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等にかんがみ、地方交付税の総額の確保に資するため、平成十二年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるとともに、平成十三年度から平成二十四年度までの間における一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入れに関する特例等を改正するほか、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するため地方交付税の単位費用を改正する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十二年三月十日印刷

平成十二年三月十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

P